

# にっこり安心プラン

第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画

第7期宇都宮市介護保険事業計画

(地域包括ケア計画)



平成30年3月

宇 都 宮 市



# はじめに

我が国は、世界に例のない速いスピードで高齢化が進み、本市においても既に高齢化率が23%を超えた超高齢社会を迎えています。今後、ますます高齢化が進むことにより、認知症やひとり暮らしなど、介護や支援を必要とする高齢者の更なる増加が見込まれています。

このような中、本市におきましては「第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画」に基づき、保健・福祉体制の充実や高齢者の健康づくりのほか、介護サービスの提供、認知症対策などに取り組んできたところでありますが、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の保健・福祉・医療・介護等の施策の更なる充実を図るため、「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を策定いたしました。

本計画では、「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」を基本理念に掲げ、高齢者の健康づくりや生きがいづくりのほか、元気な高齢者も含めた多様な担い手が支え合う地域社会づくり、介護が必要になっても安心して暮らし続けるための介護サービスの提供、医療・介護・福祉が緊密に連携した認知症ケア体制の充実などに着実に取り組むとともに、本市の目指す「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成と一体となった独自の「地域包括ケアシステム」の構築を推進してまいります。

本計画が目指す社会の実現には、市民の皆様をはじめ、関係機関、団体等の皆様方との連携・協力が必要となりますことから、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、このたびの計画策定にあたりまして、御尽力をいただきました宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民の皆様、数々の貴重な御意見をいただきました多くの皆様に心から御礼申し上げます。

平成30年3月

オレンジリングは認知症の方を支援する  
「認知症サポーター」のしるしです。



宇都宮市長 佐藤 栄一

# 目次

|   |          |
|---|----------|
| <b>第1章 計画の趣旨</b>                        | <b>1</b> |
| 1 計画策定の趣旨 .....                         | 1        |
| 2 計画の位置付け .....                         | 2        |
| (1) 法的位置付け .....                        | 2        |
| (2) 宇都宮市の計画体系における位置付け .....             | 4        |
| 3 計画の期間 .....                           | 5        |
| 4 計画の構成・特徴 .....                        | 6        |
| <b>第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理</b>          | <b>7</b> |
| 1 国の動向 .....                            | 7        |
| 2 宇都宮市の高齢者の状況 .....                     | 8        |
| (1) 人口 .....                            | 8        |
| (2) 世帯 .....                            | 10       |
| (3) 被保険者数と認定者数 .....                    | 12       |
| (4) 認知症高齢者の推計 .....                     | 14       |
| (5) 死亡の場所 .....                         | 15       |
| 3 基礎調査結果 .....                          | 16       |
| (1) 基礎調査の概要 .....                       | 16       |
| (2) 高齢者調査及び若年者調査の概要 .....               | 17       |
| (3) 在宅介護実態調査 .....                      | 33       |
| (4) 高齢社会において必要だと思われる施策 .....            | 36       |
| (5) 認知症に関する調査 .....                     | 37       |
| (6) 今後重点を置くべき認知症施策（高齢者調査・若年者調査） .....   | 43       |
| 4 前期計画の課題の整理 .....                      | 44       |
| 5 国の動向や高齢者の状況・ニーズから導出された<br>新たな課題 ..... | 46       |
| (1) 地域支え合い活動へ的高齢者の参加 .....              | 46       |
| (2) 「在宅医療」「認知症対策」への医療従事者の積極的な参加 .....   | 46       |
| (3) 在宅医や訪問看護師の確保 .....                  | 46       |
| (4) 認知症になっても安心して暮らし続けられる環境の整備 .....     | 46       |
| (5) 地域包括支援センターの機能的な圏域・立地 .....          | 47       |
| 6 課題の総括 .....                           | 48       |

|                  |    |
|------------------|----|
| 第3章 計画の基本理念と基本目標 | 49 |
|------------------|----|

- |              |    |
|--------------|----|
| 1 基本理念 ..... | 49 |
| 2 基本目標 ..... | 49 |

|              |    |
|--------------|----|
| 第4章 施策・事業の展開 | 52 |
|--------------|----|

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 1 施策の体系.....                       | 52 |
| 2 基本目標ごとの取組 .....                  | 52 |
| 基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現.....      | 52 |
| 基本目標2 地域で支え合う社会の実現 .....           | 60 |
| 基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現 .....   | 72 |
| 基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現..... | 95 |

|                          |     |
|--------------------------|-----|
| 第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて | 107 |
|--------------------------|-----|

- |  |     |
|--|-----|
| 1 地域包括ケアシステムの将来像.....                          | 107 |
| (1) 2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けた課題と<br>取組の方向性 ..... | 107 |
| (2) 市民の身体状況に応じた自立した生活の実現 .....                 | 110 |
| (3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組 .....                  | 111 |
| (4) 地域包括ケアシステム構築に向けた工程と主な施策・事業.....            | 114 |
| (5) 身近な地域から市域全体までの重層的な体制の構築 .....              | 115 |
| 2 市民理解の促進.....                                 | 118 |
| (1) 地域のサービスや支援に関する周知 .....                     | 118 |
| (2) 市民の主体的な行動に向けた理解促進.....                     | 118 |

|               |     |
|---------------|-----|
| 第6章 計画の推進に向けて | 119 |
|---------------|-----|

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 1 計画の周知.....        | 119 |
| 2 身近な地域での事業展開 ..... | 119 |
| 3 地域・関係機関との連携 ..... | 119 |
| 4 事業者への支援.....      | 120 |
| 5 計画の進行管理.....      | 120 |
| 6 関係部局との連携 .....    | 120 |
| 7 計画の評価.....        | 120 |

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 1   | 第7期宇都宮市介護保険事業計画の見込み.....                   | 121 |
| (1) | 要支援・要介護認定者数推計.....                         | 121 |
| (2) | サービス量推計.....                               | 122 |
| (3) | 施設・居住系サービス・地域密着型サービスの整備見込み.....            | 126 |
| (4) | 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備状況.....               | 127 |
| (5) | 地域支援事業の見込み.....                            | 128 |
| 2   | 地域包括ケア計画の主要事業と目標値.....                     | 131 |
| 3   | 前期計画（第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画）の評価..... | 139 |
| 4   | 策定過程.....                                  | 149 |
| 5   | 用語解説.....                                  | 172 |

第1章  
計画の趣旨

---



## 第1章 計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

2000年（平成12年）4月に施行された介護保険制度は、サービス提供基盤の整備に伴いサービス利用者が増加する等、介護を必要とする高齢者や介護者を支える社会保障として定着してきました。

さらに、2006年（平成18年）4月からは「地域包括支援センターの設置」「地域密着型サービスの創設」など、予防重視型システムへの転換を図るための制度改正が行われました。

これを受け、本市でも、高齢者の身近な相談支援機関として、市内21か所（その後、市町合併に伴い25か所）に地域包括支援センターを設置し、介護予防事業や認知症高齢者等対策に重点的に取り組んできたところです。

この間にも、高齢者人口は増加し、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には、要介護（要支援）認定者や何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予測されています。

このような状況の中で、国では高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため、2011年（平成23年）6月に介護保険法等の改正を行い、定期巡回・随時対応型サービスの創設等を行いました。ついで、2014年（平成26年）6月に成立した医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律）では、医療提供体制の再編に向けた政策手段の拡充や介護予防・日常生活支援総合事業の創設、地域支援事業の拡充を行うとともに、費用負担の公平化が掲げられました。さらに、2017年（平成29年）6月には、「地域包括ケアシステムの深化・推進」及び「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とした介護保険法の改正が行われ、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化や医療・介護連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、介護保険サービス利用時の負担割合の見直しなど、様々な取組や制度の見直しが進められることとなりました。

このような、高齢者を取り巻く環境の変化も踏まえながら、高齢者の保健・福祉・医療・介護等の施策について将来の展望を見据えた施策を推進していくため、2018年度（平成30年度）を初年度とする「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

### (1) 法的位置付け

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定する計画です。本市の高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉や介護等の施策を総合的に推進するため一体的なものとして策定します。

表 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 策定の法的根拠

|  |
|--|
| <p>◆老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める</li><li>・ 老人福祉事業の量の目標その他必要な事項を定める</li><li>・ 介護保険事業計画と一体のものとして作成</li></ul> <p>◆介護保険事業計画（介護保険法第117条）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 3年を1期とする介護保険給付の円滑な実施に関する計画を定める</li><li>・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量とその確保のための方策</li><li>・ 地域支援事業に要する費用の額、見込み量とその確保のための方策</li><li>・ 介護給付費等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項</li><li>・ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項</li><li>・ その他保険給付の円滑な実施を図るための事項</li><li>・ 老人福祉計画と一体のものとして作成</li></ul> |
|--|

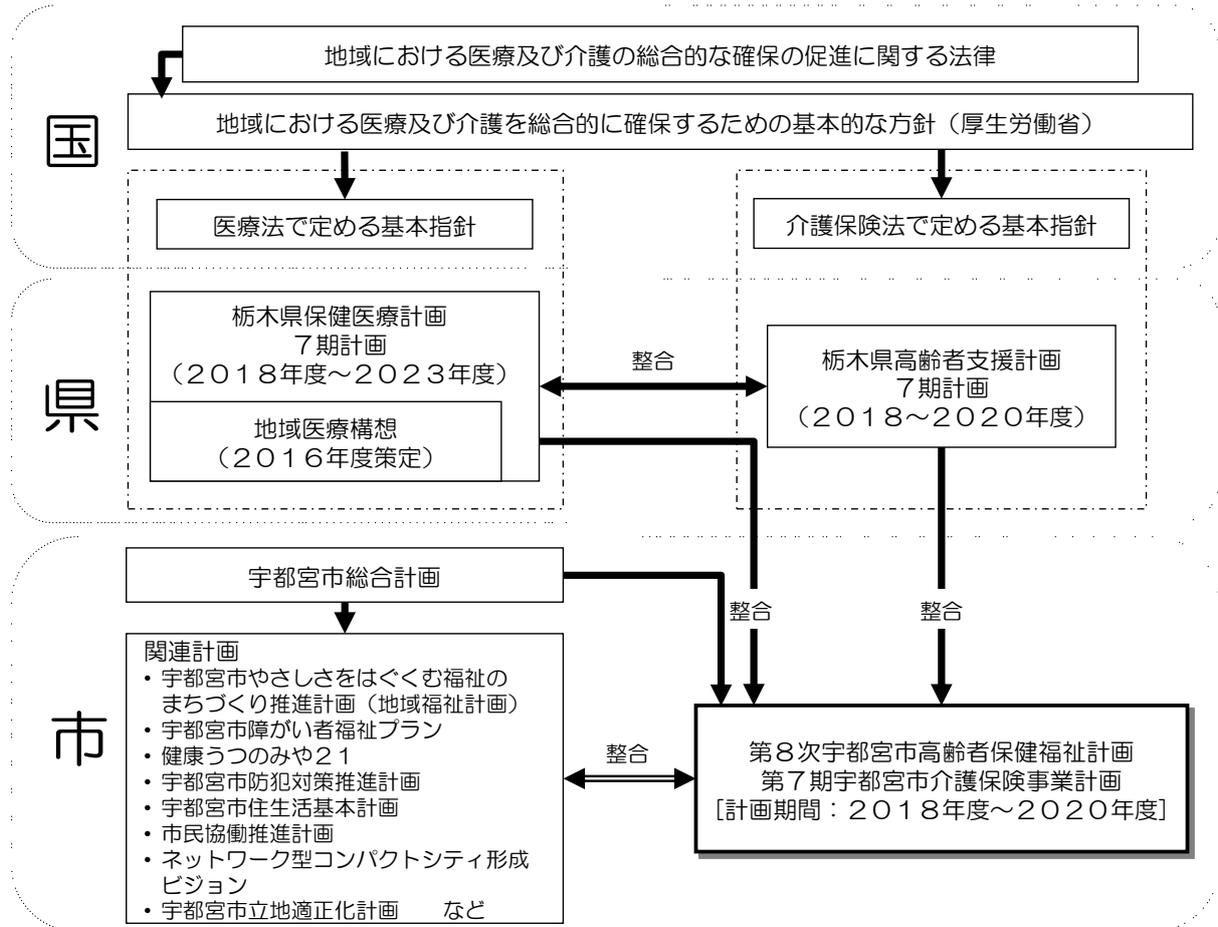
表 2 地域包括ケア計画としての位置付け

|   |
|---|
| <p>◆介護保険法で定める基本指針（介護保険法第116条）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付ける</li></ul> |
|---|

(2) 宇都宮市の計画体系における位置付け

本計画は、宇都宮市総合計画の分野別計画（健康・福祉分野）に掲げる基本施策を実現するための基本計画として位置付け、栃木県高齢者支援計画（7期計画）、栃木県保健医療計画（7期計画）・地域医療構想との整合及び、関連計画における高齢者に関する施策・事業との整合を図りながら策定しました。

図 1 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・  
第7期宇都宮市介護保険事業計画と他計画との関連図



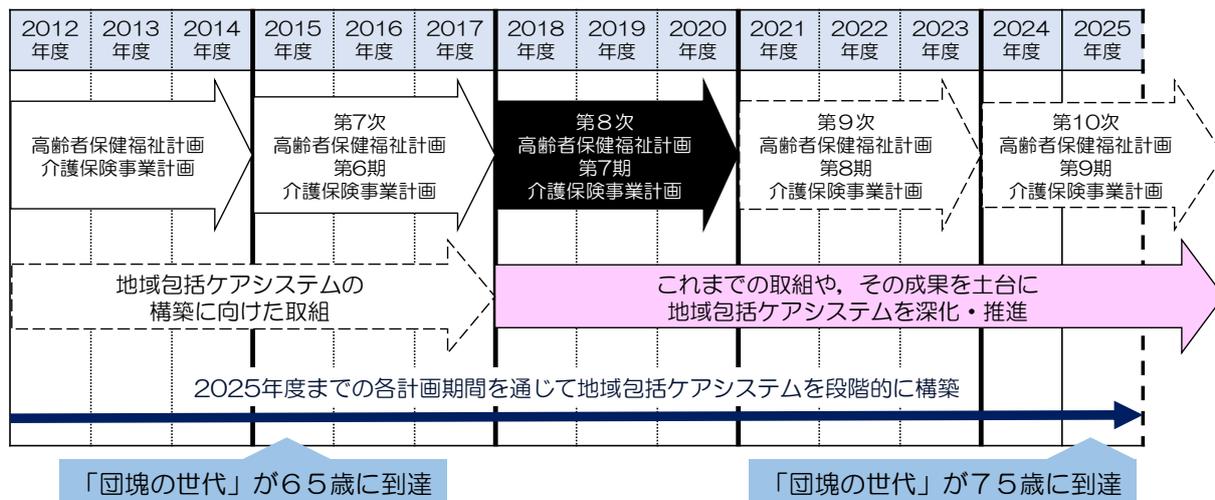
### 3 計画の期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は3年を1期として策定します。

「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」は2018年度（平成30年度）から2020年度までを計画期間とします。

また、本市の「地域包括ケア計画」としては、2025年度までに地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための第1期目の計画となります。

図2 計画のスケジュール



## 4 計画の構成・特徴

本市の高齢者施策を推進する上で最適な計画を策定するため、3年間の計画期間のなかで、本市が責任を持って達成を目指す施策・事業を明示する必要があることから、次の3つの特徴を備えた構成の計画となっています。

表 3 本計画の特徴

- 特徴1：「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた新たな計画  
本市ではこれまでも、地域療養支援体制の整備や認知症高齢者対策事業、介護予防事業などに先駆的に取り組んできたところであり、ネットワーク型コンパクトシティの形成と一体的にこれらの事業を体系化し、「地域包括ケアシステム」の将来像や施策の方向性を盛り込んだ計画で「地域包括ケア計画」の位置付けとし、医療・介護・福祉のいずれの分野でも更なる促進を図ることとしました。
- 特徴2：将来の医療・介護需要への対応  
高齢化等による今後の医療需要にも対応できるよう、本計画では、従来の計画期間内の介護サービス量の需要推計だけではなく、栃木県が策定する医療計画との整合を図り、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた内容としました。
- 特徴3：全体を見通せる計画構成  
毎日の健康づくりから地域での支え合い、介護サービスを経て在宅福祉や権利擁護に至るまでの流れを反映した基本目標を設定（自助から公助まで）したほか、本市ならではの取組を紹介するコラムを設けました。



第2章  
高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理

---



## 第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理

### 1 国の動向

2017年（平成29年）6月の介護保険制度の改正（「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」）では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に適切なサービスが提供されるよう、下記のような考え方が示されています。

表 4 「地域包括ケアシステムの強化のための  
介護保険法等の一部を改正する法律」の主な改正内容

|    |  |
|----|--|
| I  | 地域包括ケアシステムの深化・推進   |
| 1  | 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進<br>（介護保険法）   |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向け取り組む仕組みの制度化</li> </ul>  |
| 2  | 医療・介護の連携の推進等（介護保険法，医療法）  |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた，新たな介護保険施設の創設</li> <li>医療・介護の連携等に関し，都道府県による市町村への必要な情報の提供その他の支援の規定の整備</li> </ul>         |
| 3  | 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等<br>（社会福祉法，介護保険法，障害者総合支援法，児童福祉法）  |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり，福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化</li> <li>高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため，介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスの創設</li> </ul> |
| II | 介護保険制度の持続可能性の確保  |
| 1  | 2割負担者のうち特に所得の高い層への3割負担の導入（介護保険法）   |
| 2  | 介護納付金の総報酬割の導入（介護保険法）   |

## 2 宇都宮市の高齢者の状況

### (1) 人口

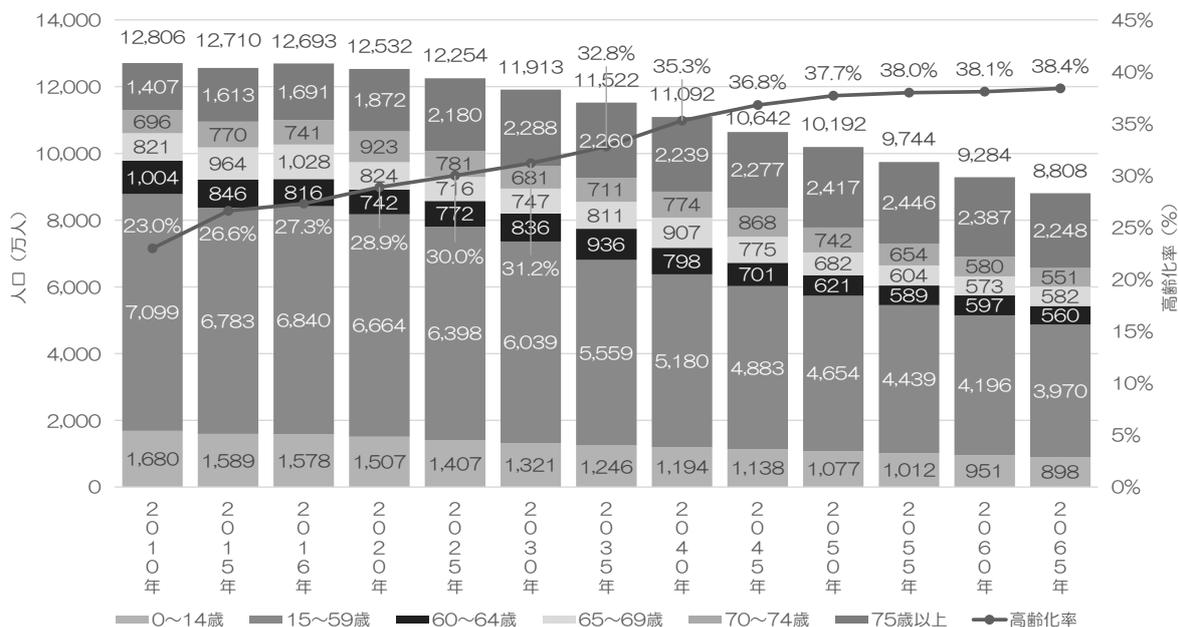
#### ○ 全国の人口

我が国の総人口は、長期の人口減少過程に入っており、2029年に人口1億2,000万人を下回った後も減少を続け、2053年には1億人を割って9,924万人となり、2065年には8,808万人になると推計されています。

一方、高齢者人口は、「団塊の世代」が65歳以上となった2015年（平成27年）に3,347万人となり、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には3,677万人に達すると見込まれています。

また、総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、2036年に33.3%で3人に1人となり、2042年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢化率は上昇傾向にあり、2065年には38.4%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されています。

図3 年齢区分別将来人口推計と高齢化の推移

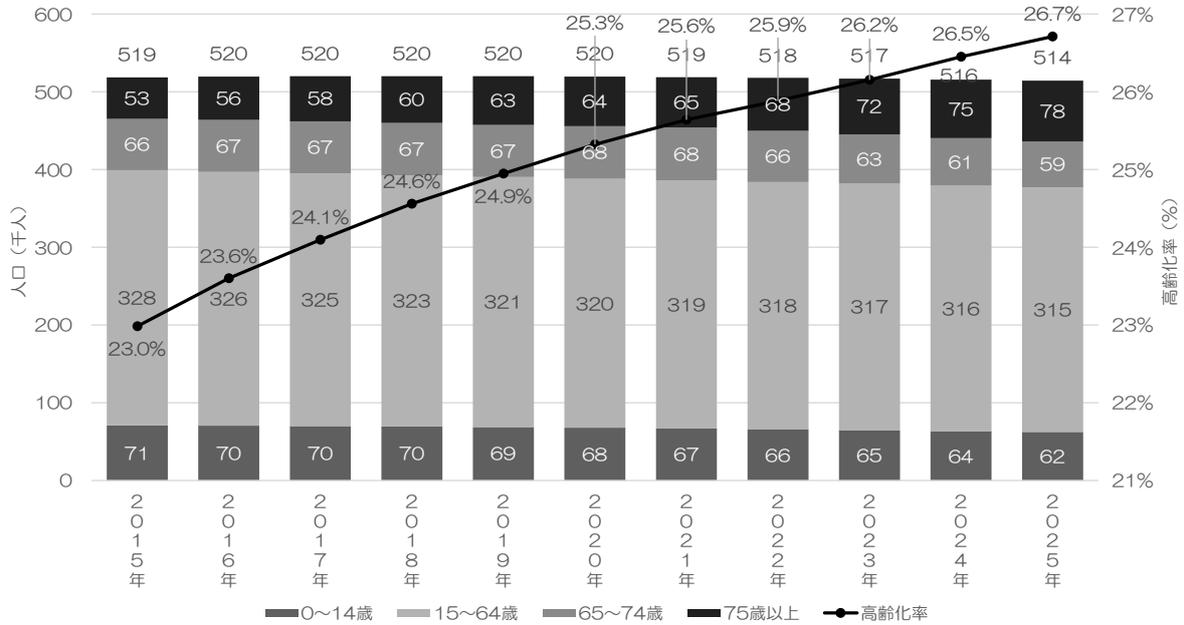


出典：内閣府「平成29年版高齢社会白書」

○ 本市の人口

本市の人口は2018年（平成30年）をピークに減少に転じるなか、老年人口は増加し年少人口は減少すると見込まれ、これにより、本市の高齢化率は年々上昇し2025年には26.7%に達するものと見込まれます。

図 4 年齢別人口と高齢化の推移



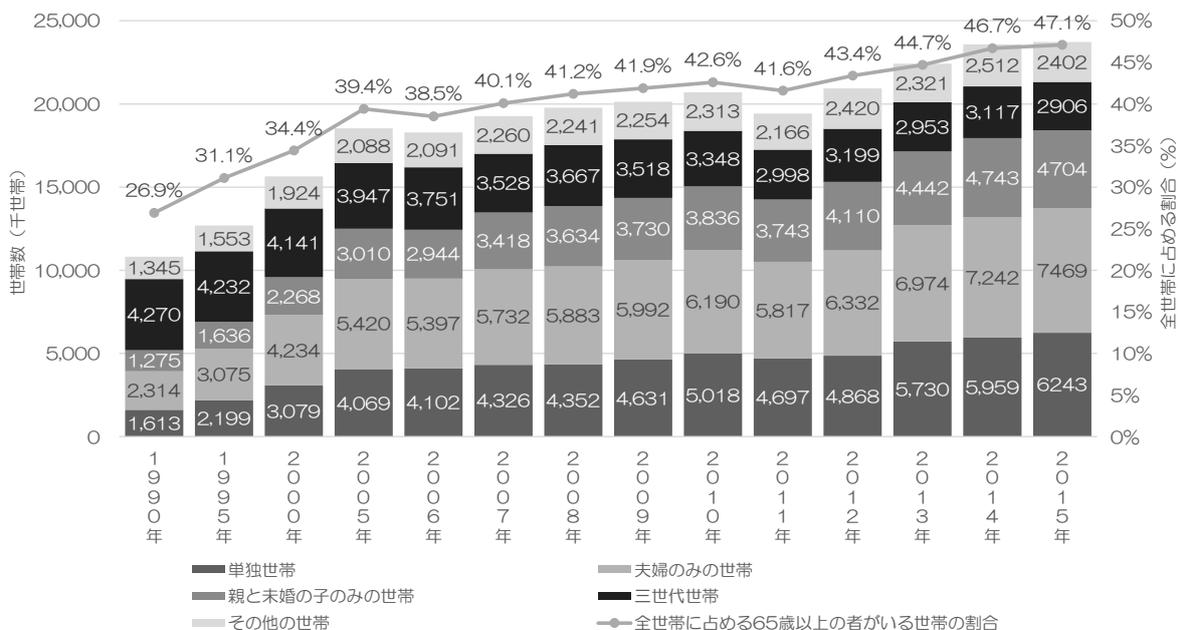
出典：第6次宇都宮市総合計画

(2) 世帯

○ 世帯数と世帯構成（全国）

全国における、65歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、2015年（平成27年）現在、世帯数は2,372万4千世帯と、全世帯（5,036万1千世帯）の47.1%を占めています。

図5 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合と全世帯に占める割合

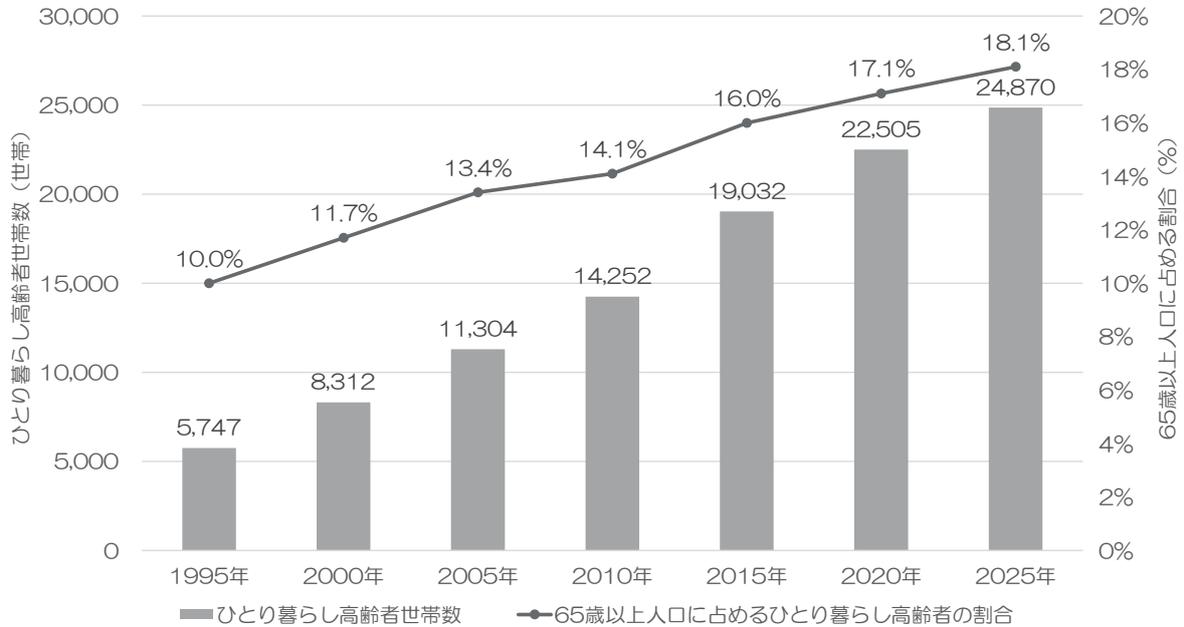


出典：内閣府「平成29年版高齢社会白書」

○ ひとり暮らし高齢者世帯数（本市）

本市では、ひとり暮らし高齢者は増加傾向にあり、2015年（平成27年）時点で、高齢者の16.0%がひとり暮らしとなっており、また、ひとり暮らし高齢者世帯数は、今後も増加することが見込まれています。

図 6 ひとり暮らし高齢者世帯数の推移



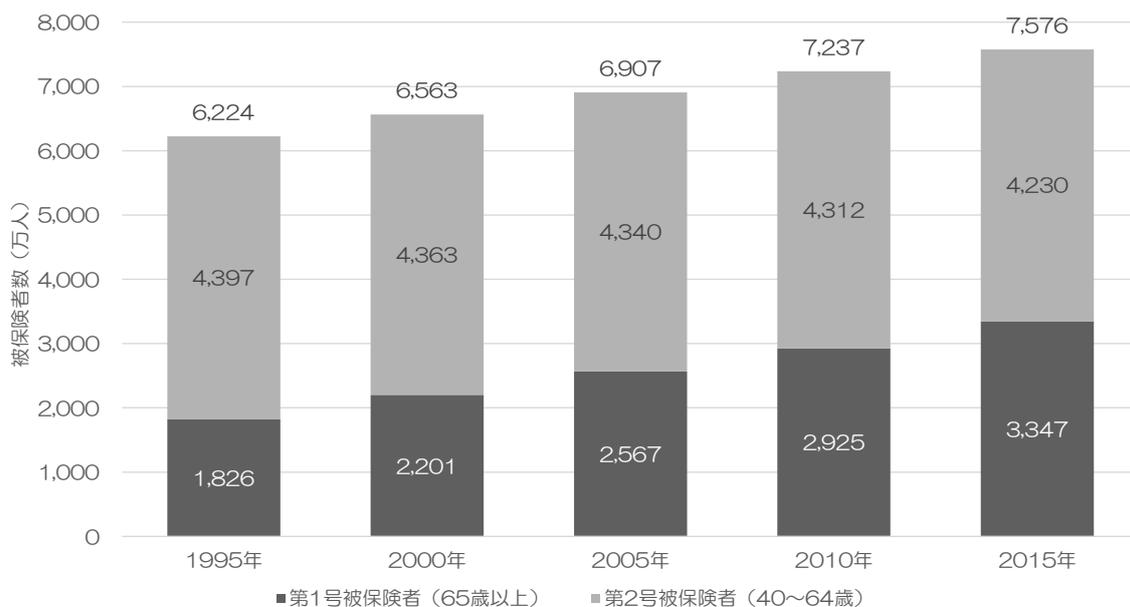
出典：1995年～2015年：総務省 国勢調査，2020年，2025年：第6次宇都宮市総合計画

(3) 被保険者数と認定者数

○ 被保険者数

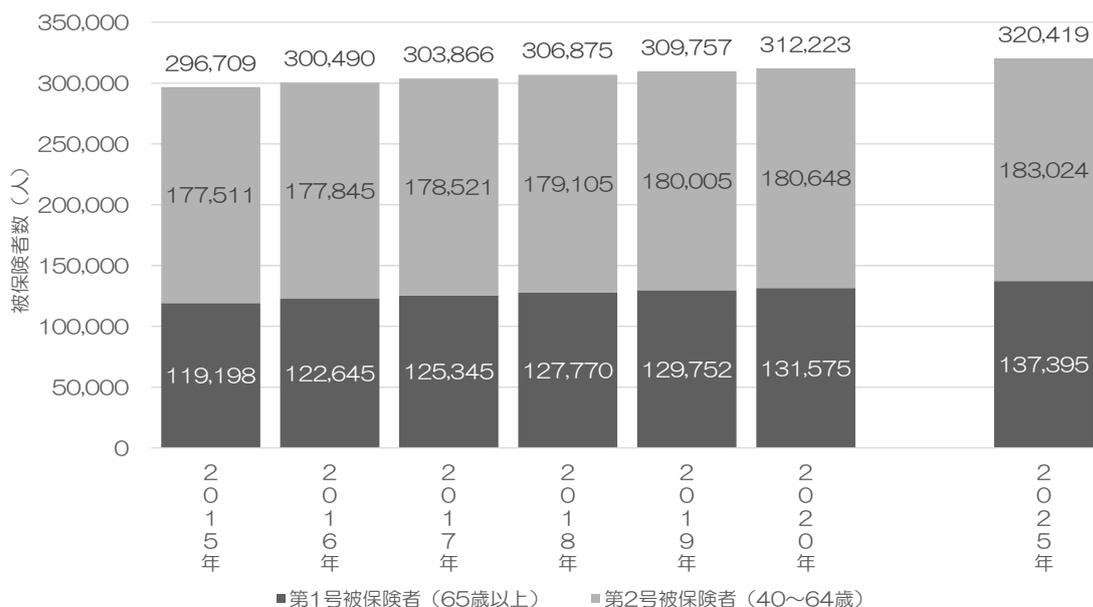
全国における被保険者数は年々増加しており、2015年（平成27年）には7,500万人を超えました。本市の被保険者数も年々増加しており、2025年には、30万人を超えると見込まれます。

図 7 全国の被保険者数の推移



出典：総務省 国勢調査

図 8 本市の被保険者数の推移



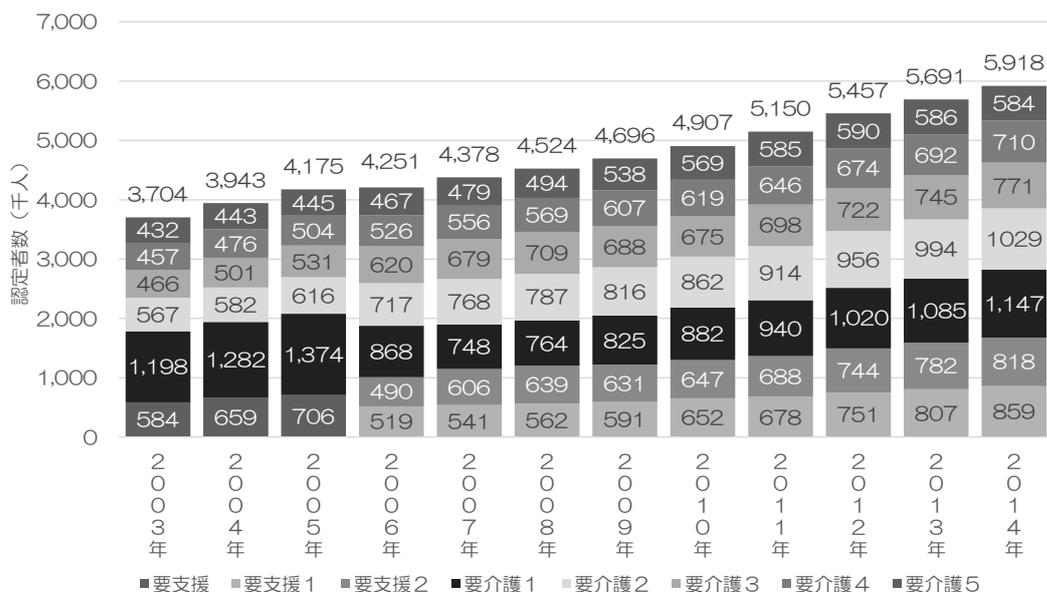
出典：第6次宇都宮市総合計画

※ 将来の推計については、小数点以下が含まれており、内訳の合計が総人口と合致しない場合があります。

○ 認定者数

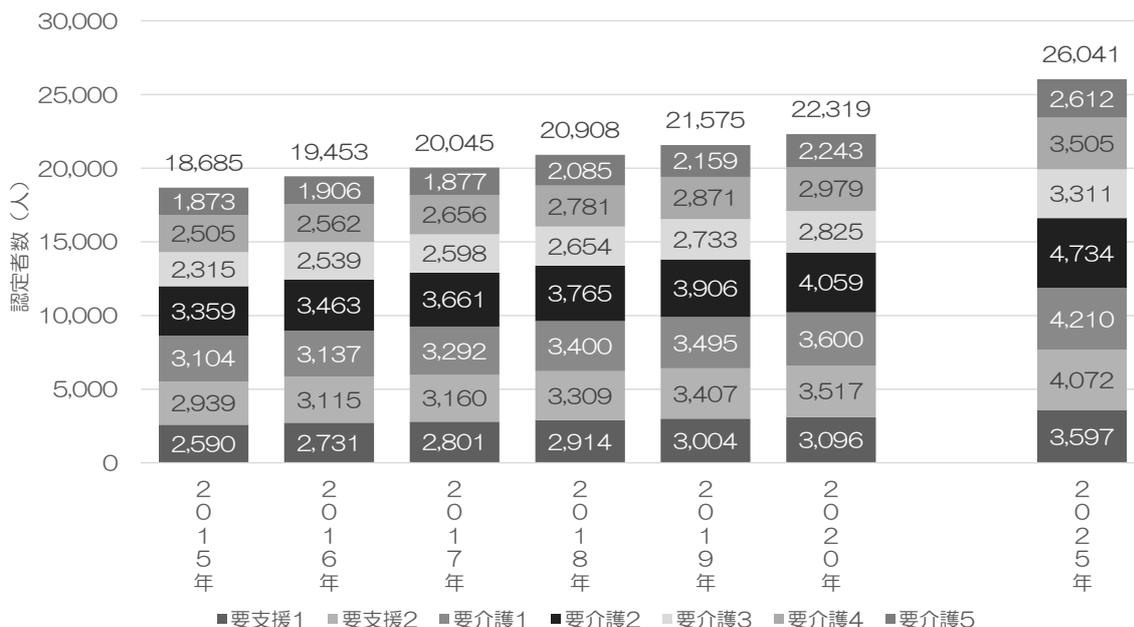
全国における要介護者又は要支援者と認定された者の数についてみると、2014年度（平成26年度）末で591万8千人となっており、2003年度（平成15年度）末（370万4千人）から221万4千人増加しています。本市における、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、2025年には2万6千人を超えるものと見込まれます。

図 9 第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」※ 2006年～2008年度：「経過的要介護」を除く

図 10 本市の要介護・要支援認定者の状況



出典：厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」

(4) 認知症高齢者の推計

高齢化に伴い、国の認知症高齢者数推計においても、認知症高齢者（要介護認定者における日常生活自立度Ⅱ以上）数は年々増加する傾向と見込まれています。この、国の推計を本市にあてはめて推計した場合、2015年（平成27年）には10,222人の認知症高齢者がいると見込まれ、2025年には、約14,000人まで増加すると見込まれています。

図 11 65歳以上の認知症高齢者の推定者数

|                     | 2010年  | 2015年   | 2020年    | 2025年    |
|---------------------|--------|---------|----------|----------|
| 65歳以上人口に対する比率（全国）   | 9.5%   | 10.2%   | 11.3%    | 12.8%    |
| 認知症高齢者数（全国）         | 280万人  | 345万人   | 410万人    | 470万人    |
| 65歳以上人口に対する比率（宇都宮市） | 8.2%   | 8.4%    | 9.0%     | 9.8%     |
| 認知症高齢者数（宇都宮市）       | 8,297人 | 10,222人 | 約12,000人 | 約14,000人 |

出典：65歳以上人口に対する比率（全国）：

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室公表資料から引用

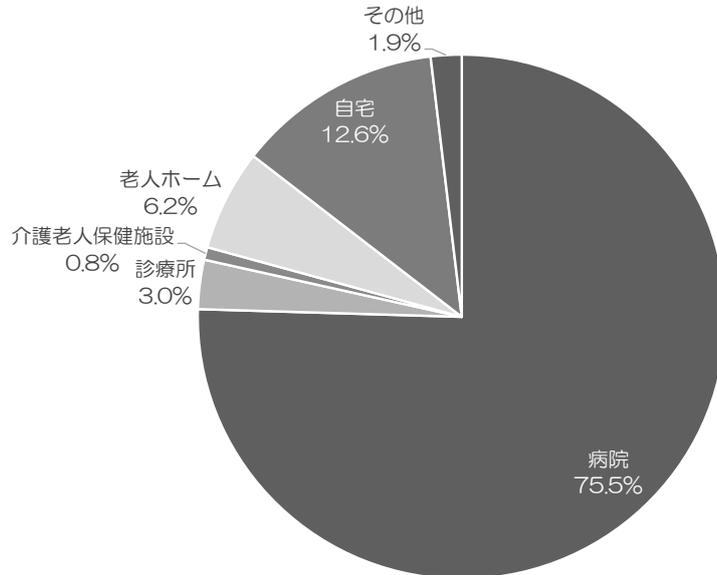
認知症高齢者数（宇都宮市）：

認知症高齢者数（全国）の伸び率、宇都宮市人口ビジョン（平成27年10月）を基に推計

(5) 死亡の場所

本市における死亡の場所についてみると、「病院」(75.5%)が最も多く、次いで「自宅」(12.6%)となっています。また、在宅(自宅・施設等)で亡くなる方は21.5%となっています。

図 12 死亡の場所(2015年度)



出典：栃木県人口動態統計

### 3 基礎調査結果

#### (1) 基礎調査の概要

##### ア 目的

本計画の策定に当たり、高齢者やこれから高齢期を迎える者等の生活実態、意識・意向等を把握するために調査を実施しました。

##### イ 調査内容

- ・ 調査期間 …… 2017年（平成29年）3月17日～3月27日
- ・ 調査基準日 …… 2017年（平成29年）1月31日現在
- ・ 調査方法 …… 郵送配布，郵送回収
- ・ 調査対象者及び回収状況

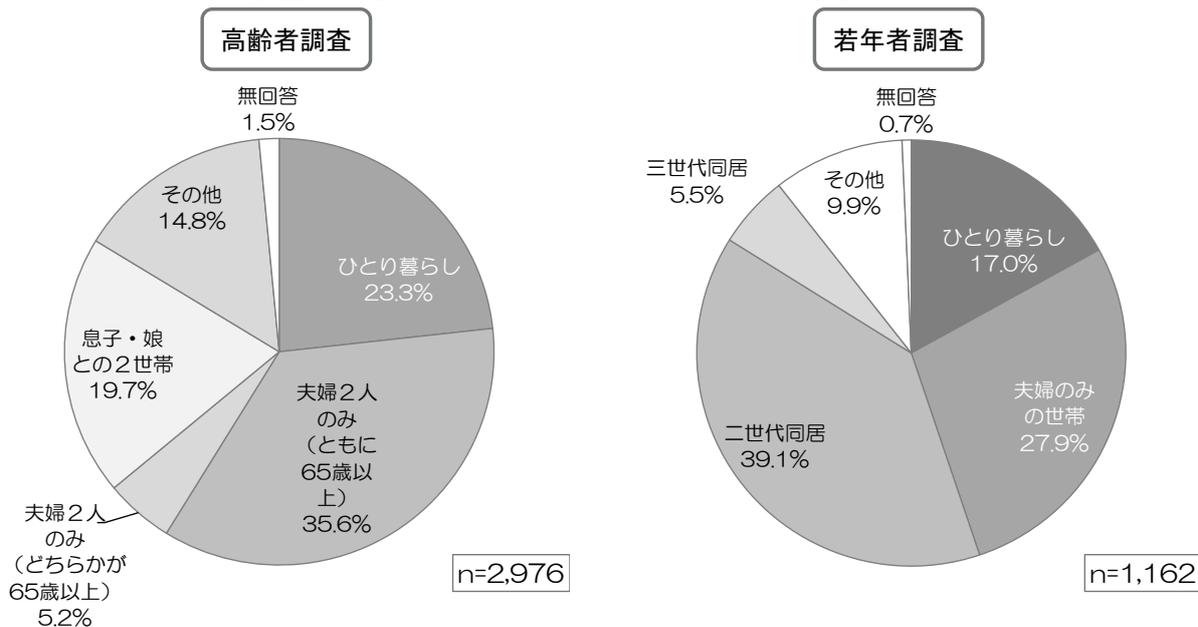
| 調査名          | 対象者  | 対象者等数  | 回収数    | 回収率    |
|--------------|--|--------|--------|--------|
| 計画策定のための実態調査 | ◆ 高齢者調査<br>市内在住の要支援・要介護認定者を除く<br>65歳以上の者                     | 5,000人 | 2,976人 | 59.5%  |
|              | ◆ 若年者調査<br>市内在住の40歳以上64歳以下の者                                 | 3,000人 | 1,162人 | 38.7%  |
|              | ◆ 在宅介護実態調査<br>市内在住の要支援認定者及び<br>要介護認定者                        | 2,000人 | 1,226人 | 61.3%  |
| 認知症実態調査      | ◆ 高齢者意識調査<br>市内在住の65歳以上の者                                    | 1,000人 | 558人   | 55.8%  |
|              | ◆ 市民意識調査<br>※ 本計画では「若年者調査」と<br>表記しています。<br>市内在住の20歳以上64歳以下の者 | 1,000人 | 343人   | 34.3%  |
|              | ◆ 医療機関調査<br>市内に所在する病院・診療所<br>(小児科単科を除く)                      | 462機関  | 206機関  | 44.6%  |
|              | ◆ 居宅介護支援事業者調査<br>市内に所在する居宅介護支援事業所                            | 133事業所 | 83事業所  | 62.4%  |
|              | ◆ 地域包括支援センター調査<br>市内に所在する全地域包括支援センター                         | 25か所   | 25か所   | 100.0% |

(2) 高齢者調査及び若年者調査の概要

ア 住まい

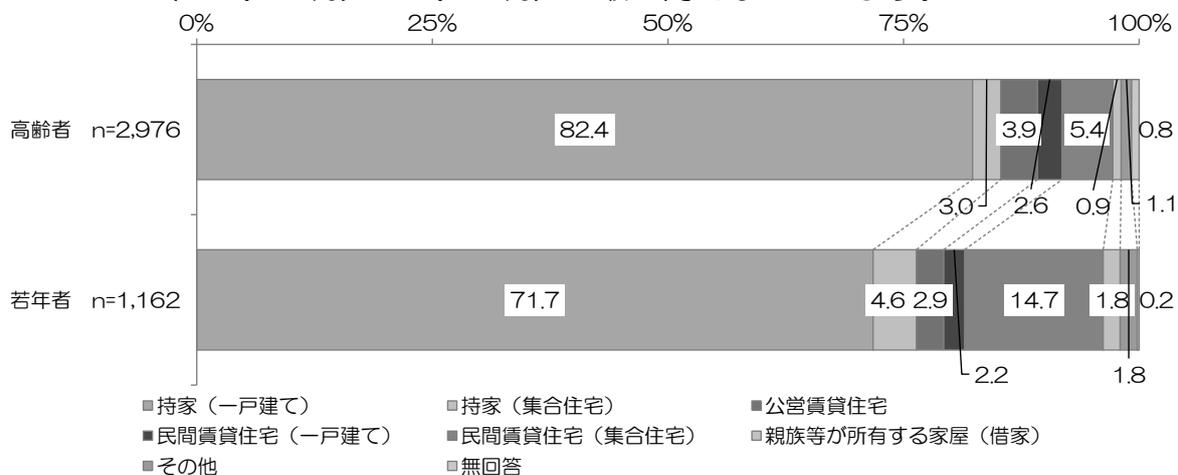
○ 家族構成

高齢者調査では、「夫婦2人のみ（ともに65歳以上）」（35.6%）が最も高く、次いで「ひとり暮らし」（23.3%）、「息子・娘との2世帯」（19.7%）となっています。一方、若年者調査では、「二世世代同居」（39.1%）が最も高く、次いで「夫婦のみの世帯」（27.9%）、「ひとり暮らし」（17.0%）となっています。



○ 居住形態

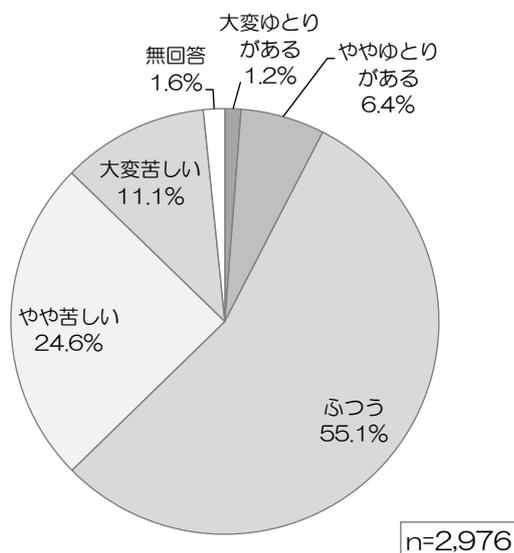
居住形態では、高齢者調査及び若年者調査ともに持家（一戸建て）（82.4%、71.7%）が最も高くなっています。



イ 暮らしぶり

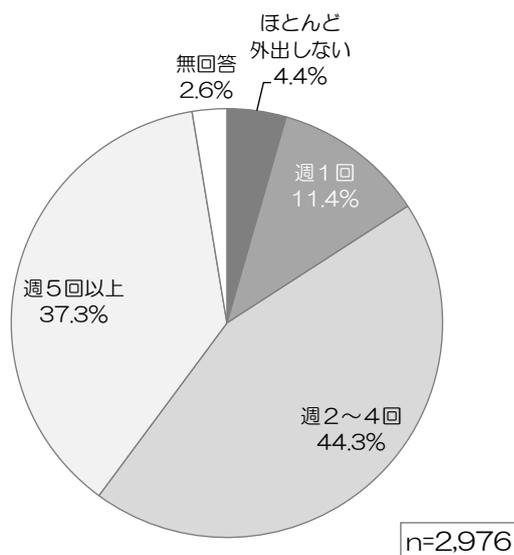
○ 暮らし向き（高齢者調査）

経済的にみた暮らしの状況についてみると、市全体では「ふつう」（55.1%）が最も高く、次いで「やや苦しい」（24.6%）、「大変苦しい」（11.1%）となっています。



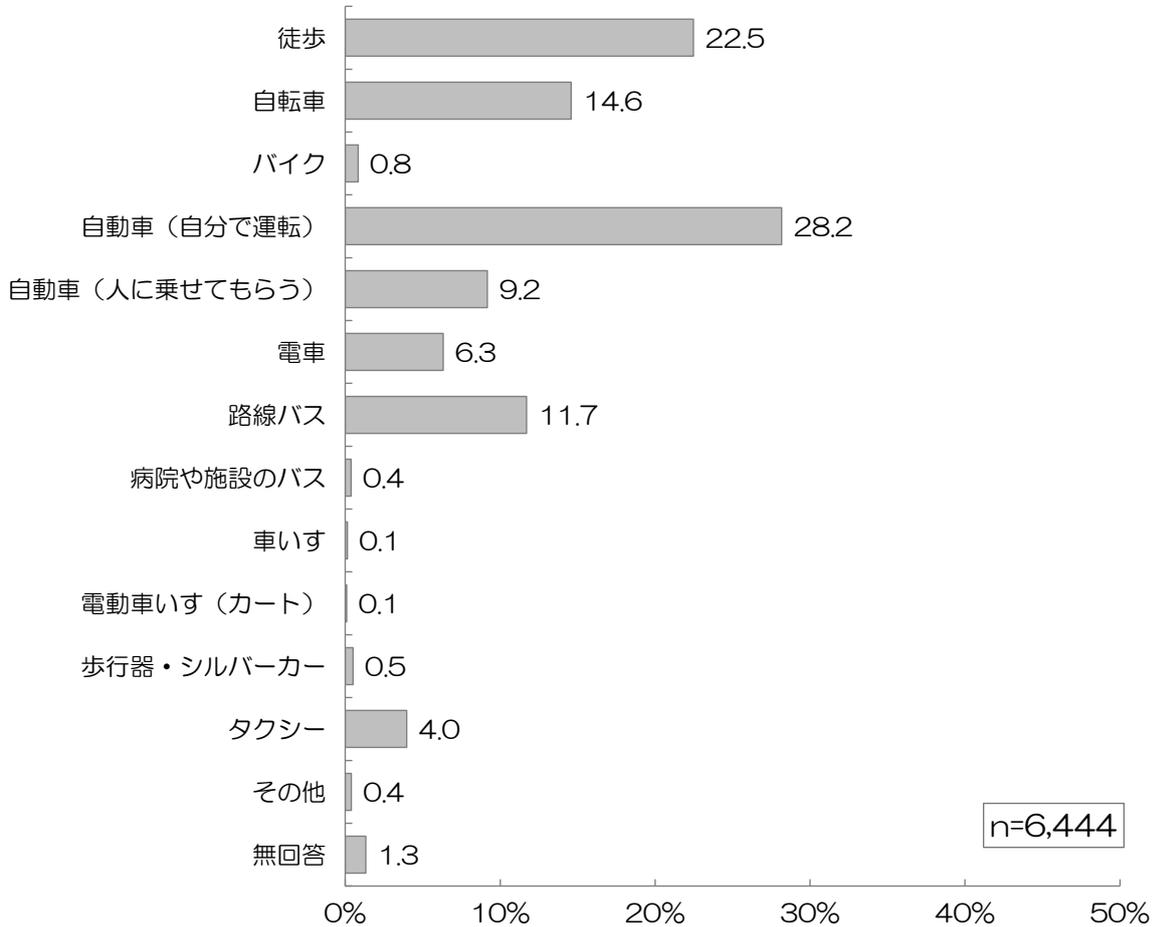
○ 外出の頻度（高齢者調査）

外出の状況についてみると、「週2～4回」（44.3%）が最も高く、次いで「週5回以上」（37.3%）となっています。また、「週1回」「ほとんど外出しない」の合計は15.8%となっています。



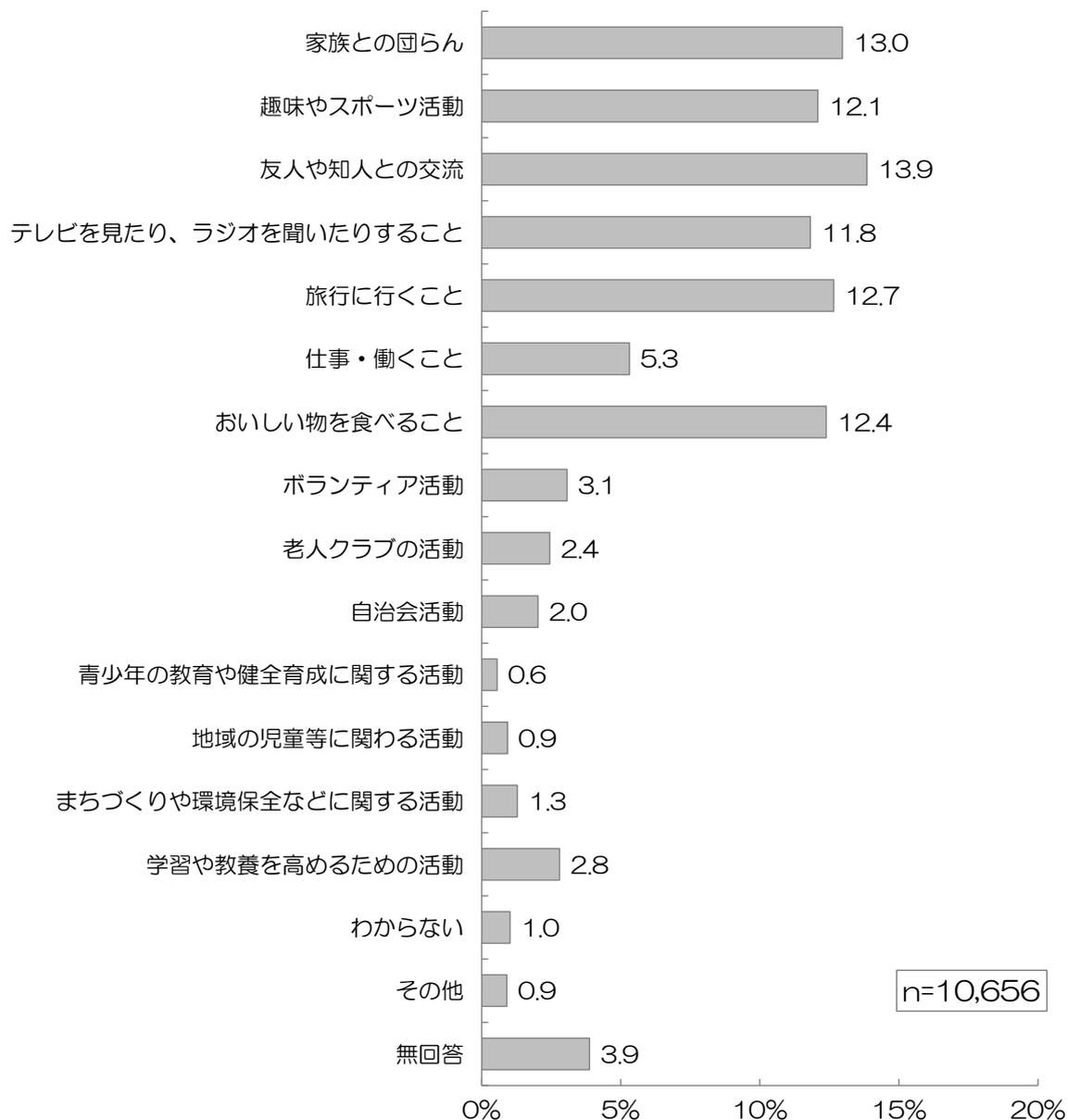
○ 外出の手段（高齢者調査）

本市の高齢者が外出する際の移動手段についてみると、「自動車（自分で運転）」（28.2%）が最も高く、次いで「徒歩」（22.5%）,「自転車」（14.6%）,「路線バス」（11.7%）となっています。



○ 今後生きがいにしたいこと（高齢者調査）

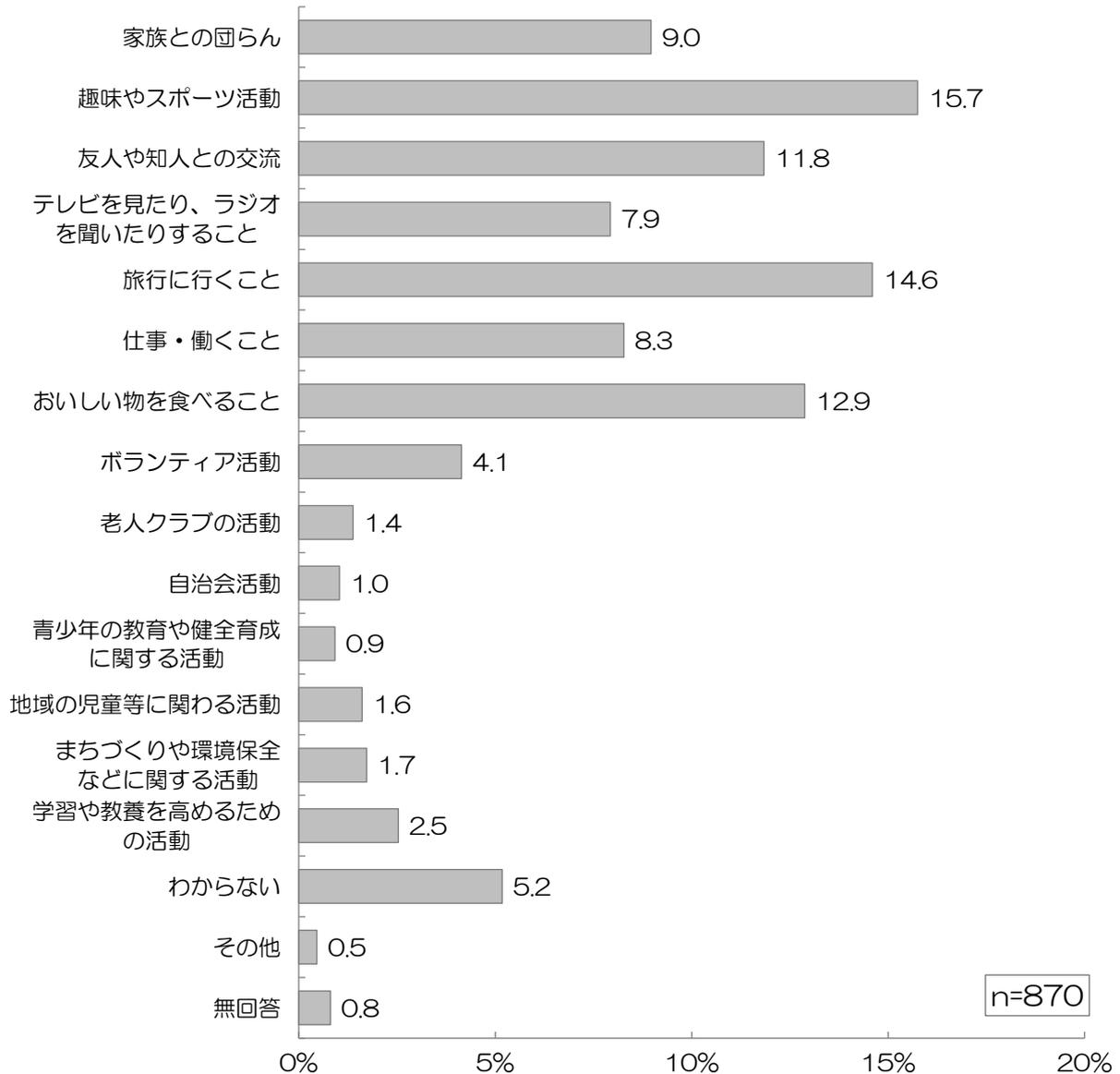
本市の高齢者が、今後、「生きがい」にしたいことは、「友人や知人との交流」（13.9%）が最も高く、次いで「家族との団らん」（13.0%）、「旅行に行くこと」（12.7%）、「おいしい物を食べること」（12.4%）となっています。



○ 今後生きがいにしたいこと（若年者調査）

若年者調査において、高齢者になったとき、生きがいにしたいことについては、高齢者になったとき、生きがいにしたいことについては、「趣味やスポーツ活動」（15.7%）が最も高く、次いで「旅行に行くこと」（14.6%）、「おいしい物を食べること」（12.9%）、「友人や知人との交流」（11.8%）となっています。

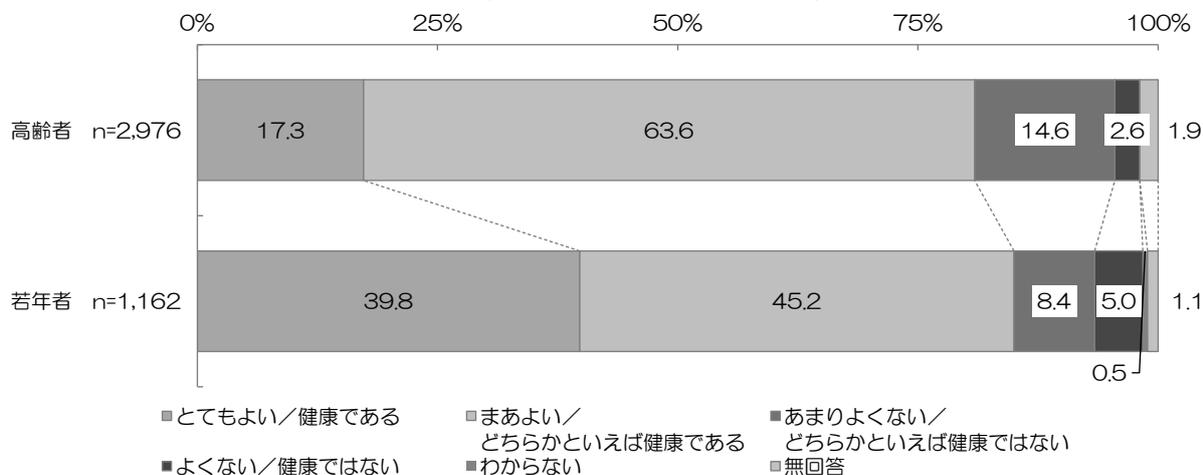
なお、「その他」として「介護の程度やそのときの状況による」などの回答がありました。



ウ 健康（予防）

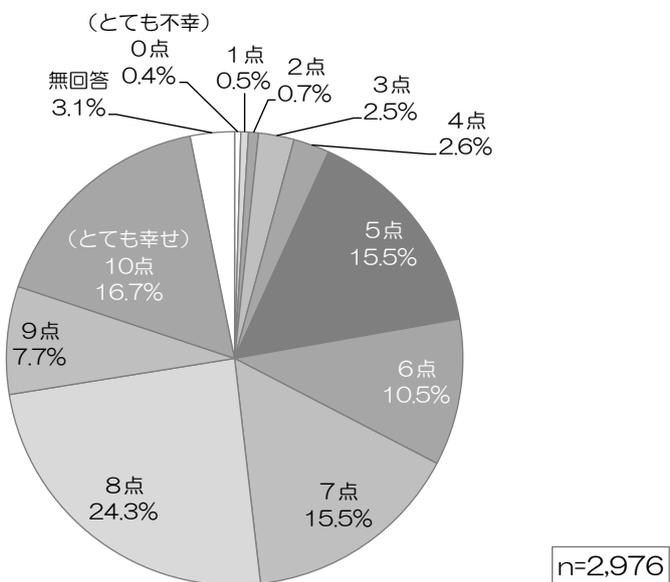
○ 健康状態（高齢者調査・若年者調査）

現在の健康状態では、高齢者及び若年者について「まあよい/どちらかといえば健康である」(63.6%, 45.2%)が最も高くなっています。



○ 幸せの程度（高齢者調査）

本市の高齢者の主観的な「幸福度」についてみると、「8点」(24.3%)が最も高く、次いで「10点」(16.7%),「5点」及び「7点」(いずれも15.5%)となっています。



また、健康状態別でみると、健康状態が「とてもよい」と回答した人の40.1%が10点（下表参照）、健康状態が「まあよい」と回答した人の27.7%が8点と評価したのに対し、健康状態が「あまりよくない」と回答した人の30.0%、「よくない」と回答した人の24.4%が5点と評価しており、健康状態が優良なほど幸福を感じやすいと考えられます。

現在の幸せの程度（現在の健康状態別）

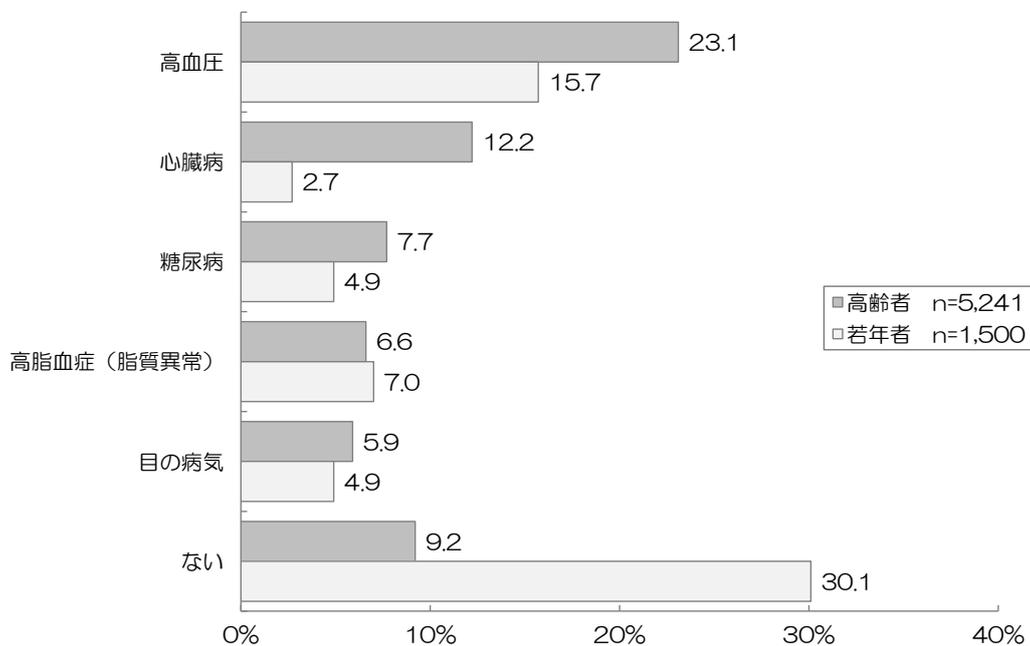
上段：人数，下段：割合

|         |         | 現在の幸せの程度（1/2） |     |     |      |     |      |      |
|---------|---------|---------------|-----|-----|------|-----|------|------|
|         |         | 回答者           | 0点  | 1点  | 2点   | 3点  | 4点   | 5点   |
| 全体（件）   |         | 2,976         | 13  | 16  | 21   | 75  | 76   | 460  |
| 現在の健康状態 | とてもよい   | 514           | 0   | 3   | 0    | 2   | 4    | 18   |
|         |         | 17.3          | 0.0 | 0.6 | 0.0  | 0.4 | 0.8  | 3.5  |
|         | まあよい    | 1,892         | 4   | 5   | 11   | 28  | 42   | 288  |
|         |         | 63.6          | 0.2 | 0.3 | 0.6  | 1.5 | 2.2  | 15.2 |
|         | あまりよくない | 434           | 5   | 5   | 6    | 31  | 24   | 130  |
|         |         | 14.6          | 1.2 | 1.2 | 1.4  | 7.1 | 5.5  | 30.0 |
|         | よくない    | 78            | 4   | 3   | 4    | 14  | 5    | 19   |
|         | 2.6     | 5.1           | 3.8 | 5.1 | 17.9 | 6.4 | 24.4 |      |
| 無回答     | 58      | 0             | 0   | 0   | 0    | 1   | 5    |      |
|         | 1.9     | 0.0           | 0.0 | 0.0 | 0.0  | 1.7 | 8.6  |      |

|         |         | 現在の幸せの程度（2/2） |      |      |      |      |      |     |
|---------|---------|---------------|------|------|------|------|------|-----|
|         |         | 回答者           | 6点   | 7点   | 8点   | 9点   | 10点  | 無回答 |
| 全体（件）   |         | 2,976         | 311  | 462  | 722  | 229  | 498  | 93  |
| 現在の健康状態 | とてもよい   | 514           | 25   | 62   | 127  | 62   | 206  | 5   |
|         |         | 17.3          | 4.9  | 12.1 | 24.7 | 12.1 | 40.1 | 1.0 |
|         | まあよい    | 1,892         | 218  | 331  | 525  | 153  | 260  | 27  |
|         |         | 63.6          | 11.5 | 17.5 | 27.7 | 8.1  | 13.7 | 1.4 |
|         | あまりよくない | 434           | 60   | 63   | 60   | 13   | 25   | 12  |
|         |         | 14.6          | 13.8 | 14.5 | 13.8 | 3.0  | 5.8  | 2.8 |
|         | よくない    | 78            | 7    | 5    | 8    | 1    | 5    | 3   |
|         | 2.6     | 9.0           | 6.4  | 10.3 | 1.3  | 6.4  | 3.8  |     |
| 無回答     | 58      | 1             | 1    | 2    | 0    | 2    | 46   |     |
|         | 1.9     | 1.7           | 1.7  | 3.4  | 0.0  | 3.4  | 79.3 |     |

○ 治療中の病気（高齢者調査・若年者調査）

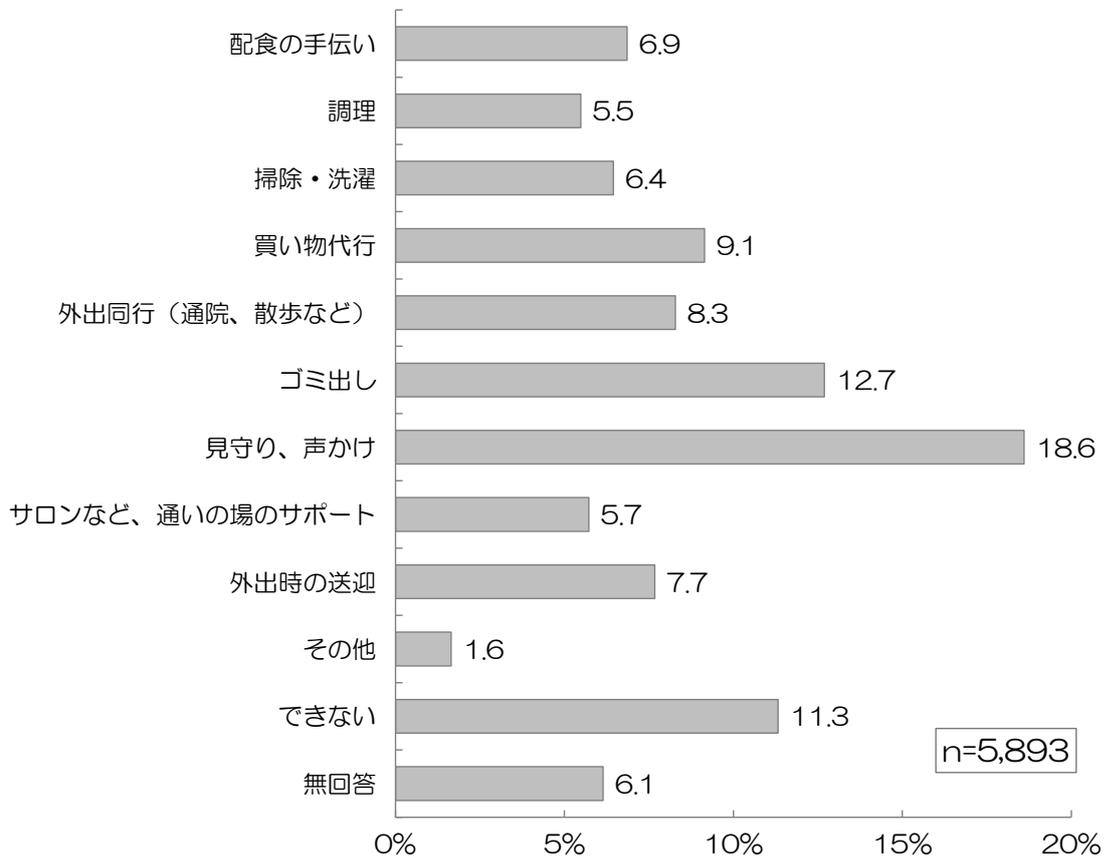
本市の高齢者が、現在治療中、または後遺症のある病気については、高齢者では「高血圧」が23.1%で最も高く、若年者では「ない」が30.1%で最も高くなっています。



工 生活支援（高齢者調査）

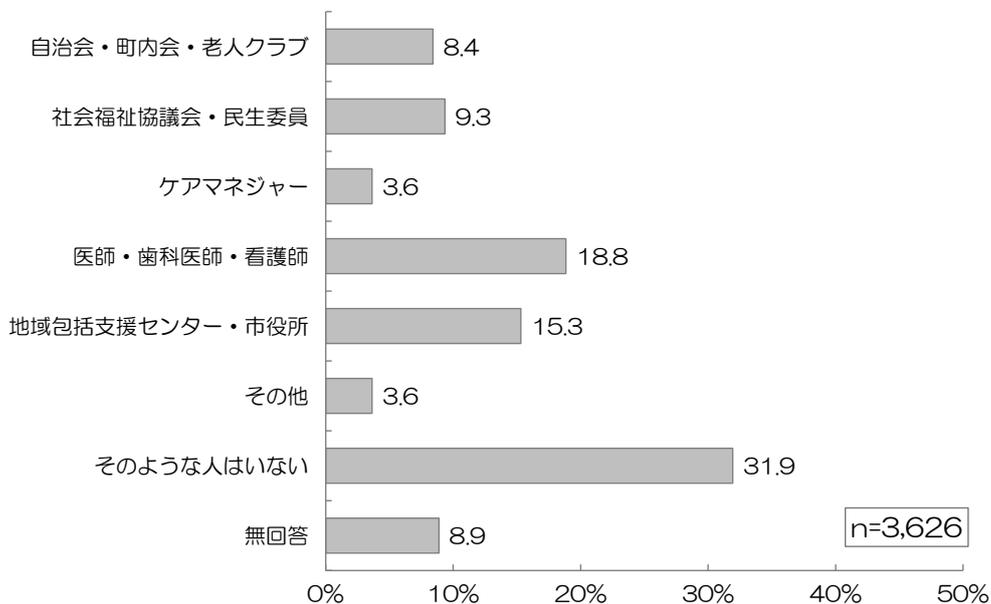
○ 地域で出来る支援

本市の高齢者が、地域で出来る支援としては、「見守り、声かけ」（18.6%）が最も高く、次いで「ゴミ出し」（12.7%）,「買い物代行」（9.1%）となっています。



○ 相談相手（家族や友人・知人以外）（高齢者調査）

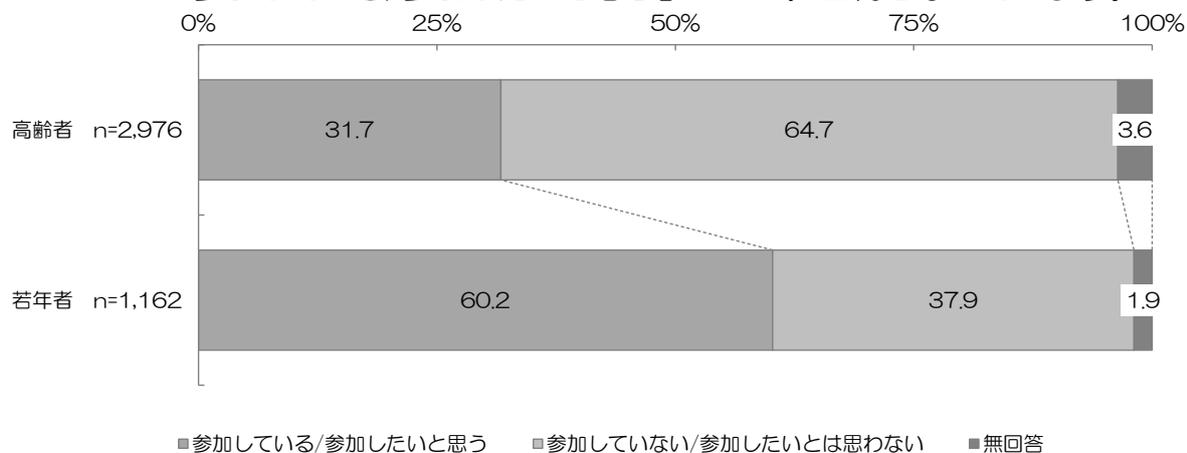
本市の高齢者が家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手は、「医師・歯科医師・看護師」（18.8%）が最も高く、次いで「地域包括支援センター・市役所」（15.3%）となっています。また、「そのような人はいない」は31.9%となっています。



オ 地域活動

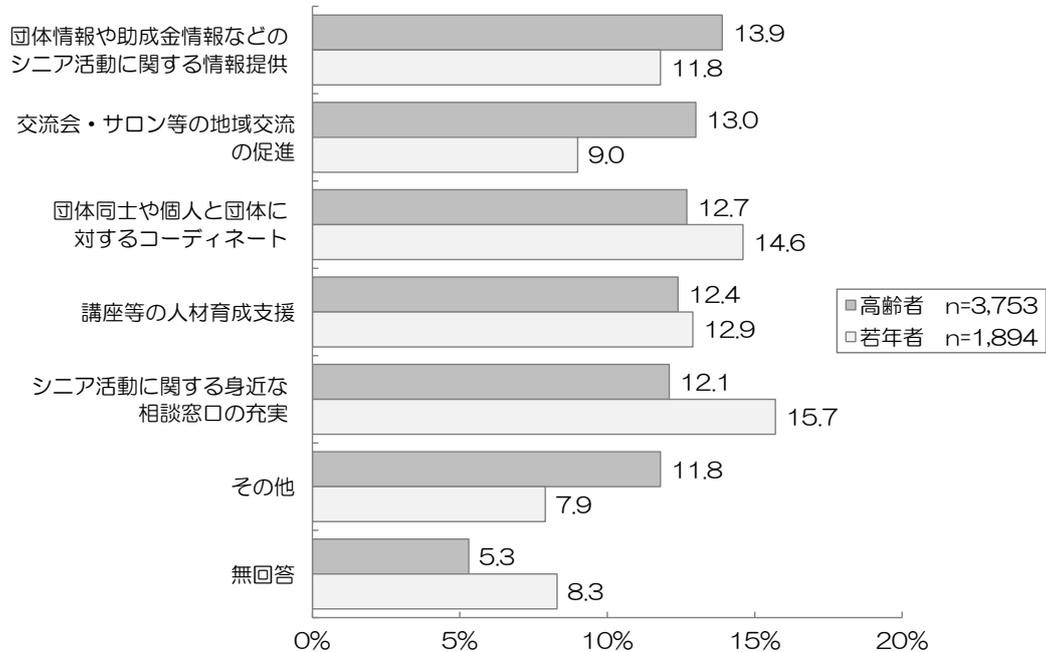
○ 参加状況（高齢者調査）／参加意向（若年者調査）

高齢者のグループ活動や社会参加状況について、「参加している/参加したいと思う」が31.7%、若年者の高齢者になってからの参加意向では、「参加している/参加したいと思う」が60.2%となっています。



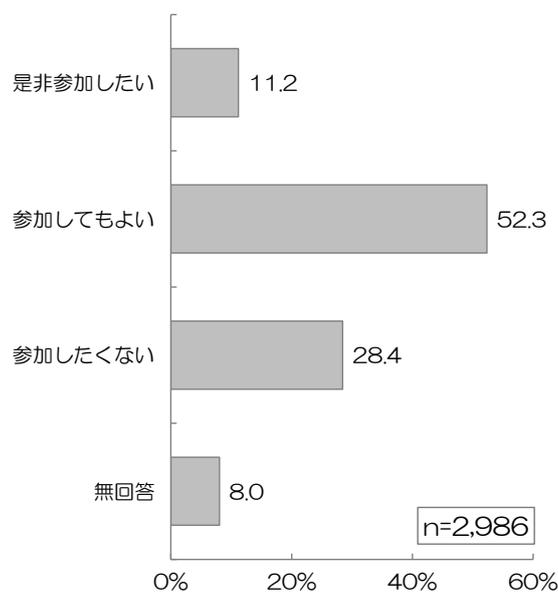
○ 希望する支援内容（高齢者調査・若年者調査）

希望するグループ活動や社会活動等への支援内容について、高齢者では「団体情報や助成金情報などのシニア活動に関する情報提供」が13.9%で最も高く、若年者では「シニア活動に関する身近な相談窓口の充実」が15.7%で最も高くなっています。



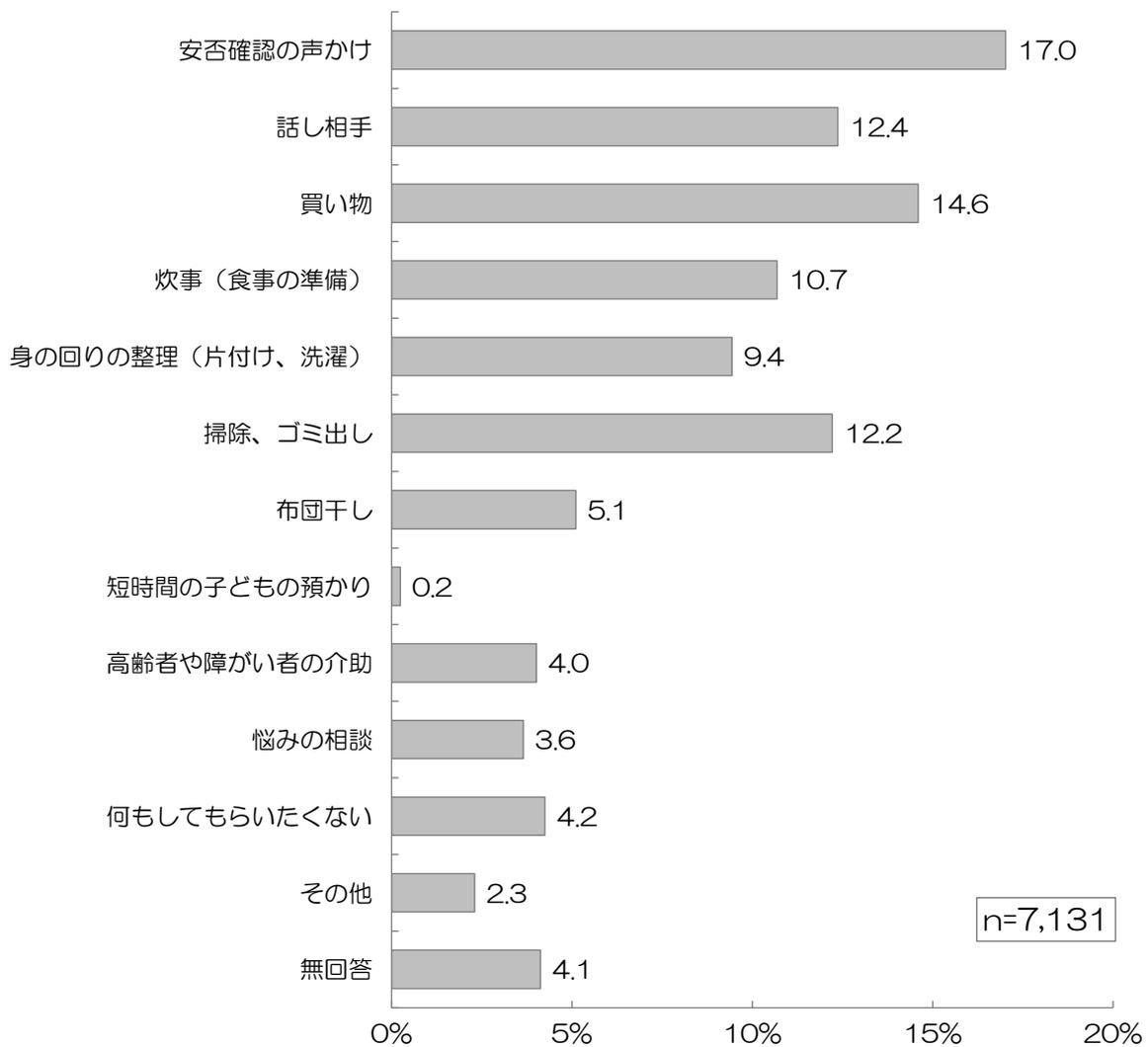
○ 地域活動への参加意向（高齢者調査）

本市の高齢者の参加意向についてみると、「是非参加したい」は11.2%、「参加してもよい」は52.3%で、63.5%が参加の意思があると回答しています。



○ 近所・地域・ボランティアにしてもらいたい支援  
(高齢者調査)

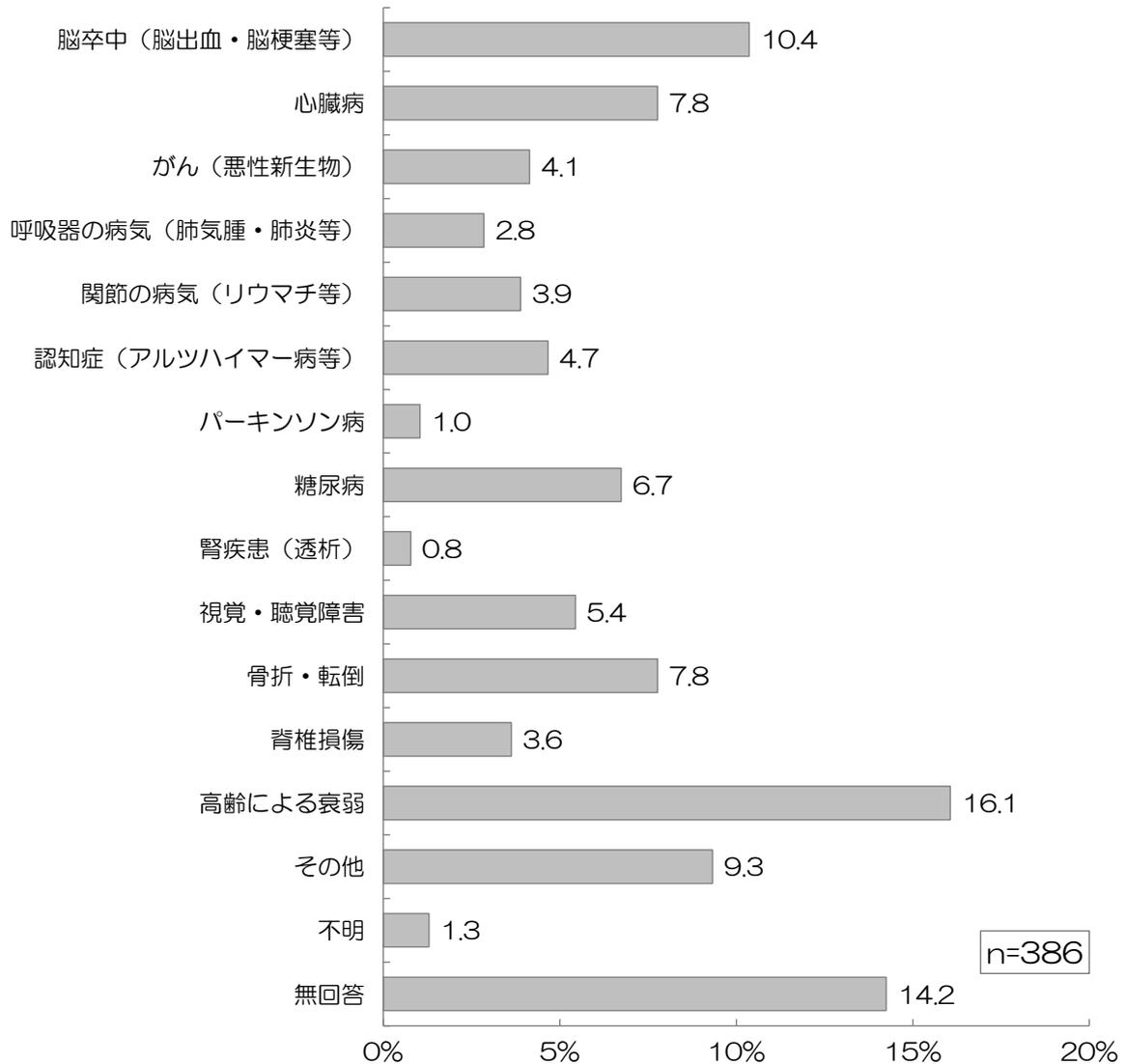
本市の高齢者が、地域に手助けしてもらいたいこととしては、市全体では「安否確認の声かけ」(17.0%)が最も高く、次いで「買い物」(14.6%)、「話し相手」(12.4%)、「掃除、ゴミ出し」(12.2%)となっています。



カ 介護

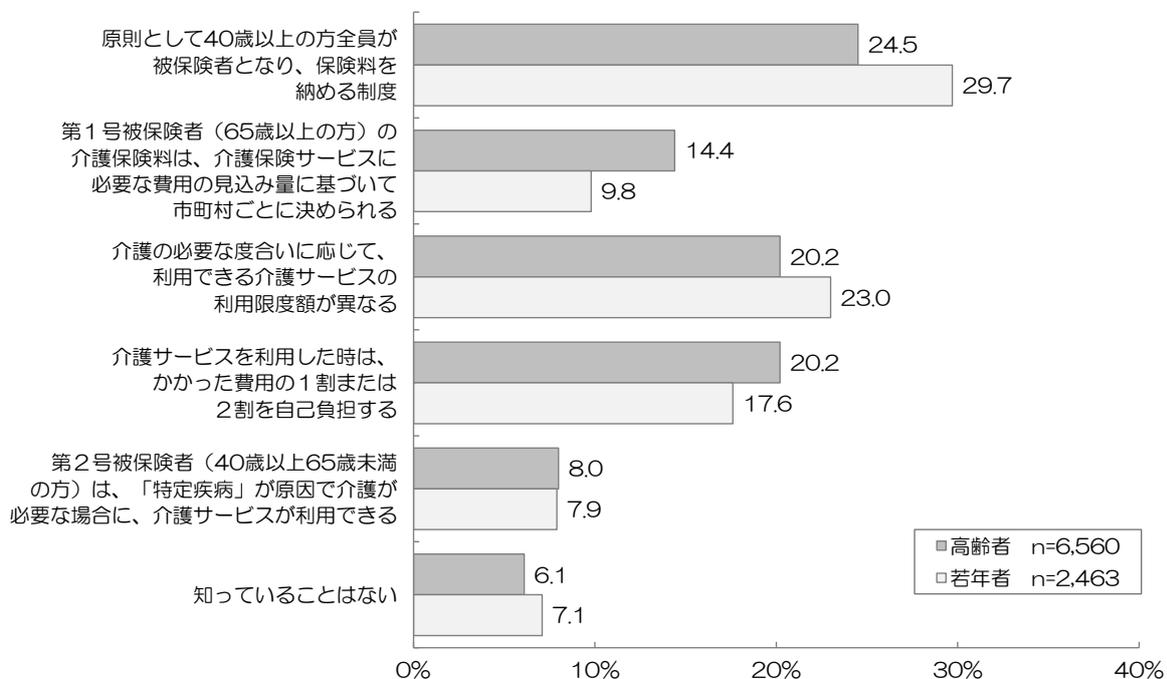
○ 介護・介助が必要になった主な原因（高齢者調査）

本市の高齢者が、介護が必要になった原因について、「高齢による衰弱」（16.1%）が最も高く、次いで「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」（10.4%）、「心臓病」及び「骨折・転倒」（いずれも7.8%）となっています。



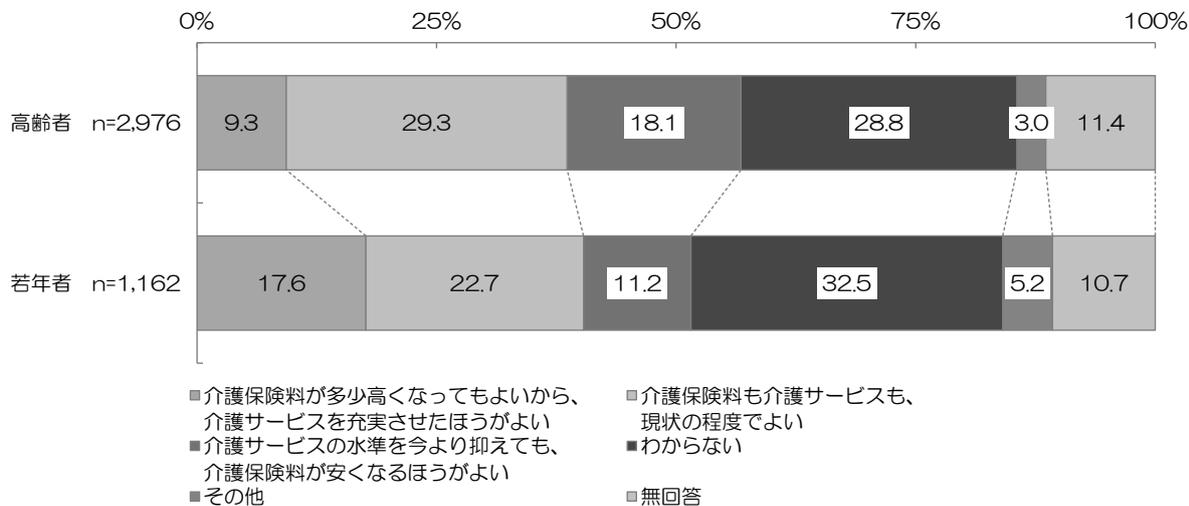
○ 介護保険制度について知っている内容  
 (高齢者調査・若年者調査)

介護保険制度について知っている内容については、高齢者及び若年者ともに「原則として40歳以上の方全員が被保険者となり、保険料を納める制度」(24.5%, 29.7%)が最も高くなっています。



○ 介護保険料と保険給付のあり方についての考え  
 (高齢者調査・若年者調査)

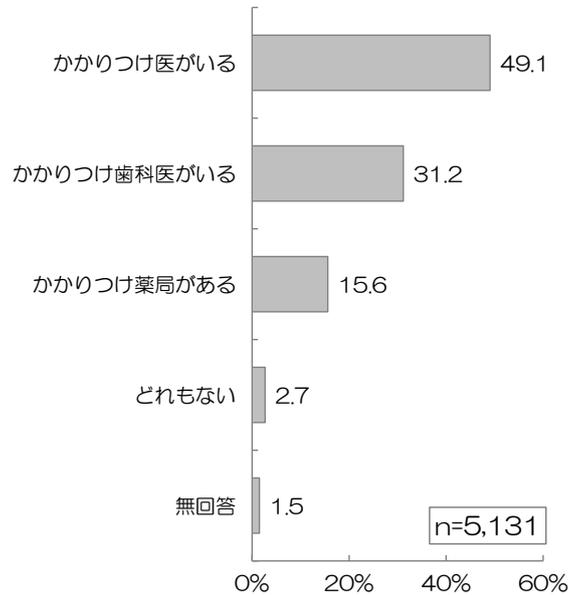
介護保険料と保険給付のあり方についての考えについては、「介護保険料も介護サービスも、現状の程度でよい」が高齢者では29.3%, 若年者では22.7%となっています。



キ 医療

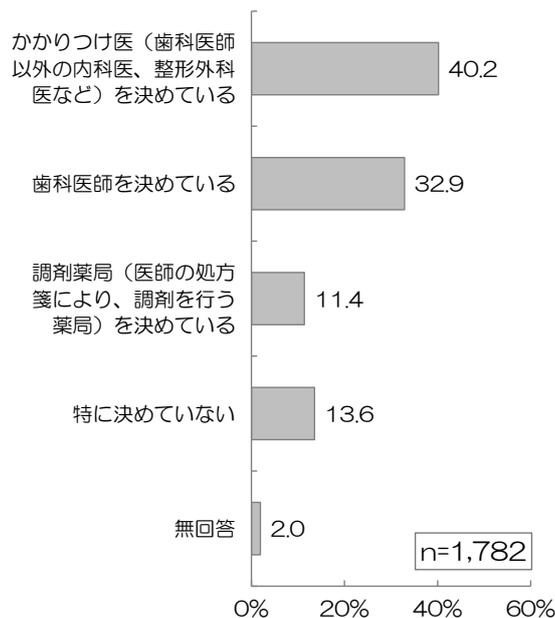
○ かかりつけ医・歯科医・薬局の有無（高齢者調査）

高齢者調査においては、市全体では「かかりつけ医がいる」割合は49.1%、「かかりつけ歯科医がいる」割合は31.2%、「かかりつけ薬局がある」割合は15.6%となっています。



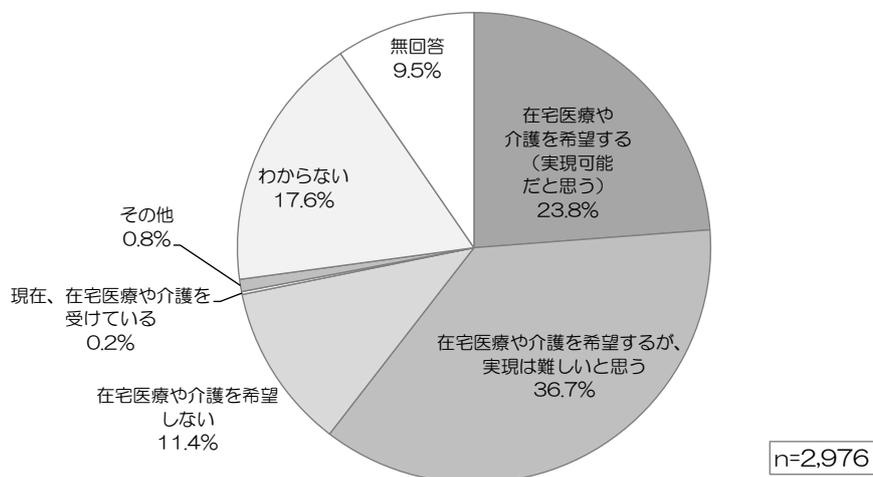
○ かかりつけ医・歯科医・薬局の有無（若年者調査）

若年者調査においては、かかりつけの医師、歯科医師、薬局については、「かかりつけ医（歯科医師以外の内科医、整形外科医など）を決めている」は40.2%、「歯科医師を決めている」は32.9%となっています。また、「特に決めていない」は13.6%となっています。



○ 将来の在宅医療や介護の意向及び実現の可能性（高齢者調査）

本市の高齢者が、将来の在宅医療や介護の意向及び実現の可能性については、60.5%の人が「在宅医療・介護を希望している」となっています。

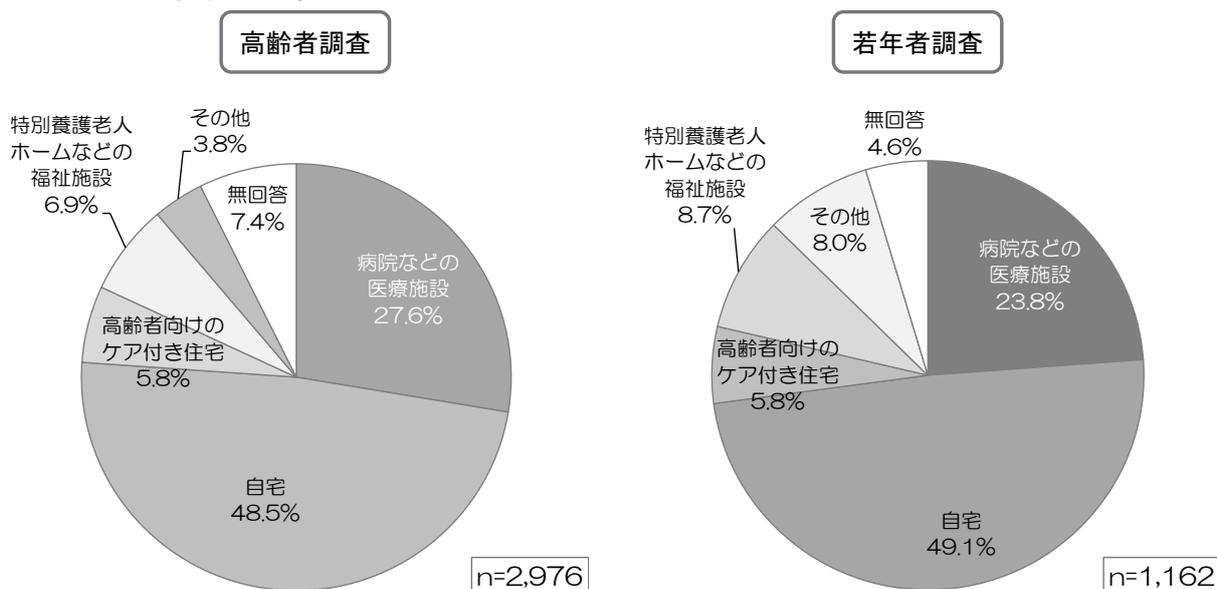


○ 人生の最期を迎えたい場所（高齢者調査・若年者調査）

本市の高齢者が、高齢者の人生の最期を迎えたい場所は、「自宅」が48.5%で最も高くなっています。また、在宅（自宅、福祉施設等）で亡くなることを希望する方は61.2%となっています。

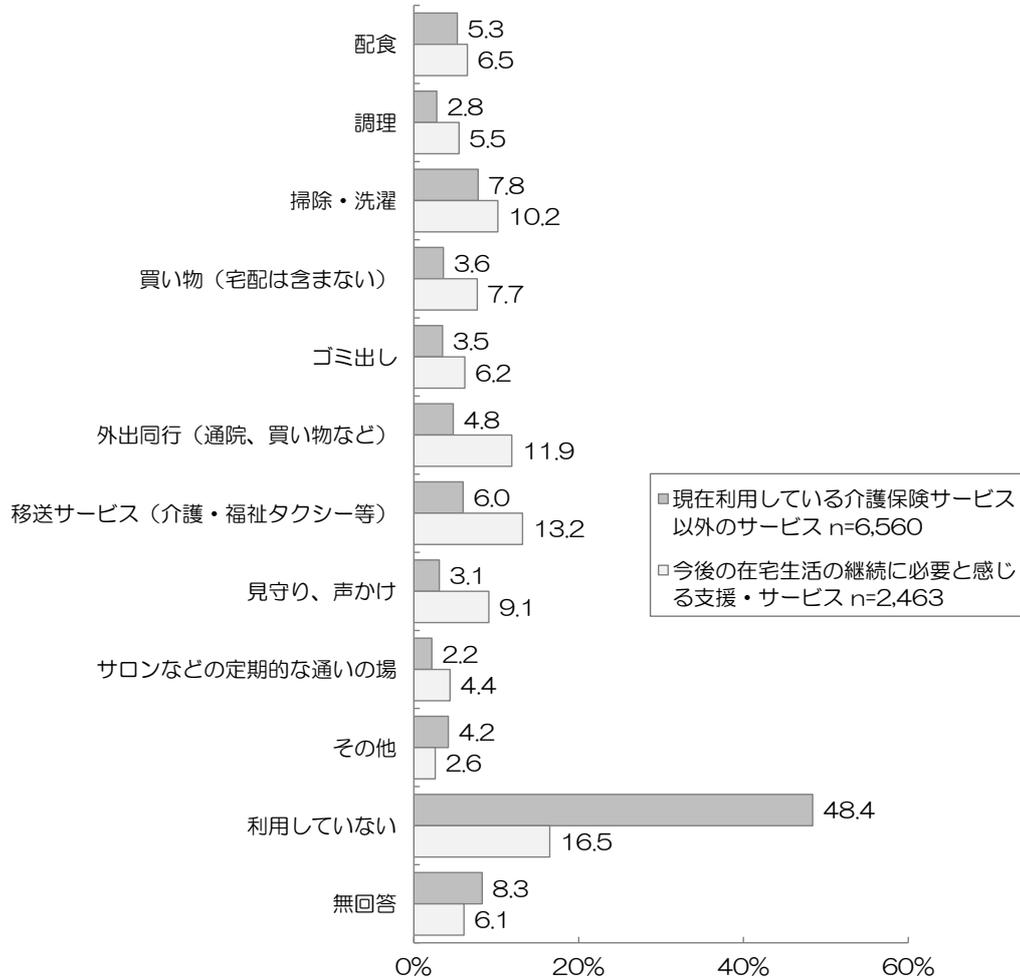
本市の若年者が、人生の最期を迎えたい場所は、「自宅」（49.1%）が最も高く、次いで「病院などの医療施設」（23.8%）となっています。

なお、「その他」として「わからない」「どこでもよい」などの回答がありました。



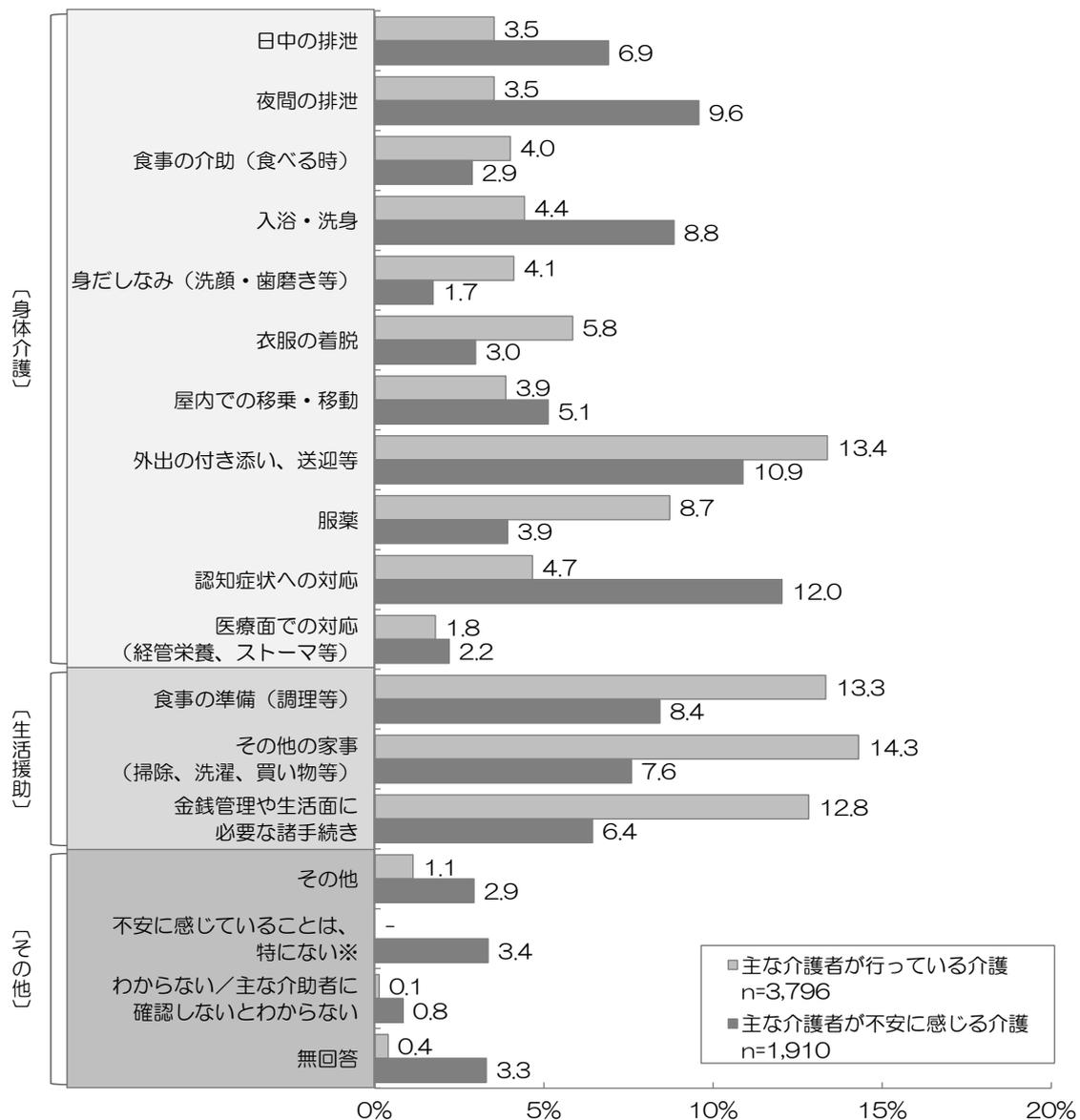
(3) 在宅介護実態調査

- 現在利用している/今後必要な介護保険サービス以外のサービス  
 現在利用している介護保険サービス以外のサービスについては、「掃除・洗濯」が7.8%で最も高く、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が13.2%で最も高くなっています。



※ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスの回答では、「特になし」を「利用していない」に表記しています。

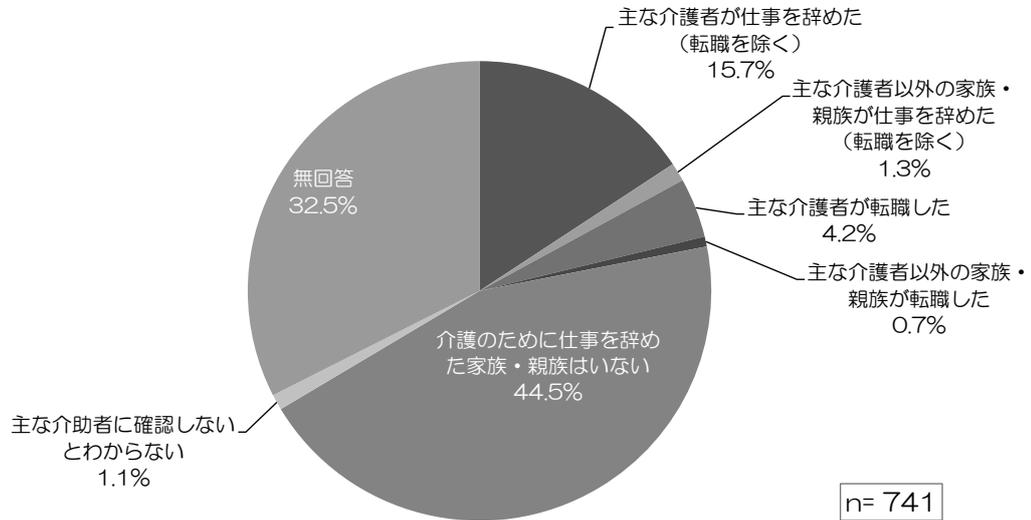
- 主な介護者が行っている介護等の種類/不安に感じる介護等の種類  
 主な介護者が行っている介護について、身体介護では「外出の付き添い、送迎等」(13.4%)が最も高く、次いで「服薬」(8.7%)となっています。生活援助では「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(14.3%)が最も高く、次いで「食事の準備(調理等)」(13.3%)となっています。  
 主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」(12.0%)が最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」(10.9%)、「夜間の排泄」(9.6%)となっています。



※ 主な介護者が行っている介護等の種類には、選択肢の設定なし

○ 家族・親族の介護を理由とした退職・転職の状況

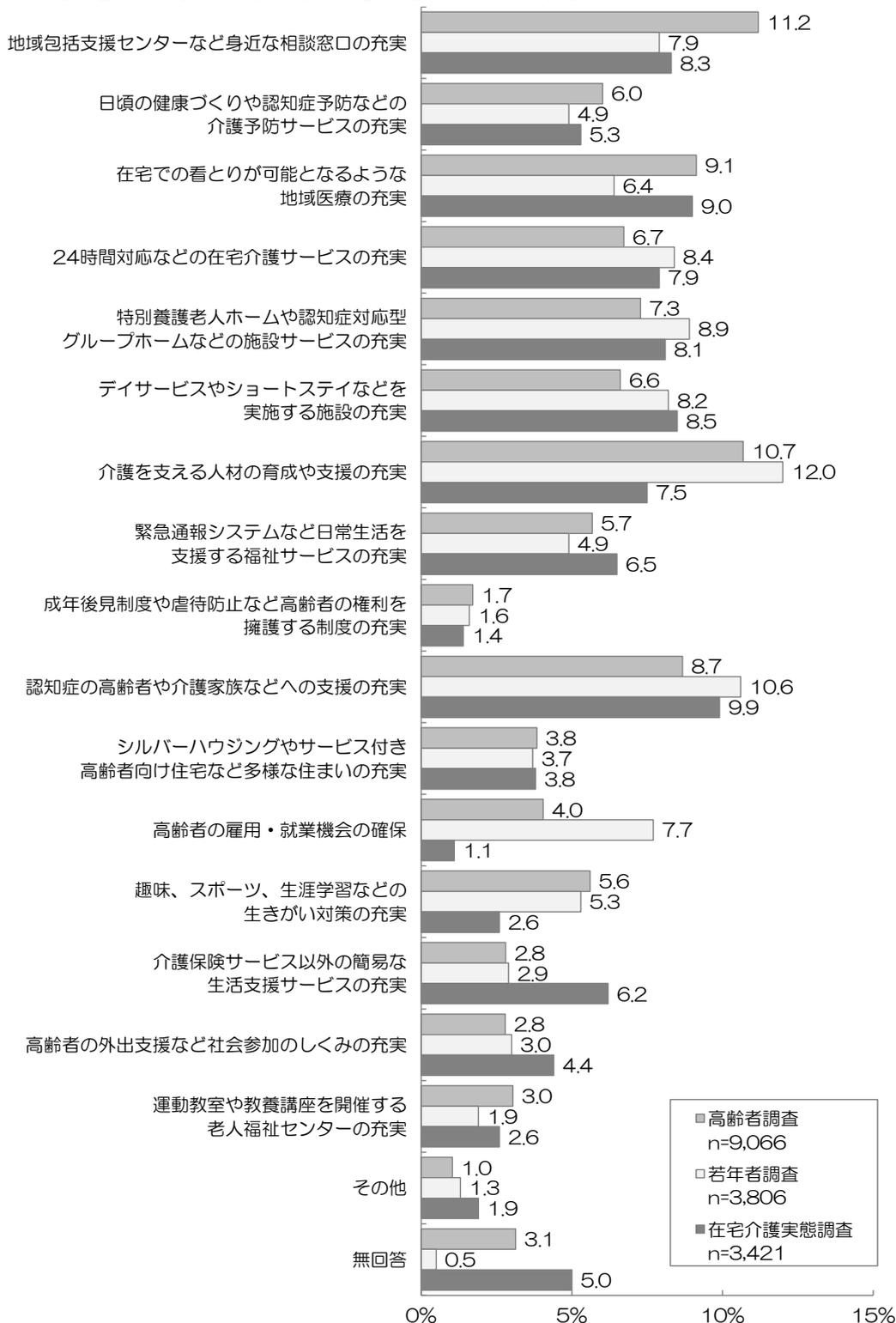
介護を理由とする退職・転職の状況については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が44.5%で最も高くなっています。



(4) 高齢社会において必要だと思われる施策

(高齢者調査／若年者調査／在宅介護実態調査の比較)

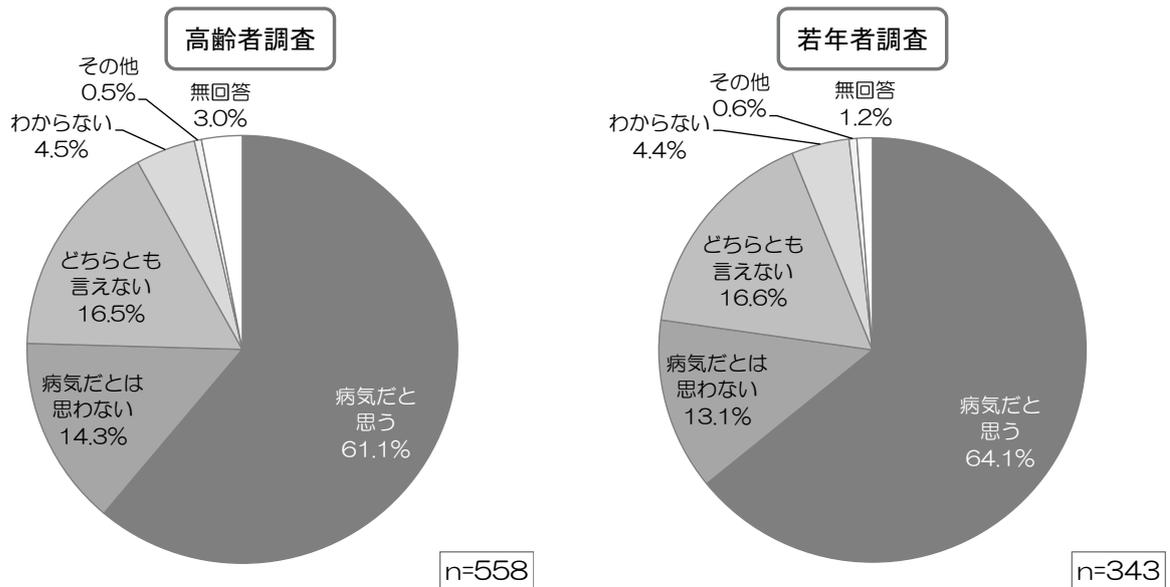
高齢者調査では、「地域包括支援センターなど身近な相談窓口の充実」が11.2%、若年者調査では、「介護を支える人材の育成や支援の充実」が12.0%、在宅介護実態調査では、「認知症の高齢者や介護家族などへの支援の充実」が9.9%で最も高くなっています。



(5) 認知症に関する調査

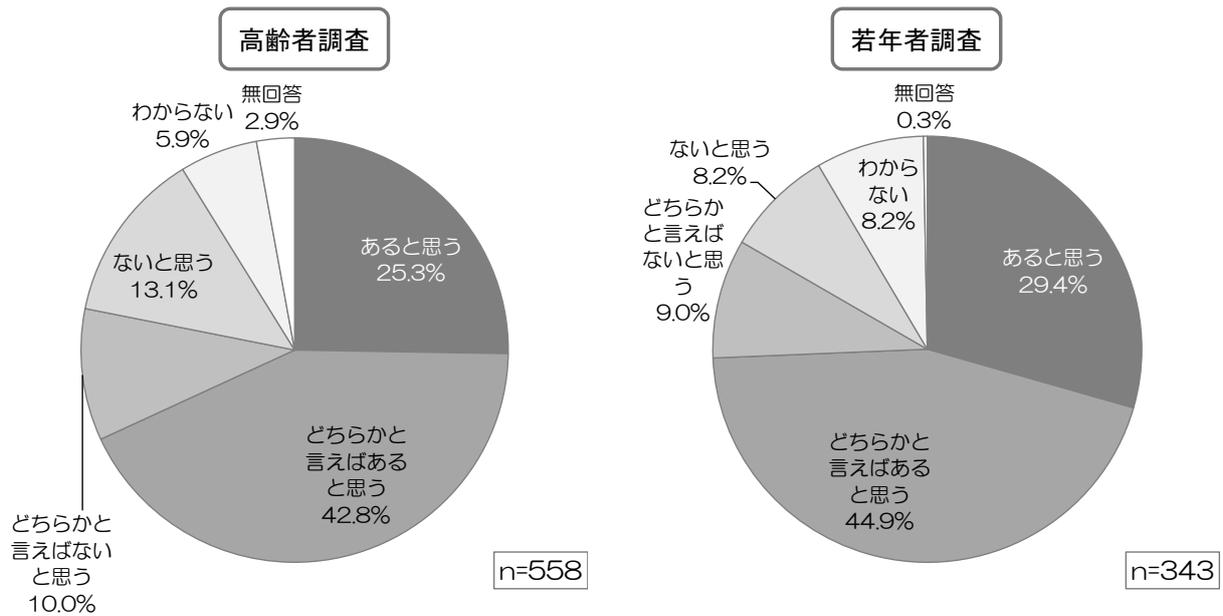
○ 認知症の理解（病気としての理解）（高齢者調査・若年者調査）

高齢者調査では「認知症は病気だと思う」が61.1%、「病気だと思わない」が14.3%、「どちらとも言えない」が16.5%となっています。若年者調査では「病気だと思う」が64.1%、「どちらとも言えない」が16.6%となっています。



○ 認知症の理解（正しい理解の普及）（高齢者調査・若年者調査）

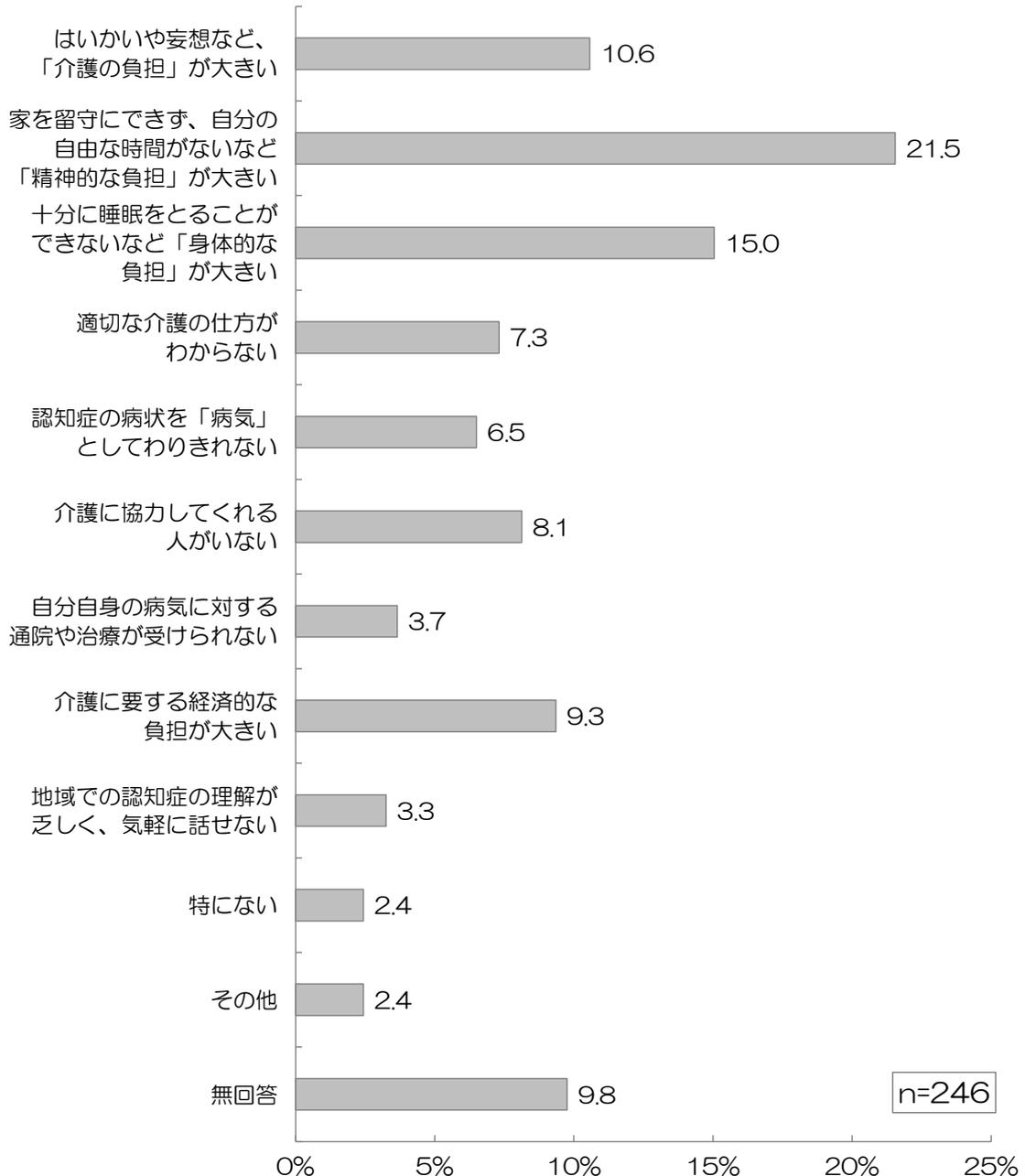
認知症の人が偏見を持ってみられる傾向にあるかどうかについて、高齢者調査では、「あると思う」「どちらかと言えばあると思う」の合計は68.1%、「どちらかと言えばないと思う」「ないと思う」の合計は23.1%となっています。若年者調査では、「あると思う」「どちらかと言えばあると思う」の合計は74.3%となっています。「どちらかと言えばないと思う」「ないと思う」の合計は17.2%となっています。



○ 介護で困ることや負担に感じること（高齢者調査）

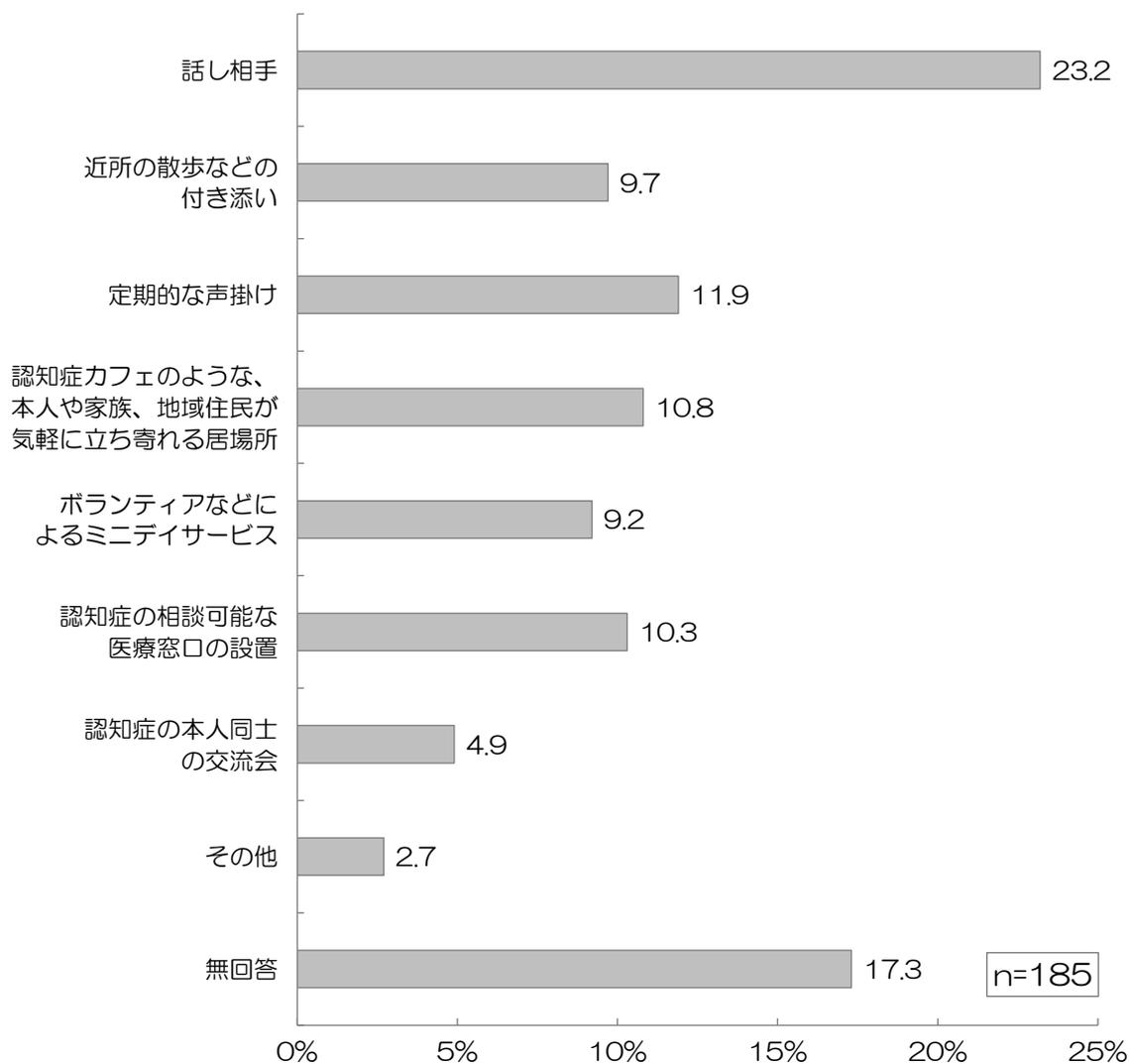
介護で困ることや負担に感じることについては、「家を留守にできず、自分の自由な時間がないなど『精神的な負担』が大きい」が21.5%で最も高く、次いで「十分に睡眠をとることができないなど『身体的な負担』が大きい」（15.0%）、「はいかいや妄想など、『介護の負担』が大きい」（10.6%）となっています。

なお、「その他」の回答では、「症状悪化への不安」「入浴」などの回答がありました。



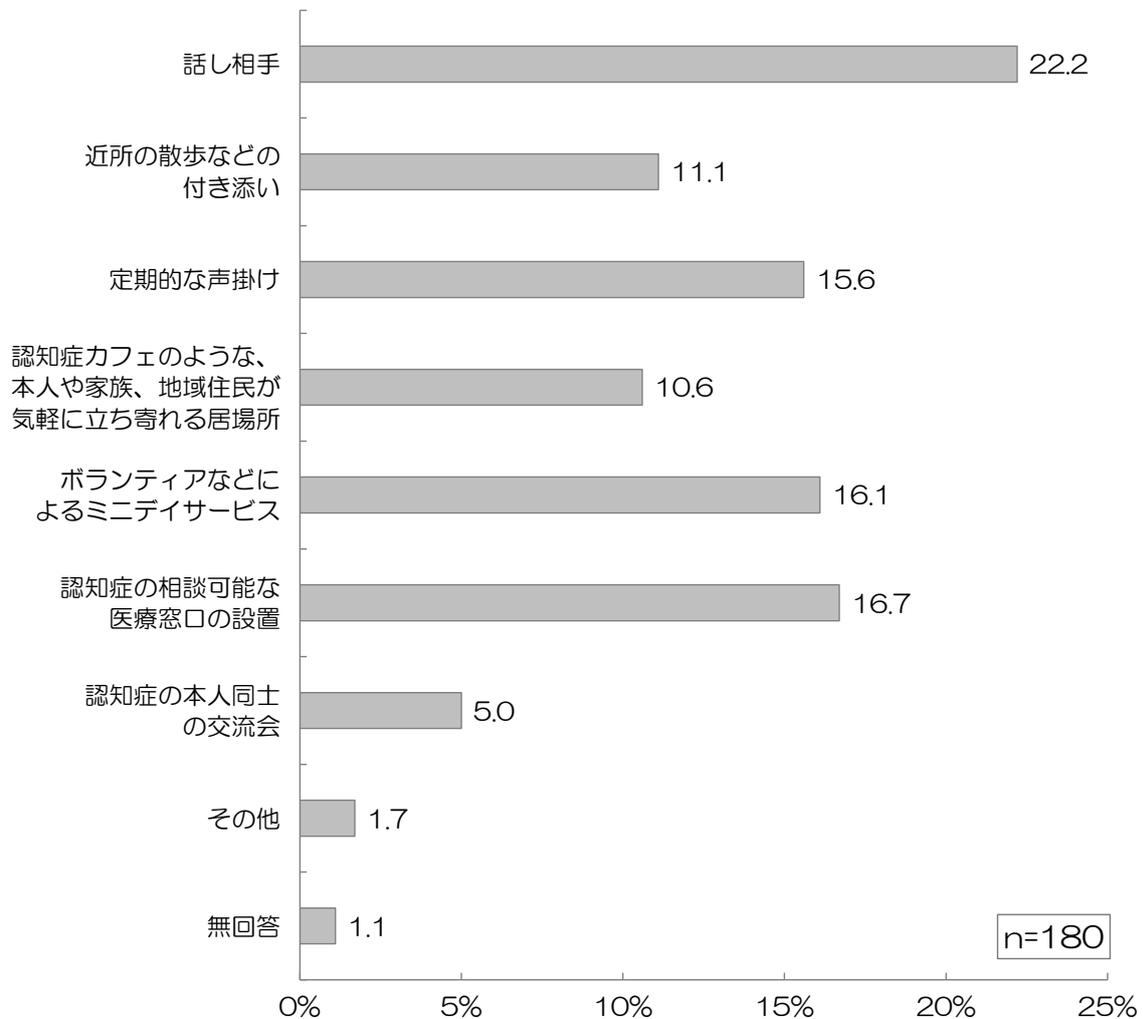
○ 認知症の本人に対して求める支援（高齢者調査）

地域にあると良い支援として、高齢者では、認知症の本人に対して求める支援については、「話し相手」が23.2%で最も高く、次いで「定期的な声掛け」（11.9%）、「認知症カフェのような、本人や家族、地域住民が気軽に立ち寄れる居場所」（10.8%）となっています。



○ 認知症の本人に対して求める支援（若年者調査）

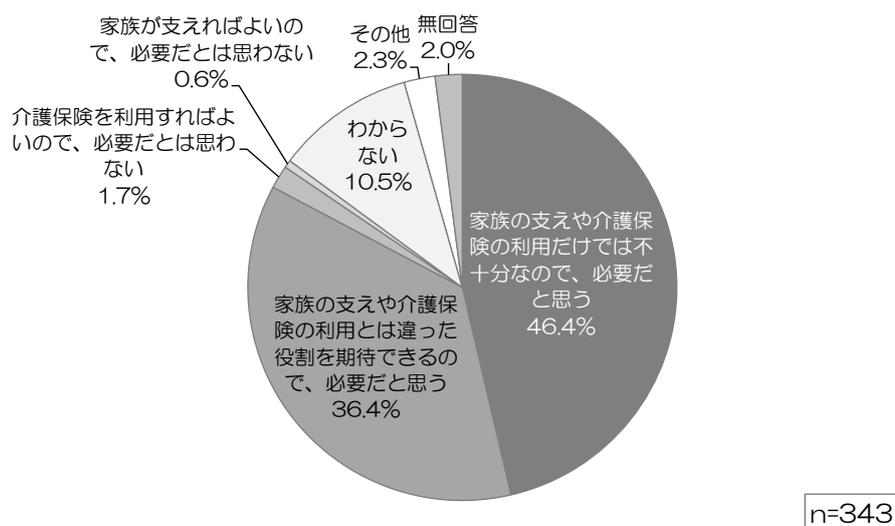
若年者においては、認知症の本人に対して求める支援については、「話し相手」が22.2%で最も高く、次いで「認知症の相談可能な医療窓口の設置」(16.7%)、「ボランティアなどによるミニデイサービス」(16.1%)となっています。



○ 地域住民の協力の必要性（高齢者調査）

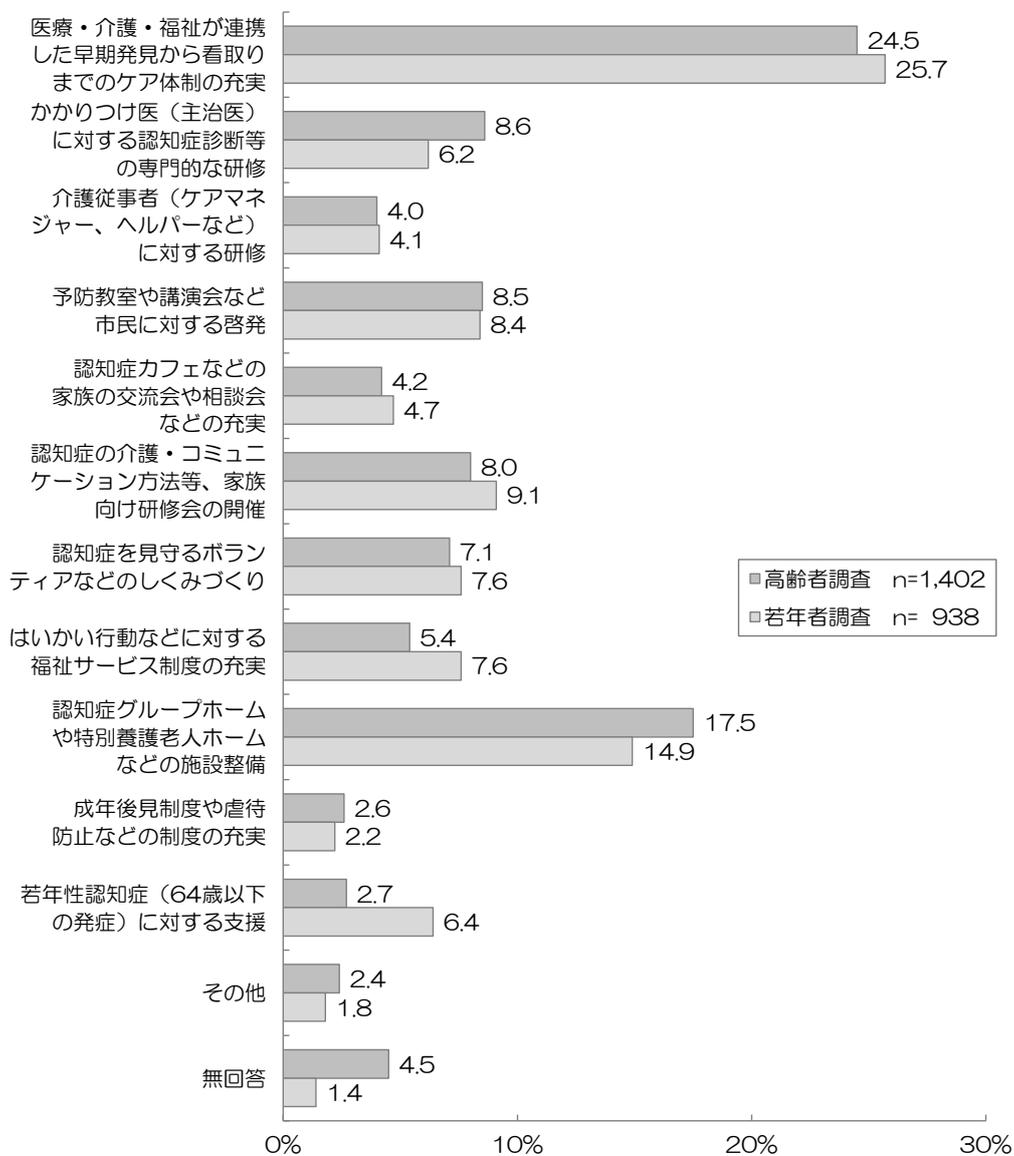
認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域住民の協力については、「家族の支えや介護保険の利用だけでは不十分なので、必要だと思う」が46.4%で最も高く、次いで「家族の支えや介護保険の利用とは違った役割を期待できるので、必要だと思う」（36.4%）となっています。

なお「その他」としては、「迷惑だと思うので家族で支えていきたい」「理解は必要だと思う」などの回答となっています。



(6) 今後重点を置くべき認知症施策（高齢者調査・若年者調査）

認知症対策を進める上で重点を置くべきことについて、高齢者調査では、「医療・介護・福祉が連携した早期発見から看取りまでのケア体制の充実」が24.5%で最も高く、次いで「認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」(17.5%)、「かかりつけ医(主治医)に対する認知症診断等の専門的な研修」(8.6%)となっています。また、若年者調査では、「医療・介護・福祉が連携した早期発見から看取りまでのケア体制の充実」が25.7%で最も高く、次いで「認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」(14.9%)、「認知症の介護・コミュニケーション方法等、家族向け研修会の開催」(9.1%)となっています。



## 4 前期計画の課題の整理

にっこり安心プラン（第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画）では、基本理念の実現に向け、4つの基本目標を定め、各種施策・事業に取り組んできました。

計画期間中のこれまでの取組や国の動向・各種アンケート結果なども踏まえ、前期計画の課題等を以下のとおり整理しました。

|              |  |
|--------------|--|
| <b>基本目標1</b> | <b>みんながつながり、支えあう地域社会の実現</b>  |
|              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域ネットワークの中核的な機関としたいが、地域包括支援センターの認知度が低い。</li><li>⇒ 地域包括支援センターを通じた「地域での支え合い体制の確保」</li><li>・ ひとり暮らし高齢者の安否確認の手法が限られている。</li><li>⇒ 地域の関係機関・団体、近隣住民等による「見守り・声かけ活動」などのインフォーマルな支援の充実・強化</li><li>・ 従来の生活支援サービスだけでは支えることが困難な高齢者が現れる。</li><li>⇒ 「意識のバリアフリー化」による「我が事」と捉える地域共生社会の推進</li></ul> |
| <b>基本目標2</b> | <b>健康で生きがいのある豊かな生活の実現</b>  |
|              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業参加の掘り起こしのできる工夫が必要である。</li><li>⇒ 高齢者自らが健康づくり活動に取り組めるような介護予防活動への支援</li><li>⇒ 高齢者の通いやすい会場設定と多様な社会資源の活用</li><li>・ 地域福祉の支え手であり、生きがいづくりの場でもある老人クラブ数・会員数が減少傾向にある。</li><li>⇒ 老人クラブ活動をはじめとする社会参加活動の促進</li></ul>   |
| <b>基本目標3</b> | <b>いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現</b>   |
|              | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間サービス等を意識したサービス設定とそのマッチングが求められる。</li><li>⇒ 高齢者の身体状況等を踏まえた福祉サービスの提供</li><li>・ 認知症サポーターの養成は進んでいるが、医療職・介護職の参画が少なく、研修等の工夫が必要である。</li><li>⇒ 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進と認知症ケア体制の充実</li><li>・ 権利擁護制度の社会的需要を満たす必要がある。</li><li>⇒ 虐待防止の意識啓発や成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度周知と利用支援</li></ul>              |

**基本目標4** 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現

- 介護サービスは量的・質的に確保されているが、依然、在宅医療・介護ニーズは高い。
- ⇒ 介護保険施設等の計画的な整備などの介護サービス量の適切な見込み
- ⇒ 介護従事者への研修などによる介護サービスの質の向上
- ⇒ 本市独自の「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた関係者の連携推進や理解促進

## 5 国の動向や高齢者の状況・ニーズから導出された新たな課題

### (1) 地域支え合い活動へ的高齢者の参加

地域を基盤とする高齢者自身の自主的な活動組織である「老人クラブ」の活動が介護予防・生活支援サービスの担い手としての活動にも繋がるよう「公益財団法人全国老人クラブ連合会」が「新地域支援事業に向けての行動提案」を行うなど、全国的にも、地域支え合い活動へ的高齢者の参加が期待されており、市町村においては、高齢者の活動の場を確保し地域活動への積極的な参加を支援する取組が求められています。

### (2) 「在宅医療」「認知症対策」への医療従事者の積極的な参加

国は、在宅医療と介護の連携の推進を効果的に実施していくため、都道府県が、都道府県医師会等の関係団体と密接に連携しながら市町村の実情に応じた支援を実施していくことを求めており、在宅医療や認知症対策など市町村における具体的な取組に対しては、宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会などから、認知症サポート医や認知症対応力向上研修修了者などの専門性の高い医療従事者の積極的な事業参加を求める意見が挙げられています。

### (3) 在宅医や訪問看護師の確保

在宅医療の推進に向け、栃木県保健医療計画（6期計画）のなかで、訪問看護ステーションや在宅療養支援診療所などの基盤整備を一層推進するとしており、さらに、今回の介護保険制度改正のなかでは、栃木県地域医療構想と市町村介護保険事業計画が整合を図りながら、将来の在宅医療・介護施設等の需要にも対応できるサービス提供体制の確保が求められています。

### (4) 認知症になっても安心して暮らし続けられる環境の整備

国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」においては、「認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進」や「認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供」、「認知症の人の介護者への支援」のほか、「認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進」など、認知症の人やその家族の視点を重視した施策を推進していくとしており、市町村においては、こうした新オレンジプランの考え方を踏まえた環境の整備が求められています。

(5) 地域包括支援センターの機能的な圏域・立地

今後、地域包括ケアシステムの構築を推進していくうえで、地域包括支援センターの機能強化は重要な課題となっており、国においては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」のなかで、地域共生社会の実現に向け、市町村は、地域包括支援センターが、住民に身近な圏域で関係機関と連絡調整を行うことができる包括的な支援体制づくりに努めることとされています。

## 6 課題の総括

高齢者を取り巻く環境や第7次高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画における取組の要点と課題, さらには時代の潮流や国の動向等から導出された新たな課題も踏まえた本計画において取り組むべき課題を総括すると, 以下のとおりです。

- 1 高齢者の主体的な健康づくりや活動の場づくり・仲間づくり・外出機会の提供による地域活動への積極的な参加
- 2 多様な主体の協働による高齢者支援や高齢者自身も地域の担い手となり互いに支え合う地域社会づくり
- 3 在宅医療・介護の連携強化や高齢者本人の希望・状態, 介護者の状況等に  
応じたサービスの提供
- 4 認知症に対する正しい理解や高齢者が安心して暮らせる環境の整備と自立した生活を送るための支援
- 5 本市の目指す「地域包括ケアシステム」の将来像の明示と市民理解の促進

第3章  
計画の基本理念と基本目標

---



## 第3章 計画の基本理念と基本目標

### 1 基本理念

基本理念については、社会環境の変化やアンケート調査結果による高齢者のニーズ、これまでの高齢者福祉施策や介護保険事業の取組から導き出された評価や課題を踏まえ、地域において、高齢者一人ひとりがいきいきと安心して暮らすことができ、「長生きしてよかった」と思えるような社会を築くため、本市の「目指すべき高齢社会像」を示すものとして、次のとおりとします。

◆ 基本理念 ◆  
 住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、  
 安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現

### 2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、高齢者人口の急激な増加や多様化・複雑化する高齢者のニーズなどを踏まえ、より多くの市民の理解・協力のもと各種施策・事業に取り組むことができるよう4つの基本目標を定めます。



#### 《4つの基本目標》

基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

基本目標2 地域で支え合う社会の実現

基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

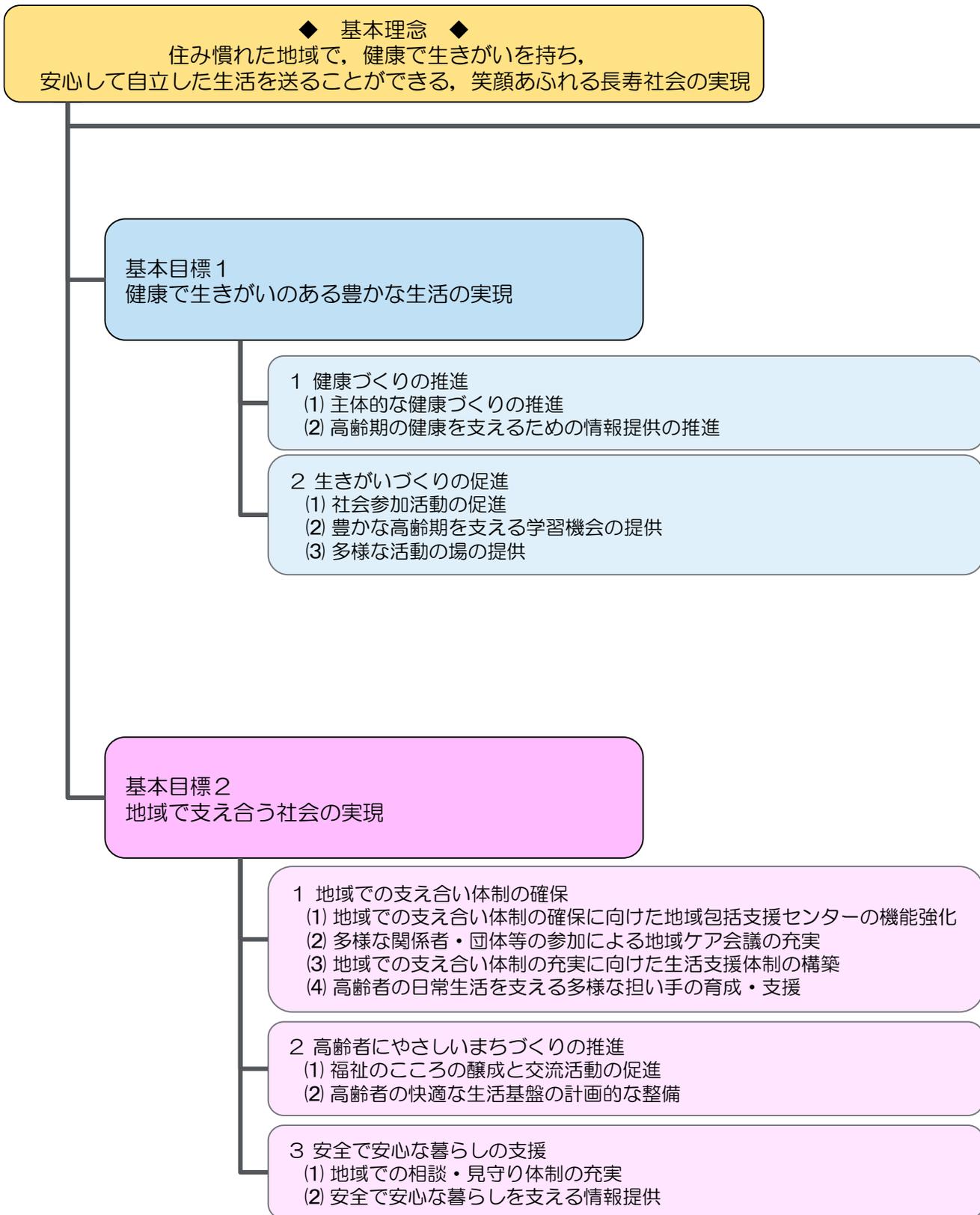


第4章  
施策・事業の展開

---

## 第4章 施策・事業の展開

### 1 施策の体系



基本目標3  
介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

- 1 介護保険事業の充実
  - (1) 介護保険サービスの安定的な提供
  - (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
  - (3) 効果的・効率的な介護予防の推進
  - (4) 介護保険制度の円滑な運営
- 2 介護サービスの質の向上
  - (1) 介護給付適正化計画に基づく介護サービスの質の確保・向上
  - (2) 関係機関・団体と連携した介護人材の育成支援
- 3 介護者への支援
  - (1) 介護者に対する支援
  - (2) 介護サービスを必要とする高齢者や家族等に対する情報提供
- 4 在宅医療・介護連携の推進
  - (1) 円滑な医療・介護連携に向けた仕組の構築・推進
  - (2) 在宅療養を支える専門職の育成・確保
  - (3) 在宅での療養や看取りに関する市民理解促進

基本目標4  
いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

- 1 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供
  - (1) 在宅福祉サービスの提供
- 2 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備
  - (1) 高齢者の住まいに関する情報提供
  - (2) 高齢者の多様な住まい方の支援
- 3 認知症高齢者等対策の充実
  - (1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進
  - (2) 認知症ケア体制の構築
  - (3) 認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進
- 4 高齢者の権利を守る制度の利用支援
  - (1) 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や情報提供
  - (2) 成年後見制度など高齢者の権利を擁護する制度周知・利用支援

## 2 基本目標ごとの取組

### 基本目標 1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現

|          |  |
|----------|--|
| 施策の方向性 1 | 健康づくりの推進                                       |
| 取組方針     | 健康寿命の延伸に向け，地域の多様な社会資源を活用し，高齢者の主体的な健康づくりを推進します。 |

#### 1 主体的な健康づくりの推進

健康を保持増進できている方については，ライフステージのどの段階になっても，継続して自ら健康づくりに取り組むことができるよう，外出機会を増やす支援や，身近な場所での健康づくり活動の機会の充実などに取り組めます。

#### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                     | 概要   |
|----|-------------------------|--|
| 1  | 健康ポイント事業の実施             | 歩くことや健診の受診など健康づくりに取り組むことでポイントが貯まり，貯めたポイントに応じて特典が受けられる事業で，楽しみながら取り組めることで，市民の皆さんの健康づくりを促進します。  |
| 2  | 健康づくり実践活動の促進            | 市民一人ひとりが，主体的に健康づくりに取り組むことができるよう，地域の核となる人材として「健康づくり推進員・食生活改善推進員」の養成講座を開催し，市内の地区連合自治会単位（39地区）に，健康づくり組織の設置を進め，地域住民が主体となった健康づくり実践活動を促進します。 |
| 3  | 特定健康診査（特定診査）の実施         | 生活習慣病のリスクを早期に発見し，生活習慣の改善や早期治療を促すため，メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施により，生活習慣病の発症や重症化を予防します。  |
| 4  | 歯科検診（歯周病検診）の実施          | むし歯や歯周病などの早期発見，早期治療を図るため，歯科検診を実施することで，市民の皆さんの歯と口腔の健康づくりを支援します。   |
| 5  | 日ごろからの健康管理を支える仕組みづくりの促進 | 「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」，「かかりつけ薬剤師・薬局」など，日ごろから健康に関する相談先を持つことで，いざという時もスムーズな治療等につながることから，市医師会をはじめとする関係団体と連携しながら，市民の皆さんの，日ごろからの健康管理を支えます。      |

## 2 高齢期の健康を支えるための情報提供の推進

高齢期については、ロコモティブシンドロームやフレイル（54ページ）を予防することが重要となることから、健康教育、イベント、広報などを通じて、高齢者が継続して身体を動かすことや、口腔機能の維持、低栄養を予防する食生活の定着化など、様々なライフスタイルに合わせた健康づくりに関わる情報提供に取り組みます。

### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                      | 概要   |
|----|--------------------------|--|
| 6  | 運動出前講座の実施                | 自治会・老人クラブなどの地域団体等に出向き、ロコモティブシンドロームやフレイル予防などの健康づくりに関する講話と実技を組み合わせた運動出前講座を実施することで、市民の皆さんが、個人のライフスタイルや体力に応じた運動習慣を身に付け、健康で生き生きとした生活を過ごすことができるよう支援します。  |
| 7  | 食育出前講座・歯と口腔の健康づくり出前講座の実施 | 高齢になっても、いつまでも元気で過ごすために大切な食事のポイントについて、自治会・老人クラブなどの地域団体等に出向き「食育出前講座」を実施することで、健全な食生活の実践につなげます。また、口腔ケアは、様々な病気の予防にもつながることから、よく噛んでおいしく食べることの大切さや、歯周病などの関係など「歯と口腔の健康づくり出前講座」の開催を通して、市民の皆さんの、歯と口腔の健康づくりを支援します。 |
| 8  | 健康教育・健康相談の実施             | おおむね40歳以上の市民の方を対象に、保健師などが講師として自治会・老人クラブなどの地域団体等に出向き、生活習慣病予防や介護予防などの健康に関する講話や実技を組み合わせた健康教育や、電話や面接による健康相談を実施し、市民の皆さんの主体的な健康づくりを支援します。  |
| 9  | 歯科健康相談の実施                | 歯科疾患に関する疑問や悩みなどに対し、歯科医師による専門的な相談と、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施することで、市民の皆さんの歯科保健に対する関心と理解を深め、歯と口腔の健康づくりを支援します。   |
| 10 | 健康管理に関する情報提供の推進          | 広報紙やパンフレットなどを活用しながら、平時の健康管理の必要性や相談窓口などに関する情報提供に取り組みます。   |

コラム

「健康寿命を延ばして、ココロもカラダも元気に長生き」

高齢期になって健康を損なう原因としては、生活習慣病を原因とするもののほかにも、大きな問題として、加齢に伴う、衰弱、転倒・骨折、関節疾患、認知症など、高齢期特有のトラブルがあります。こうしたトラブルでも、とくに注意したいのが、運動機能の障害による「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）①」、必要な栄養を摂取できないことからくる「低栄養状態」、食べものをかんで飲み込む「口腔機能」の低下、そして「認知症」などです。

最近では、加齢による筋力や活力などの脆弱な状態を総称して「フレイル②」と呼んでいます。これまでは、「年を取るので仕方がない」と思われてきましたが、最近では、この状態を改善することが可能なことがわかっています。このため、いつまでも健康で元気に暮らすためには、高齢期の健康トラブルを予防することが重要です。

ロコモチェック

～1つでもあれば要注意～

|   |                                      |                          |
|---|--------------------------------------|--------------------------|
| 1 | 家の中でつまづいたり滑ったりする                     | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 階段を上るのに手すりが必要である                     | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 15分くらい続けて歩くことができない                   | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 横断歩道を青信号で渡り切れない                      | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 片脚立ちで靴下がはけなくなった                      | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 2kgの買い物をして持ち帰るのが困難<br>(1Lの牛乳パック2本程度) | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 家のやや重い仕事が困難<br>(掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど)   | <input type="checkbox"/> |

フレイルチェック

～3つ以上で要注意～

|   |                 |                          |
|---|-----------------|--------------------------|
| 1 | 1年間で4～5kg体重が減った | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 疲れやすくなった        | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 筋力（握力）が低下した     | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 歩くのが遅くなった       | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 身体の活動量が減った      | <input type="checkbox"/> |

【解説】

- ① 関節の痛みや筋力の低下などにより、歩く力が衰えた状態のことで、略して「ロコモ」と呼ばれています。進行すると日常生活にも支障が生じるため、いつまでも自分の足で歩き元気であるためには、運動器を長持ちさせ、ロコモを予防することが必要です。
- ② 2014年（平成26年）に日本老年医学会が提唱した「高齢期の虚弱」を表す考え方です。高齢者が虚弱の状態になってからも、筋力トレーニングや日常生活を活発にする、栄養状態を良くするなど、心身の機能を回復させることが可能です。このため、多くの方に「フレイル」という言葉に関心をもってもらい、理解してもらうことが必要です。

|         |   |
|---------|---|
| 施策の方向性2 | 生きがいつくりの促進  |
| 取組方針    | 高齢者が培ってきた豊富な知識や経験を活かしながら地域の中で元気に活躍できるよう、老人クラブをはじめとする既存の活動の受け皿への支援や地域の多様な活動の場を提供することにより、生きがいつくりの促進を図ります。 |

## 1 社会参加活動の促進

高齢者が地域の中でいきいきと活躍できるよう、身近な地域で、幅広く活動・交流できる場となる「老人クラブ」などへの支援や、社会参加の機会につながる「高齢者等地域活動支援ポイント事業」などの事業の充実を図りながら、高齢者の社会参加活動を促進します。

### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                 | 概要   |
|----|---------------------|--|
| 11 | 高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進 | 「地域貢献活動」（60歳以上対象）や「健康づくり活動」（65歳以上対象）に対してポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や市の施設利用券やバスカードなどの活動奨励物品等に交換できる事業を推進します。   |
| 12 | 高齢者外出支援事業の推進        | <p>年度末時点で70歳以上の方を対象に、年度に1回、本人負担1,000円（定期券は2,000円）で、5,000円相当のバス乗車券等の交付又は購入費を助成する事業を推進します。</p> <p>また、利用者の利便性向上につながるよう、交通ICカードの導入に向けた検討を進めます。</p> <p>郊外部において導入されている地域内交通の利便性向上や導入自治会の拡大を促すとともに、市街地部においても地域の実情に応じた生活交通の導入に向け、地域組織の取組に対する支援を行い、日常生活における身近な移動手段の確保を図ります。</p> |
| 13 | みやシニア活動センター事業の推進    | みやシニア活動センターでは、シニア世代の持つ豊かな知識や経験を活かすことができるよう、「地域デビュー講座」や「シニア講演会」の開催のほか、まちづくりやボランティアなど様々な関係機関と連携し多様な情報提供に取り組みます。  |

【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名               | 概要  |
|----|-------------------|---|
| 14 | 老人クラブの育成・支援       | <p>「老人クラブ」は、地域を基盤とする高齢者の自主組織で、ペタンクなどの軽スポーツやウォーキングなどの健康づくり活動や、子どもの見守り活動、一人暮らしの高齢者に対する支援などの友愛活動など、仲間とともに地域で活動しており、会員の持つ豊富な経験やその組織力を生かした「地域づくり」が可能となる老人クラブの育成・支援に取り組みます。</p> |
| 15 | ふれあい・いきいきサロン事業の推進 | <p>高齢者や障がい者、子どもなどが身近な場所に気軽に集える機会を提供し、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいづくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、支えあい助けあう地域社会の構築を推進します。</p>  |



## 2 豊かな高齢期を支える学習機会の提供

心身ともに健康で充実した高齢期を過ごせるよう、誰もが参加しやすいスポーツ活動や文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動など、幅広い活動を推進するとともに、シニア世代を対象とした講座やイベントの開催など多様な学びの機会の提供を通して、生きがいを促進します。

### 【主な取組・事業】

| 番号          | 事業名                                  | 概要   |
|-------------|--------------------------------------|--|
| 16          | 高齢者向けスポーツ活動の推進                       | 子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツ活動に取り組むことができるよう、高齢者の方の参加割合の高いグラウンドゴルフや輪投げ、ペタンクなどのニュースポーツ用具の貸出しを行っています。   |
| 17          | 地域スポーツクラブの育成・活動支援                    | 市民の健康づくりや生きがいに寄与するため、地域スポーツクラブの設立・運営に対する各種補助金やクラブマネージャーの育成支援など、既存クラブの運営や新規クラブの立ち上げ支援に取り組んでいます。   |
| 18          | 茂原健康交流センターを活用した生きがいきづくりや世代間・地域間交流の促進 | 茂原健康交流センターでは、世代間・地域間交流の場となるよう、水泳教室などの児童向け講座から健康づくり教室など高齢者向け講座まで幅広い年代を対象とした講座を開催しています。また、高齢者の方や障がい者の方にも利用いただくことで、健康づくり・生きがいきづくりの場としても機能しています。 |
| 再掲<br>(55P) | みやシニア活動センター事業の推進                     | みやシニア活動センターでは、シニア世代の持つ豊かな知識や経験を生かすことができるよう、「地域デビュー講座」や「シニア講演会」の開催のほか、まちづくりやボランティアなど様々な関係機関と連携し多様な情報提供に取り組みます。                                |
| 19          | 人材かがやきセンター・生涯学習センター等による学習機会の提供       | 「人材かがやきセンター」や市内18か所の「生涯学習センター」等では、子どもから高齢者まで参加できる各種講座の実施や、学習に関する情報提供を行っています。引き続き、高齢者をはじめとする地域住民の多様な学習機会の提供や学習情報提供の充実に取り組みます。                 |
| 20          | 老人福祉センターを活用した生きがいきづくりの推進や相談機能の充実     | 老人福祉センターは、市内5か所（屋板町、陽東2丁目、宝木本町、下砥上町、松田新田町）に設置しており、健康づくりや趣味の講座を開催するほか、看護師による血圧測定などの健康相談などを行っています。   |

【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名           | 概要   |
|----|---------------|--|
| 21 | シルバー大学校の運営支援  | シルバー大学校は、積極的に地域活動を実践する高齢者を育成することを目的としており、市内に住む60歳以上の方で、2年間通学することができる方などが入学対象となります。なお、本市では、入学願書の配布や受付などを行っています。 |
| 22 | 保健と福祉の出前講座の実施 | 保健福祉サービスを適切に利用することができるよう、保健福祉分野のサービスや知って役に立つ情報などを周知するため、市職員が直接地域に出向いて、内容を分かりやすく説明する出前保健福祉講座を行っています。            |

### 3 多様な活動の場の提供

充実した高齢期を過ごすことができるよう、「シルバー人材センター事業」など、高齢者が持つ豊富な知識や経験を活かすことができる多様な活動の場の提供に努めます。

#### 【主な取組・事業】

| 番号          | 事業名                               | 概要  |
|-------------|-----------------------------------|---|
| 23          | シルバー人材センター事業の支援                   | 「シルバー人材センター」は、会員登録制で、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者が対象となっており、会員登録後、仕事の提供を受ける仕組みで、除草や屋外雑役などに代表される請負事業のほか、介護・保育の分野などへの労働者派遣事業を行います。  |
| 再掲<br>(65P) | 介護予防・日常生活支援総合事業の推進<br>(担い手の育成・支援) | 介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型訪問サービスの担い手を育成・確保するため、介護予防・生活支援サービス提供者養成研修を開催します。<br>身近な地域での社会参加や社会貢献活動を促進するため、生活支援体制整備事業を通じた人材発掘と地域組織化を進めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体型サービスへの助成を行います。 |
| 24          | 雇用促進・普及啓発事業の推進                    | 高齢者を含む様々な働き手の雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する法律や制度などを掲載した勤労者向け、事業者向けの啓発冊子をそれぞれ作成し、勤労者、市内事業者、関係機関へ配付するほか、ホームページにも掲載します。   |
| 25          | 中高年齢者のための再就職支援セミナーの実施             | 月1回(1日間)、市内在住・在勤のおおむね45歳以上の求職者、非正規労働者を対象に、キャリアコンサルタントが、職業経験の整理と生かし方、職業経験を生かした応募書類の書き方、面接対策などを内容としたセミナーを開催します。   |

## 基本目標2 地域で支え合う社会の実現

|         |  |
|---------|--|
| 施策の方向性1 | 地域での支え合い体制の確保  |
| 取組方針    | <p>高齢化の進展に伴い、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域の医療・介護・福祉サービスとボランティア活動をはじめとするインフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携した「地域での支え合い体制」を確保していくことが重要です。こうしたなか、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける市民の相談支援窓口であり、今後、介護保険分野に限らず、他の保健福祉分野と連携を深め、地域共生社会を築いていく上でも中核的な役割を担っていく必要があります。地域包括支援センターを通じた「地域での支え合い体制の確保」を目指します。</p> |

### 1 地域での支え合い体制の確保に向けた地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関となることが求められており、これまで、地域におけるワンストップサービス窓口、地域のネットワーク構築、権利擁護、介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援、介護予防の推進等の役割を担ってきました。今後も、地域包括支援センターがこれらの役割を果たせるよう、設置主体として本市は、基幹相談支援センターを設置し、地域包括支援センターの存在や役割を市民に十分理解してもらいながら、人員・運営体制の整備、センター職員のスキルアップなど、地域包括支援センターの機能強化に取り組めます。

#### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                 | 概要  |
|----|---------------------|---|
| 26 | 地域包括支援センターの運営及び機能強化 | <p>高齢者やその家族を対象とし、介護保険法に定める包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）及び介護予防ケアマネジメント業務を含む介護予防事業を実施します。</p> <p>また、地域ケア会議の開催を通じ、地域ネットワーク機能を強化するほか、様々な機会を捉え、市民の皆さんへ幅広く情報提供します。</p> <p>センターの提供するサービスの向上に向けては、センター職員を対象とした研修等を開催するとともに、定期的なセンターの事業評価を行います。</p> |

## 2 多様な関係者・団体等の参加による地域ケア会議の充実

「地域ケア会議」は、「個別課題の解決」「地域ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」などについて、介護支援専門員（ケアマネジャー）、保健・医療及び福祉に関する専門職、民生委員・児童委員や自治会等の地域の関係者・団体等が参加して、話し合う会議です。

この「地域ケア会議」により多くの地域住民や多職種の専門職の方に参加してもらいながら、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう支援を行うとともに、それを支える地域ケア力の向上を図ります。

### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名       | 概要  |
|----|-----------|---|
| 27 | 地域ケア会議の推進 | 地域ケア会議は2つの類型に分かれており、1つ目の「地域ケア個別会議」は個別ケースの課題解決に向けた支援の検討を行うため、センターの圏域で開催します。2つ目の「地域ケア会議」は、地域課題の把握等を行うため、市内39地区の地区連合自治会区域ごとに、それぞれ地域包括支援センターが主催します。 |



○ 宇都宮市の地域包括支援センター

本市では、人口、自治会の区域、生活形態、地域活動の状況や、地域特性、地域各種団体との連携強化の観点から、市内の25か所に地域包括支援センターを設置しています。

現在、この圏域が地区連合自治会の単位を分断しているなどの課題もあるほか、本市が目指す地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画との整合性を図る必要があります。

図 13 地域包括支援センターの担当地区

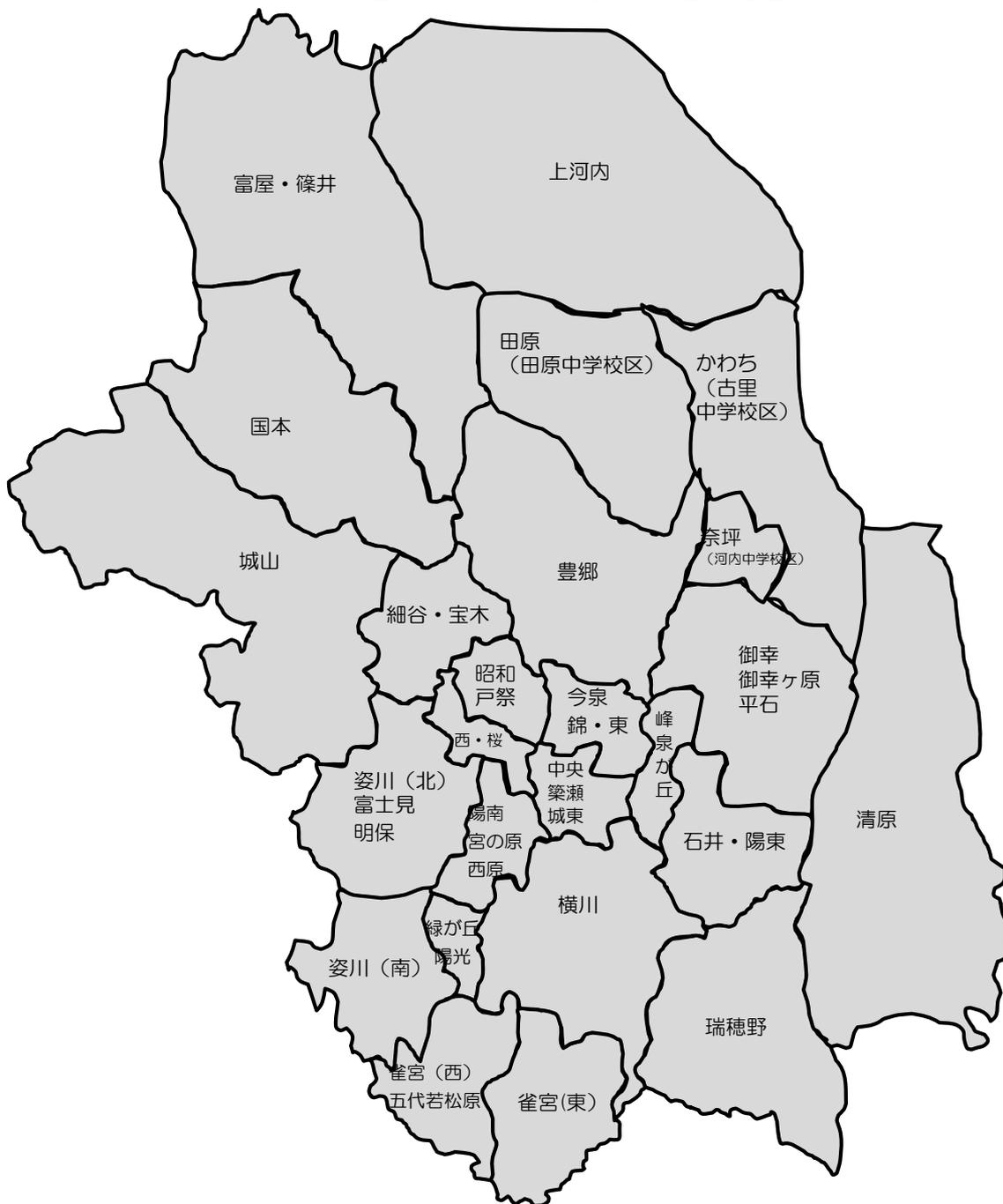


表 5 地域包括支援センターの担当地区

| 担当地区（地区連合自治会） |               | 地域包括支援センター          |
|---------------|---------------|---------------------|
| 1             | 中央・築瀬・城東      | 地域包括支援センター 御本丸      |
| 2             | 陽南・宮の原・西原     | 地域包括支援センター ようなん     |
| 3             | 昭和・戸祭         | 地域包括支援センター きよすみ     |
| 4             | 今泉・錦・東        | 地域包括支援センター 今泉・陽北    |
| 5             | 西・桜           | 地域包括支援センター さくら西     |
| 6             | 御幸・御幸ヶ原・平石    | 鬼怒 地域包括支援センター       |
| 7             | 清原            | 地域包括支援センター 清原       |
| 8             | 瑞穂野           | 地域包括支援センター 瑞穂野      |
| 9             | 峰・泉が丘         | 地域包括支援センター 峰・泉が丘    |
| 10            | 石井・陽東         | 地域包括支援センター 石井・陽東    |
| 11            | 横川            | よこかわ 地域包括支援センター     |
| 12            | 雀宮（東）         | 地域包括支援センター 雀宮       |
| 13            | 雀宮（西）・五代若松原   | 地域包括支援センター 雀宮・五代若松原 |
| 14            | 緑が丘・陽光        | 緑ヶ丘・陽光 地域包括支援センター   |
| 15            | 姿川（北部）・富士見・明保 | 地域包括支援センター 砥上       |
| 16            | 姿川（南部）        | 姿川南部 地域包括支援センター     |
| 17            | 国本            | くにもと 地域包括支援センター     |
| 18            | 細谷・宝木         | 地域包括支援センター 細谷・宝木    |
| 19            | 富屋・篠井         | 富屋・篠井 地域包括支援センター    |
| 20            | 城山            | 城山 地域包括支援センター       |
| 21            | 豊郷            | 地域包括支援センター 豊郷       |
| 22            | 河内（古里中学校区）    | 地域包括支援センター かわち      |
| 23            | 河内（田原中学校区）    | 田原地域包括支援センター        |
| 24            | 河内（河内中学校区）    | 地域包括支援センター 奈坪       |
| 25            | 上河内           | 上河内地域包括支援センター       |

### 3 地域での支え合い体制の充実に向けた生活支援体制の構築

単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加していく中、高齢者が生きがいを持ちながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、生活上の困りごとに対する多様な支援や、介護予防、社会参加が必要となるほか、地域の支え合い活動の充実には、高齢者が元気なうちは支え手となる意識醸成が成功の鍵になってきます。これらのニーズに対応できるよう、ボランティア団体・NPO法人・民間企業や地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における高齢者支援の担い手や生活支援サービスの開発を行い、高齢者の生活支援・介護予防の充実や社会参加を推進するための体制を整備します。

【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名       | 概要   |
|----|-----------|--|
| 28 | 生活支援体制の整備 | 地域の様々な関係者が参加する第2層協議体を、おおむね地区連合自治会圏域ごとに設置し、地域情報の共有や地域課題の把握等を行うとともに、地域の支え合い活動の担い手育成や、地域ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを行う第2層生活支援コーディネーターを配置するとともに、研修等の人材育成を行います。また、全市域を対象とする第1層にも、協議体や生活支援コーディネーターを配置します。 |

#### 4 高齢者の日常生活を支える多様な担い手の育成・支援

介護予防・日常生活支援総合事業において、生活支援サービスの提供主体として期待されるボランティアなどのサービス、支援の担い手となる人材を、生活支援コーディネーターとともに養成し、サービス提供体制の充実と地域での支え合いの充実につなげます。

##### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                | 概要   |
|----|--------------------|--|
| 29 | 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 | <p>介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型訪問サービスの担い手を育成・確保するため、介護予防・生活支援サービス提供者養成研修を開催します。</p> <p>身近な地域での社会参加や社会貢献活動を促進するため、生活支援体制整備事業を通じた人材発掘と地域組織化を進めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体型サービスへの助成を行います。</p> |

|         |  |
|---------|--|
| 施策の方向性2 | 高齢者にやさしいまちづくりの推進   |
| 取組方針    | 地域の全ての関係者が「我が事」として、生活課題に「丸ごと」対応できる地域づくりに向けた「意識のバリアフリー化」を促進します。 |

## 1 福祉のこころの醸成と交流活動の促進

地域包括ケアの「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を、高齢者だけではなく、介護と育児に同時に直面する世帯などにも広げ、複合課題にも対応できる包括的な支援体制の構築を目指す必要があります。このため、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参加し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることができるよう、地域福祉施策や障がい福祉施策と連携しながら、市民の自主性が発揮できる「意識のバリアフリー化」を促進します。

### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                      | 概要  |
|----|--------------------------|---|
| 30 | ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営  | <p>市民が気軽にボランティア活動等に参加できるよう、ボランティアの相談・登録やマッチングのほか、養成講座の開催や交流の場づくりなど、市民の自発的な活動の支援を行います。また、災害時における災害ボランティアセンターの迅速な設置や円滑な運営を図るために災害ボランティアの養成を充実させるなど、総合的なボランティア支援体制を推進します。</p> <p>まちづくりセンター（まちぴあ）については、地域活動団体やNPO、企業等がそれぞれの特性や能力を発揮し合い、公共的課題の解決に自主的に取り組む社会をつくるため、各活動主体の連携体制構築やNPO等の組織基盤の強化など多様な支援を行います。</p> |
| 31 | ボランティア養成講座等の充実           | <p>ボランティア活動の推進と実践者の養成を図るため、ボランティア活動への興味や関心から始まるきっかけづくりを目的としたボランティア入門講座や、スキル習得のための養成講座を実施します。</p>  |
| 32 | 敬老会の開催支援など敬老のこころを育む取組の推進 | <p>敬老会については、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛するとともに、市民が高齢者の福祉について関心と理解を深めることができるよう、各地区（39地区）の社会福祉協議会、宇都宮市社会福祉協議会、本市が共催で開催します。</p> <p>敬老祝金については、高齢者の方の長寿を祝して、敬老祝金（80歳：1万円、90歳：3万円、100歳：10万円）を贈呈します。</p>  |

## 【主な取組・事業】

| 番号          | 事業名   | 概要   |
|-------------|---|--|
| 再掲<br>(57P) | 茂原健康交流センターを<br>活用した<br>生きがいつくりや<br>世代間・地域間交流の促進 | 茂原健康交流センターでは、世代間・地域間交流の場となるよう、水泳教室などの児童向け講座から健康づくり教室など高齢者向け講座まで幅広い年代を対象とした講座を開催しているほか、高齢者の方や障がい者の方にも利用いただくことで、健康づくり・生きがいつくりを推進します。 |
| 33          | 学校における福祉教育の<br>充実                               | 高齢者や福祉施設との交流活動や学校行事への招待などを実施し、児童生徒の豊かな心を育む「宮っ子心の教育」を推進します。   |

(参考) 茂原健康交流センター



## 2 高齢者の快適な生活基盤の計画的な整備

高齢期になっても、日常的な社会生活を安全・安心・快適に送るためには、道路や施設などのハード面のみならず、情報やサービスなどのソフト面も含めて、全ての市民が利用しやすいように配慮されたまちづくりが必要となります。このため、本市が目指す都市空間の姿である「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成や、ユニバーサルデザインの推進を図ることで、高齢者をはじめとする市民の生活基盤の計画的な整備に取り組みます。

### 【主な取組・事業】

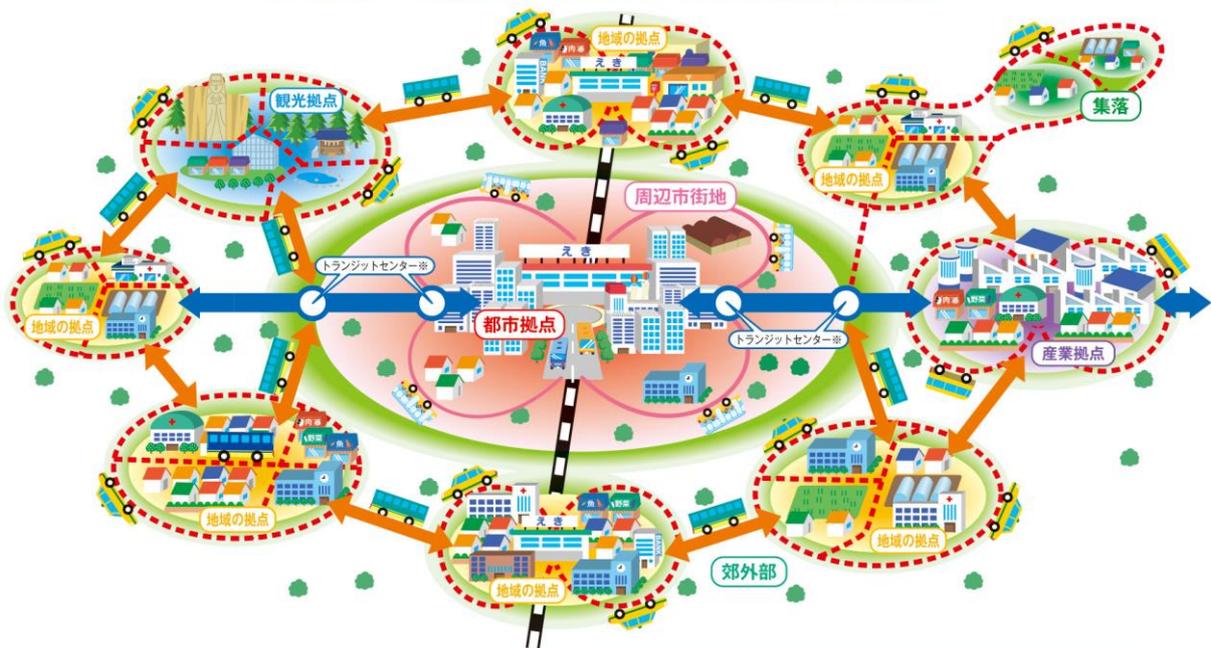
| 番号 | 事業名              | 概要  |
|----|------------------|---|
| 34 | ベンチのあるまちづくりの推進   | 高齢者や障がい者をはじめとする全ての市民が、歩いて気軽に外出し様々な社会活動に主体的に参加できるよう生活環境を整備するためのひとつとして、ベンチのあるまちづくりに取り組みます。  |
| 35 | 市有施設等のバリアフリーの推進  | <p>(市有施設)</p> <p>高齢者や障がい者をはじめとする全ての市民が、市有施設を安全かつ円滑に利用できるようエレベーターの設置などの施設整備に取り組みます。</p> <p>(道路・公園)</p> <p>高齢者や障がい者をはじめとする全ての市民が安全・安心に通行できる歩行空間創出のため、点字ブロックや歩道の整備及び修繕を行うほか、公園の出入口の段差解消や、車いすの方でも利用しやすい水飲み器を設置するなど、高齢者をはじめ市民の誰もが利用しやすい公園の整備に取り組みます。</p> |
| 36 | 公共的施設等のバリアフリーの推進 | <p>(公共的施設等)</p> <p>高齢者や障がい者をはじめとする全ての市民が利用する、民間の公共的施設のバリアフリー化を図るため、傾斜路や手すり、エレベーター、便所の改修費の一部を補助します。</p> <p>(バス車両等)</p> <p>高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安心かつ快適に移動できる「人にやさしい交通環境」の形成を図るため、交通事業者によるノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入に対する支援を行い、バス車両等のバリアフリーを推進します。</p>      |

【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                              | 概要  |
|----|----------------------------------|---|
| 37 | 広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進             | ユニバーサルデザイン文書マニュアルを活用し、市民にわかりやすい文書の作成に努めるほか、広報紙の点字・音声版の作成や、ホームページの音声読み上げに配慮した作成など、高齢者や障がい者にもわかりやすい行政情報の提供に取り組みます。  |
| 38 | 拠点への生活利便施設等の充実と快適にアクセスできる移動環境の形成 | 「ネットワーク型コンパクトシティ」の具体化に向け、「立地適正化計画」や「市街化調整区域の整備及び保全の方針」等と連携を図りながら、高齢者をはじめとする市民に身近な拠点等に、日常生活に必要な食料品・日用品を買う店舗や医療・介護施設等を誘導・集積することにより生活利便性を高めるとともに、拠点間を結ぶ公共交通（鉄道・LRT・路線バス）を基本に地域内の身近な移動を支える交通網を構築し、快適にアクセスできる移動環境の形成に向けた取組を進めます。 |

(参考)「ネットワーク型コンパクトシティ」のイメージ

「ネットワーク型コンパクトシティ」が形成された場合



※トランジットセンター  
さまざまな交通手段をスムーズにつなぐ乗り換え施設のこと

|         |  |
|---------|--|
| 施策の方向性3 | 安全で安心な暮らしの支援   |
| 取組方針    | 地域のなかで自分らしく安心した暮らしが継続できるよう、地域の関係機関・団体、近隣住民等による「見守り・声かけ活動」などのインフォーマルな支援の充実・強化を図ります。 |

### 1 地域での相談・見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、行政のみならず、地域住民が互いに助け合い、支え合うまちづくりを推進する必要があります。

このため、地域住民同士の助け合いを促進し、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、自治会などとの連携のもと、ひとり暮らし高齢者をはじめとする支援が必要な高齢者に対する見守りや、災害時に高齢者、障がい者などを支援する体制の整備に取り組みます。

#### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                               | 概要   |
|----|-----------------------------------|--|
| 39 | ひとり暮らし高齢者等<br>安心ネットワーク<br>システムの推進 | 民生委員・児童委員、地域包括支援センターが見守りが必要な高齢者等を把握します。<br>見守り対象者に対する見守り方法等の検討を行う見守り活動会議を開催します。（地域ケア会議として開催）<br>地域住民、介護・福祉サービス等による見守りを実施します。 |
| 40 | 災害時要援護者<br>支援事業の推進                | 高齢者や障がい者など災害発生時に支援を必要とする要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに、災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行えるよう、地域における支援体制の整備を推進します。                          |
| 41 | 地域における自主防災<br>組織の育成・強化            | 地域主体の防災訓練の開催や防災資機材の整備を支援しており、市内39地区で開催される防災訓練には、延べ1万人が参加しています。   |

## 2 安全で安心な暮らしを支える情報提供

防災・防犯意識の高揚と啓発に努めるとともに、地域団体・福祉関係者等が連携して取り組む事業の周知・普及を図りながら、地域が主体となって支援体制の整備を図るほか、高齢者の交通安全に対する意識を高めるような交通安全教育や啓発活動の充実を図ります。

### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名              | 概要   |
|----|------------------|--|
| 42 | 防犯教育の推進          | 犯罪被害に遭わないよう、市民自らが行える基本的で実践的な防犯対策の普及を図るため、防犯活動指導員が、受講対象者の世代や特性に応じた防犯講習会を実施しています。  |
| 43 | 高齢者に対する交通安全教育の実施 | 近年、高齢者の交通事故の割合が高くなっているため、高齢者を対象とした交通安全教室を開催するほか、教室に参加する機会の少ない方には、民生委員と連携して戸別訪問を行い、交通安全に関する情報提供を実施しています。                  |
| 44 | 消費者教育・啓発の推進      | 高齢者が被害者となる消費生活に関するトラブルを防止するため、消費生活出前講座開催や各種広告媒体を活用した消費生活情報の提供のほか、教室に参加する機会の少ない方には、民生委員と連携して戸別訪問を行い、消費生活に関する情報提供を実施しています。 |



## 基本目標3

### 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

|         |   |
|---------|---|
| 施策の方向性1 | 介護保険事業の充実   |
| 取組方針    | 介護を必要とする高齢者に対し必要なサービスが提供できるよう「サービス提供基盤を確保」するとともに、住民主体による日常生活支援など「多様なサービスの充実」を図ることで、要介護状態等になることを予防し、要介護状態になった場合でも自立した日常生活を営むことができるよう「効果的・効率的な介護予防の取組」を推進します。 |

#### 1 介護保険サービスの安定的な提供

高齢化の進行に伴い、認知症の高齢者やひとり暮らしの高齢者は今後も増加することが見込まれています。このような状況を踏まえ、夜間や緊急時に対応でき、通い・泊り・見守り等の対応が可能なサービスの拡充や、併せて、施設・居住系サービスへの適切な対応も必要となることから、バランスのとれたサービス提供基盤の整備に取り組み、介護保険サービスの安定的な提供を図ります。

##### (1) 施設・居住系サービスの整備

施設・居住系サービスについては、一層の高齢化に備えるとともに、在宅での生活が困難な要介護者などへの適切なサービスの提供を目指し、栃木県の医療計画で見込む医療療養病床から介護保険施設への移行の将来需要も反映したものとして、必要数の整備を進めます。

表 6 施設・居住系サービスの整備目標（量）

| 区分                                  | 第6期実績   | 第7期計画               |
|-------------------------------------|---------|---------------------|
|                                     | 2017年度末 | 2018～2020年          |
| ※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）<br>[当計画期間の整備量] | 2,091 床 | 2,276 床<br>[185 床分] |
| 介護老人保健施設<br>[当計画期間の整備量]             | 1,038 床 | 1,038 床<br>[ — ]    |
| 介護療養型医療施設<br>[当計画期間の整備量]            | 318 床   | 318 床<br>[ — ]      |
| 特定施設入居者生活介護<br>[当計画期間の整備量]          | 785 床   | 825 床<br>[※40 床分]   |

※1 介護老人福祉施設の提供量には地域密着型介護老人福祉施設の定員数を含む

※2 特定施設入居者生活介護の整備数（量）は既存のケアハウスの転換分

## (2) 地域密着型サービスの整備

重度者をはじめ、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、24時間365日、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら定期の巡回訪問と随時の対応を行うサービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や、中重度となっても、本人の状態や希望に応じて「通い」「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせ必要な支援を切れ目なく提供するサービスである「小規模多機能型居宅介護」のほか、今後、増加が見込まれる認知症の高齢者を支えるため「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」の整備を進めます。

なお、地域密着型サービスは日常生活圏域（62ページ掲載）を単位として、未整備圏域や圏域内の高齢者人口、また本市が進める「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成も考慮しながら、市域バランスのとれた整備を進めます。

表 7 地域密着型サービスの整備目標（量）

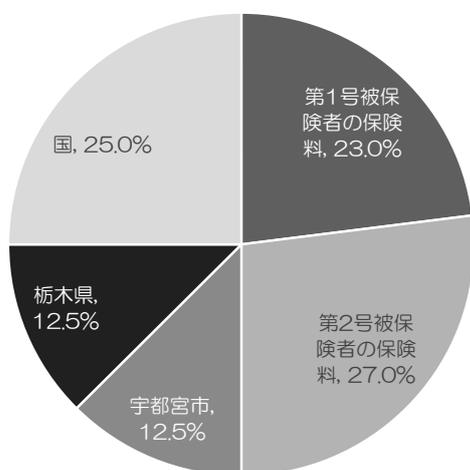
| 区分   | 第6期実績   | 第7期計画            |
|--|---------|------------------|
|  | 2017年度末 | 2018～2020年       |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護<br>[当計画期間の整備量]                | 3 事業者   | 5 事業者<br>[2 事業者] |
| 小規模多機能型居宅介護<br>看護小規模多機能型居宅介護<br>[当計画期間の整備量]    | 17 か所   | 19 か所<br>[2 事業者] |
| 認知症対応型共同生活介護<br>（認知症高齢者グループホーム）<br>[当計画期間の整備量] | 396 床   | 459 床<br>[54 床分] |

### (3) 保険給付費にかかる財源の仕組み

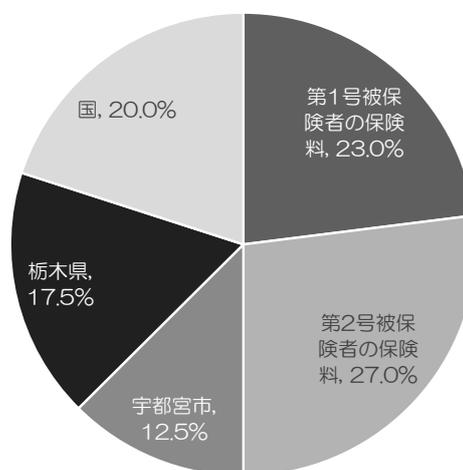
介護保険サービスを利用する場合、費用の1割または2割が利用者の自己負担（現役並み所得のある利用者については3割負担：2018年（平成30年）8月から）となり、残りが保険から給付されます。その財源の5割は、国、県、市町村が公費で負担し、残りの5割を被保険者の保険料で負担することとなります。なお、2018年度（平成30年度）から2020年度の財源構成については、下図のとおりです。ただし、市町村特別給付に関しては、第1号被保険者の保険料のみで賄われています。

図 14 保険給付費の財源構成

居宅給付費の財源内訳



施設等給付費の財源内訳



### (4) 介護保険事業費の見込み

2018年度（平成30年度）から2020年度までのサービス見込量に、サービス毎の単価を乗じて見込んだ計画期間中の介護保険事業費の見込みは次のとおりとなります。

表 8 介護保険事業費の見込み

（単位：千円）

| 種別        |       | 2018年度     | 2019年度     | 2020年度     | 合計         |
|-----------|-------|------------|------------|------------|------------|
| 標準給付費     | 法定給付費 | 29,162,034 | 30,482,532 | 31,512,254 | 91,156,820 |
|           | 介護給付費 | 26,962,466 | 27,866,452 | 28,449,671 | 83,278,589 |
|           | 予防給付費 | 625,353    | 644,866    | 665,354    | 1,935,573  |
|           | その他※  | 1,574,215  | 1,971,214  | 2,397,229  | 5,942,658  |
| 市町村特別給付費等 |       | 151,890    | 157,905    | 164,158    | 473,953    |
| 合計        |       | 29,313,924 | 30,640,437 | 31,676,412 | 91,630,773 |

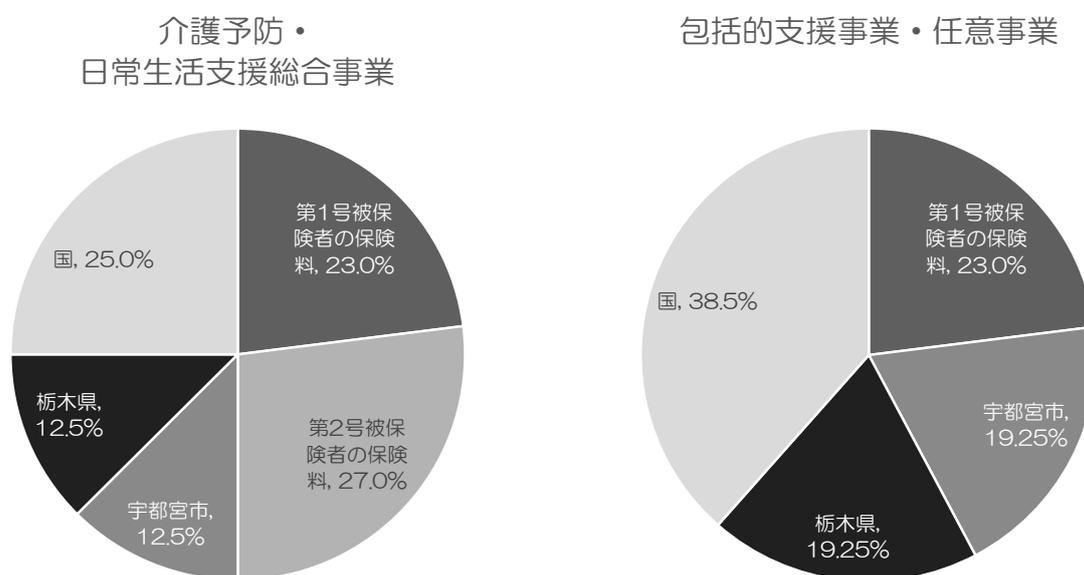
※ その他は特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額介護医療合算介護サービスなどの合計を記載。

(5) 地域支援事業

ア 地域支援事業の概要

高齢者が要介護状態等となることを予防（介護予防）し，社会に参加しながら，地域において自立した日常生活を送れるよう支援することを目的とし，地域における包括的な相談・支援体制，多様な主体の参画による生活支援体制，在宅医療と介護の連携体制，認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。なお，地域支援事業は①介護予防・日常生活支援総合事業，②包括的支援事業，③任意事業で構成され，財源構成は次のとおりです。

図 15 地域支援事業の財源構成



イ 地域支援事業費の見込み

表 9 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

| 種別              | 2018年度    | 2019年度    | 2020年度    | 合計        |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 1,302,957 | 1,372,420 | 1,447,620 | 4,122,997 |
| 包括的支援事業         | 671,407   | 750,827   | 737,526   | 2,159,759 |
| 任意事業            | 40,143    | 40,746    | 38,631    | 119,519   |
| 合計              | 2,014,506 | 2,163,992 | 2,223,776 | 6,402,274 |

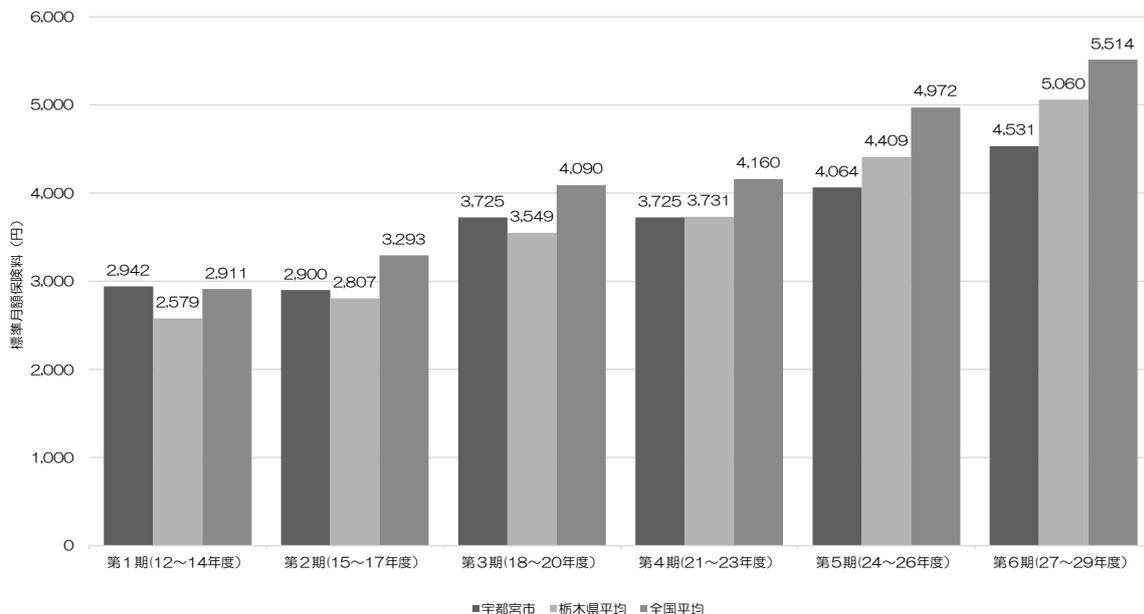
(6) 給付と負担の関係

65歳以上の方の介護保険料（第1号保険料）は、市区町村（保険者）ごとに決められ、保険料の額はその市区町村の被保険者が利用する介護サービスの水準を反映した金額になります。

本市の介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス（保険給付額）の利用見込量に応じたものとなるため、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることとなります。

全国平均の介護保険料基準額（月額）は、第1期の2,911円から第6期は5,514円と約1.89倍となりましたが、本市の介護保険料基準額（月額）は、第1期の2,942円から第6期は4,531円と約1.54倍となっています。

図 16 【参考】第6期までの介護保険料基準額（月額）の推移  
（全国・栃木県・宇都宮市）



## (7) 介護保険事業費総額の見込み

本市では、2017年度（平成29年度）から「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、これに伴い、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が地域支援事業へ移行されたことなど、給付費の減少要因もありましたが、高齢化の進展に伴う介護サービス利用量の増加や、地域密着型サービスや特別養護老人ホームの整備数（量）なども考慮し、第7期計画の3年間に必要となる介護保険事業費の総額を見込んだ結果、第6期計画値の約850億円から約15%増加し、第7期計画値では約980億円となりました。

表 10 介護保険事業費総額の見込み

(単位：千円)

| 種 別      |       | 2018年度     | 2019年度     | 2020年度     | 合計         |
|----------|-------|------------|------------|------------|------------|
| 標準給付費    | 法定給付費 | 29,162,034 | 30,482,532 | 31,512,254 | 91,156,820 |
|          | 介護給付費 | 26,962,466 | 27,866,452 | 28,449,671 | 83,278,589 |
|          | 予防給付費 | 625,353    | 644,866    | 665,354    | 1,935,573  |
|          | その他※  | 1,574,215  | 1,971,214  | 2,397,229  | 5,942,658  |
| 市町村特別給付費 |       | 151,890    | 157,905    | 164,158    | 473,953    |
| 地域支援事業費  |       | 2,014,506  | 2,163,992  | 2,223,776  | 6,402,274  |
| 合 計      |       | 31,328,430 | 32,804,429 | 33,900,188 | 98,033,047 |

※ その他は特定入所者介護サービス費等給付額，高額介護サービス費等給付額，高額介護医療合算介護サービスなどの合計を記載。

(8) 第7期の介護保険料基準額

ア 介護保険料の算定方法

第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の介護保険料は、介護給付費の財源に充てるために賦課徴収するもので、介護給付費の見込み、費用負担の割合及び第1号被保険者数に基づいて次の方法により算定します。

<介護保険料の算定方法>  
 介護給付費の見込み × 費用負担割合 ÷ 第1号被保険者数 = 介護保険料基準額  
 ※ 介護保険料基準額に、所得額に応じた保険料率を乗じて所得区分ごとの保険料を算出  
 ※ 第1号被保険者数は、各段階の被保険者数に保険料率を乗じ補正したもの

また、介護給付費のうち第1号被保険者（65歳以上の被保険者）と第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）が50%を負担し、残り50%を国、県、保険者である市区町村が負担します。なお、第7期計画において、国は、全国の被保険者の比率に基づき、全体事業費における被保険者の費用負担割合を変更しました。

◆費用負担割合

- ・ 第1号被保険者 第6期22%から第7期は23%へ増加
- ・ 第2号被保険者 第6期28%から第7期は27%へ減少
- ・ 公費負担 変更なし（国25%・県12.5%・市12.5%）

図 17 第1号被保険者保険料

|  |   |  |
|--|---|--|
| 2015～2017年度（3年間）<br>基準年額（第5段階）54,300円<br>（1か月あたり 4,531円） | ➡ | 2018～2020年度（3年間）<br>基準年額（第5段階）63,300円<br>（1か月あたり 5,281円） |
|--|---|--|

また、2017年8月より介護納付金における総報酬割が段階的に導入されています。第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。各医療保険者は介護納付金を、2号被保険者である『加入者数に応じて負担』していますが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』（総報酬割）とします。

第7期の保険料の額は、所得に応じて、次の11段階に設定します。

表 1 1 第7期計画における第1号被保険者の介護保険料の額

| 所得段階区分 |  | 保険料率  | 年額保険料額<br>( ) 内は月額  |
|--------|--|-------|---------------------|
| 第1段階   | ・ 生活保護受給者<br>・ 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している者<br>・ 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の者 | ※0.45 | 28,500円             |
| 第2段階   | 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の者   | 0.62  | 39,200円             |
| 第3段階   | 世帯全員が市民税非課税で、第1段階又は第2段階以外の者<br>(上記以外の者)  | 0.75  | 47,400円             |
| 第4段階   | 世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年中の公的年金等収入額及び前年の合計所得金額の合計額が80万円以下の者                                      | 0.90  | 56,900円             |
| 第5段階   | <u>保険料基準額</u><br>世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税の者<br>(上記以外の者)  | 1.00  | 63,300円<br>(5,281円) |
| 第6段階   | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者  | 1.20  | 75,900円             |
| 第7段階   | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者   | 1.30  | 82,200円             |
| 第8段階   | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者   | 1.50  | 94,900円             |
| 第9段階   | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の者   | 1.70  | 107,600円            |
| 第10段階  | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の者   | 1.80  | 113,900円            |
| 第11段階  | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の者  | 1.90  | 120,200円            |

※ 第1段階の保険料率については、公費による軽減措置を活用し、保険料率を0.50から0.45に引き下げています。

## 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

身近な地域で高齢者を支えられるよう、従来の訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスに加え、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画する「住民主体型サービス」等も組み合わせながら、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とする多様なサービスの充実を図ります。

### 【主な取組・事業】

| 番号          | 事業名   | 概要  |
|-------------|---|---|
| 再掲<br>(65P) | 介護予防・日常生活支援<br>総合事業の推進<br>(介護予防・生活支援<br>サービス事業) | 要支援1,2の方などの総合事業の対象者に、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを提供することができるよう、これまでの介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスに加え、住民主体の支援など多様なサービスを提供します。 |

コラム

「介護予防・日常生活支援総合事業」

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されます。このような中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に活用しつつ、介護予防に取り組むことが大切となってきます。

こうした背景から、本市では2017年（平成29年）4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援の認定を受けている方（要支援者）や、基本チェックリストにより要支援者に相当すると判断された方を対象とし、訪問型サービスや通所型サービス等を提供します。サービスの提供にあたっては、従来の介護サービスに加え、NPO団体などの地域の担い手等による多様な新しいサービスが加わりました。

|  |                |
|--|----------------|
| ①介護予防訪問介護（ホームヘルプ）  |                |
| 【現行相当】ホームヘルパーが自宅を訪問し、以下のような支援を行います。<br>★身体介護（入浴、排せつ、食事の介護等）<br>日常生活の支援（調理、洗濯、掃除、整理整頓等） | +              |
|  | 訪問型サービスA（基準緩和） |
|  | 訪問型サービスB（住民主体） |
|  | 訪問型サービスC（短期集中） |
| ②介護予防通所介護（デイサービス）  |                |
| 【現行相当】デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。                                 | +              |
|  | 通所型サービスA（基準緩和） |
|  | 通所型サービスB（住民主体） |
|  | 通所型サービスC（短期集中） |
| ③その他の生活支援サービス  |                |
| 見守りや栄養改善を目的とした配食サービスを行います。   |                |

(2) 一般介護予防事業

65歳以上の全ての方を対象とし、健康づくりや介護予防に取り組めるような講座や体操教室等を行っています。

### 3 効果的・効率的な介護予防の推進

閉じこもり等の何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、自ら介護予防に取り組むことができるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、地域の中で高齢者が自主的に介護予防活動を継続できるよう支援します。

また、前述の介護予防・生活支援サービス事業のひとつとして、要支援者等に対して、短期集中的に介護予防プログラムを実施することで、日常生活の活動を高め、地域の自主的な活動等の社会参加につなげていきます。

さらに、これらの介護予防の取組が、より効果的かつ効率的なものとなるよう、リハビリテーションに関する専門職による介護予防の取組に対する総合的な支援のほか、定期的な事業評価に基づく事業の継続的な改善を図っていきます。

#### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                           | 概要  |
|----|-------------------------------|---|
| 45 | 介護予防把握事業                      | 庁内関係部署、医療機関、民生委員・児童委員等の地域住民等との連携による何らかの支援が必要な高齢者を把握します。   |
| 46 | 介護予防普及啓発事業                    | 介護予防の普及啓発のための、運動、栄養、口腔、認知症予防等に関する介護予防教室（はつらつ教室）、いきいき健康教室、健康教育、健康相談、講演会等を開催します。<br>介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等を配布します。 |
| 47 | 地域介護予防活動支援事業                  | 地域で自主的に介護予防のための活動を行うグループ（自主グループ）を育成・支援します。  |
| 48 | 介護予防・生活支援サービス事業（通所型・訪問型サービスC） | 要支援者等に対して、排泄、入浴、調理、買物等の生活行為に支障のある者を対象とし、短期集中的におおよそ週1回以上、生活行為の改善を目的とする効果的な介護予防プログラムを実施します。                             |
| 49 | 地域リハビリテーション活動支援事業             | 地域包括支援センターと連携してリハビリテーションに関する専門職による地域の自主グループ等への介護予防に関する技術的助言を行います。<br>地域包括支援センター、介護職員等へのケアマネジメント支援を行います。               |
| 50 | 一般介護予防事業評価事業                  | 各事業の実績評価、介護認定情報、KDB（国民健康保険団体連合会が管理する医療や介護等のデータベース）等を用いた評価を実施します。  |

## 本施策の事例

### 「はつらつ教室」「自主グループ」 ～地域の仲間とともに楽しく介護予防～

「はつらつ教室」は、各地区市民センター、地域コミュニティーセンター、公民館など、みなさんの身近な場所で、運動やレクリエーション、認知症予防のための脳トレ、口腔ケアなど介護予防に役立つ内容について、半年から1年かけて学ぶ教室です。

この教室が終わったあとも、教室に参加した仲間と一緒に自主グループとして楽しく活動を続けています。その数なんと200近く。参加している地域のみなさんから、「みんなで笑いながら体を動かすのは楽しい。」「仲間と一緒にだから続けられる。」との声が聞かれ、多くの方が楽しみながら活動しています。

本市では、こうした自主グループに地域包括支援センターやリハビリテーション専門職などを派遣してサポートもしています。



### 「いきいき健康教室」 ～プロスポーツ選手とともにいい汗かきませんか？～

本市には、本市をホームタウンとする3つのプロスポーツチーム「栃木 SC（サッカー）」、「リンク栃木ブレックス（バスケットボール）」、「宇都宮プリツェン（自転車）」があります。

「いきいき健康教室」は、日本のトップレベルで活躍しているこれらのチームの選手とともに、ストレッチやそれぞれのスポーツの特色に合わせた簡単な運動を行い、介護予防について楽しく学ぶことができる教室です。

「スポーツはちょっとハードかな？」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが、教室には、選手のほかにもトレーナーや看護師が、みなさんの状態に合わせたサポートをしてくれます。安心してご参加ください。

#### ※ 参加者の声

- ・ 若いプロスポーツ選手と一緒に触れ合い元気をもらえました。
- ・ 教室で学んだトレーニングは自宅でも積極的に取り入れていきたい。



#### 4 介護保険制度の円滑な運営

団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、要介護・要支援認定者や認知症の高齢者の増加が見込まれることから、より一層の介護サービスの質の向上が求められるとともに、介護保険財政の安定的な運営が重要となります。このため、介護保険者として、公正・公平なサービス提供はもとより、持続可能な介護保険制度の運用が可能となるよう、中・長期的な視点に立った介護保険財政を確保することなどにより、介護保険制度の信頼性を高めます。

|         |   |
|---------|---|
| 施策の方向性2 | 介護サービスの質の向上   |
| 取組方針    | 関係機関・団体等と連携しながら、介護従事者への研修などに取り組むことにより、介護サービスの質の向上を図ります。 |

## 1 介護給付適正化計画に基づくサービスの質の確保・向上

高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用が増大することが見込まれる中、介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるよう取り組む必要があります。このため、国が定める『介護給付適正化計画』に関する指針に基づき栃木県が策定する「介護給付適正化計画」に沿って、多様化するニーズに対応した質の高い介護サービスの確保・向上に取り組みます。

### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                      | 概要  |
|----|--------------------------|---|
| 51 | 認定調査内容の点検等の実施            | 認定調査内容の点検を行い、適正な審査判定体制を確保します。   |
| 52 | 認定審査会委員・認定調査員を対象とした研修の実施 | 適切かつ公平な要介護認定を確保するため、認定調査員等の資質向上や要介護認定の平準化を図ります。   |
| 53 | ケアプランに対する助言・指導の実施        | 適切なケアプランが必要な手順を経て作成されているか点検を実施します。  |
| 54 | 介護給付費通知の送付               | 介護保険サービスを利用するなか、ご家族に対して、サービスの利用状況や費用額を記載した「介護給付費通知」を送付することにより、利用者自身がサービスについて再確認いただくことで、適切なサービス利用を促進します。 |
| 55 | 住宅改修等の点検                 | 不適切な住宅改修・福祉用具購入を防ぐため、サービスを利用しようとする要介護者等宅の実態や改修・購入後の利用状況等を確認します。   |
| 56 | 縦覧点検・医療情報との突合            | サービス提供の整合性などを点検し、介護と医療の重複請求の排除等を図ります。   |
| 57 | 介護従事者等の資質の向上             | 介護従事者等のスキルアップを図るため、介護支援専門員（ケアマネジャー）等研修を実施します。   |

コラム

「ケアマネジャー」、 「ケアプラン」

○ケアマネジャーとは

正式には、「介護支援専門員」といいます。介護の知識を幅広く持った専門家で、高齢者がそれぞれの状況に合わせた適切なサービスを受けられるよう、次の役割を担っています。

- ・ 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- ・ 利用者の希望にそったケアプランを作成します。
- ・ サービス事業者との連絡や調整を行います。
- ・ 施設入所を希望する方に適切な施設を紹介します。

○ケアプランとは

「介護サービス計画」ともいい、介護サービスを利用するときに、必要となります。要介護認定を受けた高齢者が介護サービスを受ける場合に、それぞれの状況や要望に基づいて、今後どのような生活を送っていきたいか等の目標を設定し、要介護認定区分ごとに定められた利用限度額の範囲内で、訪問介護や通所介護、短期入所サービスなど、利用する介護サービスの種類や頻度を決める計画書で、ケアマネジャーが作成します。



## 2 関係機関・団体と連携した介護人材の育成支援

介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護を担う人材の確保は重要な課題であり、栃木県では、福祉・介護人材の確保及び定着に向けた取組のひとつとして、介護関係団体等が一体となり介護人材の確保に関する具体的な取組や推進方策を検討する「栃木県介護人材確保対策連絡調整会議」を設置しており、県の会議と連携を図るほか、介護人材の資質の向上を図るため、研修会を開催するなど介護人材の育成・支援に取り組みます。

### 【主な取組・事業】

| 番号           | 事業名                               | 概要  |
|--------------|-----------------------------------|---|
| 再掲<br>(85P)  | 介護従事者等の資質の向上                      | 介護従事者等のスキルアップを図るため、介護支援専門員（ケアマネジャー）等研修を実施します。   |
| 再掲<br>(65P)  | 介護予防・日常生活支援総合事業の推進<br>(担い手の育成・支援) | 介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型訪問サービスの担い手を育成・確保するため、介護予防・生活支援サービス提供者養成研修を開催します。<br>身近な地域での社会参加や社会貢献活動を促進するため、生活支援体制整備事業を通じた人材発掘と地域組織化を進めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体型サービスへの助成を行います。 |
| 再掲<br>(92P)  | 医療・介護関係者の研修                       | 在宅医療・介護の円滑な推進に向けて、地域の医療・介護関係者を対象とした研修を実施し、在宅医療・介護への参入の促進や、多職種顔の見える関係の構築、在宅でのリハビリテーションや看取りなど、在宅医療・介護に係る関係者の更なる知識や技術の向上を図ります。   |
| 再掲<br>(101P) | 認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援          | 認知症への対応に関する資質向上や、医療・介護従事者の連携強化を図るため、専門的分野で活躍する講師を招き研修会を実施します。   |
| 再掲<br>(101P) | 認知症ケアネットワーク研修の実施                  | 認知症に関して医療・介護が連携して一体的なサービスが提供できるよう、医師や薬剤師、地域包括支援センター職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、ホームヘルパー等を対象とした研修会を実施します。   |

|         |   |
|---------|---|
| 施策の方向性3 | 介護者への支援   |
| 取組方針    | 介護者やこれから介護を始める方に対し、必要となる情報提供や相談・支援に取り組むことで、介護者の負担軽減を図ります。 |

## 1 介護者に対する支援

介護を行う家族の多くは、何らかの心身的な負担を感じており、地域において高齢者の在宅生活を支えるにあたっては、高齢者本人への支援のみならず、介護を行う家族等の介護者への支援が重要です。このため、介護者に対する相談・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支え合いの場の確保などに取り組めます。

### 【主な取組・事業】

| 番号          | 事業名               | 概要  |
|-------------|-------------------|---|
| 58          | 家族介護教室等の開催        | 要介護高齢者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術、介護・福祉サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。   |
| 59          | 介護者交流会の開催         | 介護者同士の情報交換等による介護者相互の交流会を開催します。  |
| 60          | 在宅高齢者家族介護慰労金の支給   | 介護を必要とする在宅の高齢者を、一定の期間介護サービスを受けずに日常的に介護している方に対し、家族介護慰労金を支給します。   |
| 61          | はいかい高齢者等家族支援事業の実施 | はいかい行動のある方が小型専用端末機を身に着け、行方不明となった時に、その家族が携帯電話やパソコンから端末機の電波による位置情報を検索するシステムの利用料等の一部を助成します。                          |
| 62          | 認知症に関する身近な相談窓口の運営 | 公益社団法人認知症の人と家族の会と連携し、認知症に関する身近な相談窓口として、認知症サロン（オレンジサロン）で、専門の相談員が、認知症の方を介護する家族からの相談に対応します。                          |
| 再掲<br>(59P) | 雇用促進・普及啓発事業の推進    | 介護者を含む様々な働き手の雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する法律や制度などを掲載した勤労者向け、事業者向けの啓発冊子をそれぞれ作成し、勤労者、市内事業者、関係機関へ配付するほか、ホームページにも掲載します。 |

## 2 介護サービスを必要とする高齢者やその家族等に対する情報提供

介護保険の利用者などが自ら必要なサービスを安心して選択できるよう、介護保険制度や介護保険サービス提供事業者に関する情報の提供に努め、より効果的な情報提供の方法について、検討していきます。

## 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                             | 概要  |
|----|---------------------------------|---|
| 63 | 「介護保険相談窓口」の充実                   | 介護保険に関する多様な相談に対応できるよう、介護保険窓口専任職員の配置や、地域の身近な相談先であり、各種手続きの支援も可能な機関である「地域包括支援センター」や基幹相談支援センターを通して、利用者やその家族が抱えている不満や不安等の解消に取り組みます。  |
| 64 | パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発 | 介護保険制度や介護予防・日常生活支援総合事業など、高齢者を支える多様なサービスについて、高齢者のみならず、これから介護に向き合う家族等に対しても、広く周知が図られるよう、申請手続きから利用できるサービス種類などを盛り込んだ「介護保険の手引き」や、介護サービス提供事業者を一覧掲載する「介護サービス事業者名簿」を作成・配布するほか、保健と福祉の出前講座なども活用しながら、介護保険制度の周知・啓発に取り組みます。 |
| 65 | 介護保険サービス利用者の権利擁護                | 要介護認定や介護保険サービス利用に関する相談・苦情など利用者の様々な要望に対応していますが、複雑な事案については、栃木県国民健康保険団体連合会などと連携して問題の解決を図ります。また、介護老人福祉施設や認知症高齢者グループホームなど、介護保険サービス事業者を「介護相談員」が訪問し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るなど、安心して介護保険制度を利用できるよう支援します。                    |

|         |   |
|---------|---|
| 施策の方向性4 | 在宅医療・介護連携の推進  |
| 取組方針    | 医療機関や介護サービス事業者などの関係者間の連携を推進し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供します。 |

## 1 円滑な医療・介護連携に向けた仕組の構築・推進

市民が身近な場所で安心して在宅療養を受けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関の連携を進めるとともに、在宅医療（※）や認知症対策などに医療従事者のより一層の参画を促しながら、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を整備・推進していきます。

### 【主な取組・事業】

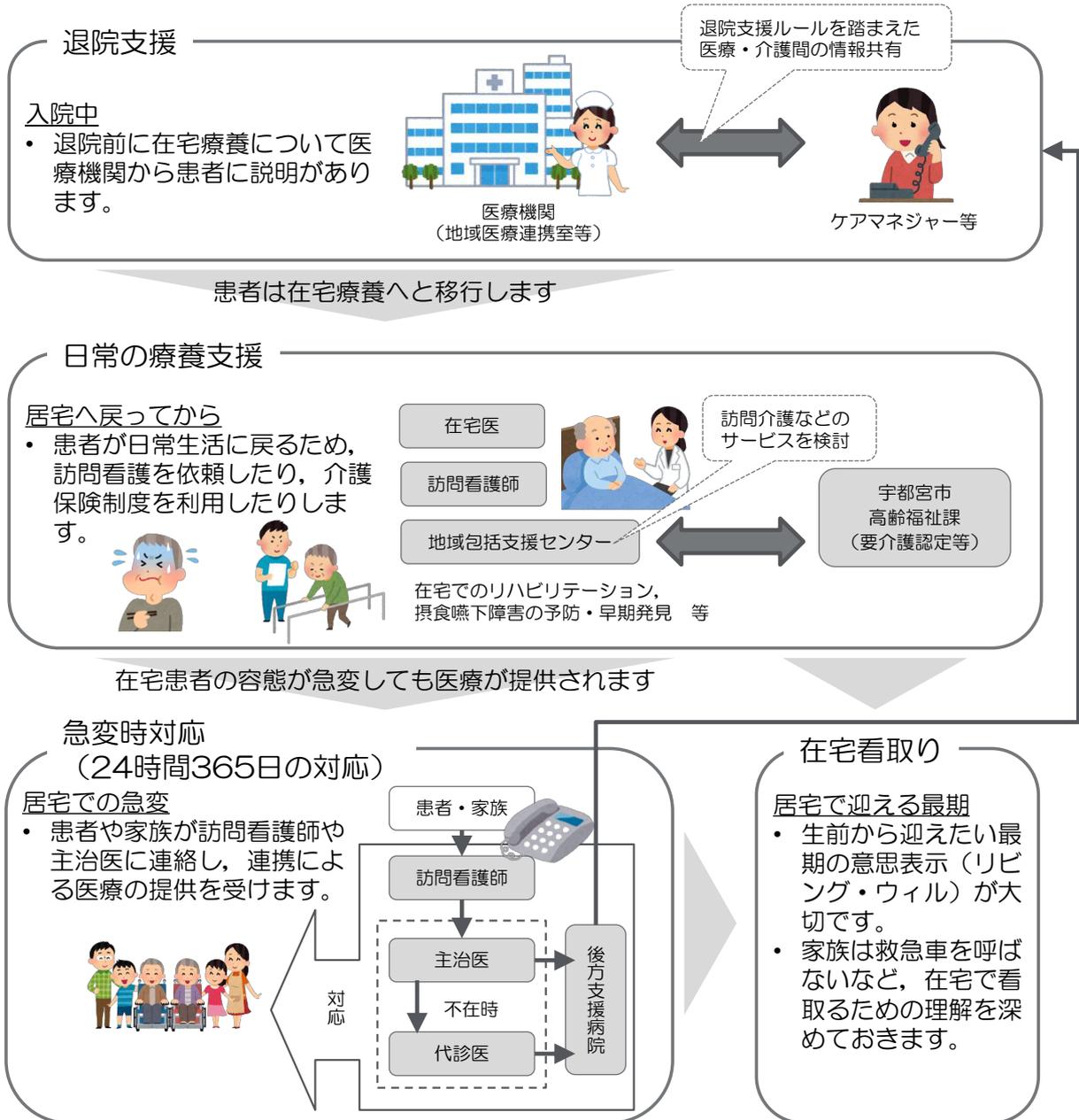
| 番号 | 事業名                       | 概要   |
|----|---------------------------|--|
| 66 | 在宅医療・介護連携に関する従事者相談支援窓口の設置 | 医療・介護従事者に対する連携支援に向け、医療・介護従事者を対象とした相談、調整、指導、医師の派遣調整等を行う相談窓口として、「医療・介護連携支援センター」や「医療・介護連携支援ステーション」を設置します。   |
| 67 | 地域療養支援体制の推進               | 在宅において、市民（患者）個々の身体状況に合わせた医療・介護サービスが適切に利用できるよう、在宅療養を支える専門職の確保等に関する検討を行うとともに、地域の医療・介護情報の集約や、医療機関からの切れ目なく在宅療養移行（退院支援）など、医療・介護・福祉が緊密に連携した切れ目のない主治医・代診医・後方支援病院支援体制の推進を図ります。 |
| 68 | 24時間365日在宅医療提供体制の充実       | 在宅医療や介護サービスを利用している患者や利用者の緊急の相談等に対応できるよう、在宅医や訪問看護ステーション、病院などの連携を促進します。  |

※ 在宅医療とは・・・

年齢に関わらず、病気になっても障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完し合いながら、自宅やサービス付き高齢者向け住宅などで患者の生活を支える医療

図 18 地域療養支援体制

～退院してから在宅の生活に戻っても安心して暮らせるしくみ～



## 2 在宅療養を支える専門職の育成・確保

在宅療養の推進には、医療と介護の連携を強化し、切れ目のないサービスを提供することが必要です。そのため、地域において在宅医療・介護に関わる医師や訪問看護師の確保に努めるとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）、ホームヘルパーなどの多職種の人材の育成に取り組んでいきます。

### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名             | 概要   |
|----|-----------------|--|
| 69 | 医療・介護関係者の研修     | 在宅医療・介護の円滑な推進に向けて、地域の医療・介護関係者を対象とした研修を実施し、在宅医療・介護への参入の促進や、多職種の顔の見える関係の構築、在宅でのリハビリテーションや看取りなど、在宅医療・介護に係る関係者の更なる知識や技術の向上を図ります。 |
| 70 | 訪問看護ステーションの設置促進 | 在宅患者の療養生活と在宅医のサポートを担う訪問看護師の確保に向け、新規に開設した訪問看護ステーションの運営費の一部を助成します。   |

(参考) スキルアップ研修



(参考) 多職種交流研修



(参考) 市民公開講座



(参考) 在宅療養パンフレット



### 3 在宅での療養や看取りに関する市民理解の促進

在宅療養を推進していくためには、市民にも日ごろから在宅療養に関する知識や理解を深めてもらうことが必要です。そのため、在宅医療・介護に関する講演会開催、パンフレットの配布等による普及啓発を継続して行っていきます。

#### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                 | 概要   |
|----|---------------------|--|
| 71 | 在宅医療や介護に関する市民への普及啓発 | 在宅医療・介護に関する市民を対象とした公開講座や出前講座の開催、パンフレットの配布等により、普及啓発を行います。 |

#### コラム

#### ご存知ですか？噛むことは全身の健康づくり

～キーワードは、「<sup>ひみこ</sup>卑弥呼の歯がいーぜ」～

口は、「食べること」や「コミュニケーション」といったはたらきのほか、しっかりと噛むことが全身の健康につながるなど、日常生活に欠かすことのできない重要な役割を担っています。

【ひ】 肥満予防 よく噛んで食べると脳にある満腹中枢が働いて食べ過ぎを防ぐことができます。

【み】 味覚の発達 よく噛んで味わうことにより、食べ物の味がよくわかります。

【こ】 言葉の発達 口の周りの筋肉をよく使うため、表情が豊かになり、口をしっかりと開けて話すときれいな発音ができます。

【の】 脳の発達 <sup>あご</sup>顎の開閉により、脳に酸素と栄養を送り、脳細胞の動きが活性化することで、認知症の予防に役立ちます。

【は】 歯の病気の防止 よく噛むとだ液がたくさん出て、口の中の清潔を保つ力が働き、むし歯や歯周病にかかりにくくなります。

【が】 がんの予防 だ液中の酵素には、がんを予防するはたらきがあるとされています。

【い】 胃腸の動きを促進 よく噛むことで消化酵素がたくさん出て消化を助けます。

【ぜ】 全身の体力向上 歯を食いしぼることで力がわきます。

※ 【在宅療養パンフレット <sup>せつしょくえんげ</sup>摂食嚥下編】では、「<sup>せつしょくえんげ</sup>摂食嚥下障害チェックシート」や「<sup>こうくう</sup>口腔のケア」なども掲載しています。ぜひご活用ください。

コラム

最期まで自分らしく生きるために（在宅での看取り）

○ 住み慣れた場所で療養生活を送る

昭和30年代までは、自宅で最期を迎えることは一般的でしたが、現在は、約80%の人が病院で最期を迎えており、病院で亡くなるのが当たり前と思われるような時代となりました。しかし、市の調査では、約50%の人が人生の最期の時間は自宅で過ごしたいと考えていることがわかります。

「在宅療養」とは、住み慣れた自宅やグループホームなどで、在宅医や訪問看護師、ホームヘルパーなどに訪問してもらい、医療や介護サービスを受けながら療養生活を送ることです。

「病气やけが、高齢のために歩けなくなってしまい、医療機関に通院できなくなった」、「がんなどの重い病気で治らないことが分かったので、痛みを和げてもらいながら家で過ごしたい」などの状況になった時は、在宅療養を検討してみてもいいかがでしょうか。

○ 重要なのは、自分の意思を伝えること

～元気なうちから、家族や周囲の人と話し合っておきましょう。

がんの末期など、現在の医療では死が避けられない状況になったときなどに、自分はどのような医療を受けたいのか、あるいは受けたくないのかを、あらかじめ意思表示することを「リビング・ウィル（生前の意思表示）」といいます。

市では、「宇都宮市在宅療養パンフレット」にリビング・ウィルの文例を掲載しているほか、カード型（右図を参照）の配付も行っています。あなたの大切な意思について、家族や医師などと時間をかけて話し合い、理解してもらうためのきっかけとしてみませんか。



○ 在宅での看取り

人生の最期の時間を自宅や施設で迎えることが在宅看取りです。在宅看取りには事前に準備しておかなければいけないことが種々あります。

在宅医や訪問看護師と十分相談しながら、人生の過ごし方を決めていきます。



## 基本目標4

## いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 施策の方向性1 | 高齢者の状況に応じた在宅福祉サービスの提供       |
| 取組方針    | 高齢者の身体等の状況を踏まえた在宅での生活を支えます。 |

## 1 在宅福祉サービスの提供

支援やサービスを必要とする高齢者が、状況に応じた福祉サービスが適切に利用できるよう、引き続き、周知を図りながら、在宅福祉サービスの提供に取り組みます。

## 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                    | 概要  |
|----|------------------------|---|
| 72 | 高齢者等ホームサポート事業の実施       | おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や単身の障がい者の方に軽易な日常生活での支援（寝具類等大物の洗濯・日干し、家周りの手入れなど）を行います。  |
| 73 | 高齢者無料入浴券交付事業の実施        | 70歳以上で、自宅に入浴設備がない方に公衆浴場の入浴券を交付しています。  |
| 74 | 老人福祉補聴器交付事業の実施         | おおむね65歳以上の高齢者で、身体障がい者に該当せず一側耳の聴力レベルが「55デシベル以上90デシベル未満」、他側耳の聴力レベルが「55デシベル以上70デシベル未満」で、専門医師により補聴器の使用が必要と認められた方に、高度難聴用補聴器を交付します。 |
| 75 | 緊急通報システム事業の実施          | おおむね65歳以上でひとり暮らしの高齢者の方などが、急病等の緊急の際に、緊急通報装置（ペンダント）を押すことにより、受信センターに通報され、必要に応じて協力員（1名以上）が状況を確認するとともに、消防局に連絡し、救急車により医療機関に搬送します。   |
| 76 | 食の自立支援事業（配食サービス）       | おおむね65歳以上で要介護状態、障がい、疾病等により調理が困難で食に関する支援が必要な方に、昼食・夕食合わせて週1食から5食までの配食を実施します。  |
| 77 | はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の実施 | 在宅の70歳以上の高齢者、身体障がい者1～2級の方、65歳以上の寝たきりの高齢者が、保険の適用外で、はり、きゅう、マッサージの施術を受けるときに、料金の一部を助成します。   |

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 施策の方向性2 | 高齢者の自立した生活を支える住環境の整備           |
| 取組方針    | 高齢者の経済的・身体的状況を踏まえた在宅での生活を支えます。 |

### 1 高齢者の住まいに関する情報提供

高齢者が心身の変化や生活状況に応じて「住まい」を選択できるよう、サービス付き高齢者向け専用住宅や有料老人ホームなど、幅広いニーズに対応できる高齢者の住まいに関する情報提供を行います。

【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名            | 概要  |
|----|----------------|---|
| 78 | 高齢者向け住宅の普及促進   | <p>市内には、高齢者の方の所得に応じた住まいが多数あり、高齢者の方が経済的・身体的状況に応じてこれらの住まいを選択できるよう、住まいや福祉サービスなど多様な情報を掲載する「高齢者サービスのしおり」を、市役所や地区市民センターなど市民の方の身近な窓口で配布するほか、本市ホームページなども活用しながら、高齢者向け住宅の普及促進を図ります。</p> <p>【市や県が提供する住まい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市営住宅等の公営住宅：低所得者に対し、市や県が提供する住まい</li> </ul> <p>【社会福祉法人が提供する住まい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽費老人ホーム（ケアハウス）：比較的低額な料金で入居できる住まい</li> </ul> <p>【様々な法人、企業が提供する住まい】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリーなど住環境への配慮と、安否確認や生活相談サービスを提供する住まい</li> <li>・ 介護付き有料老人ホーム：食事や介護等の各種のサービス機能が付いた高齢者に配慮されたマンション</li> </ul> |
| 79 | 住宅改修等に関する相談の実施 | <p>地域において自立した日常生活を営むことができるよう、住宅改修の利用方法などの周知を行います。</p>   |

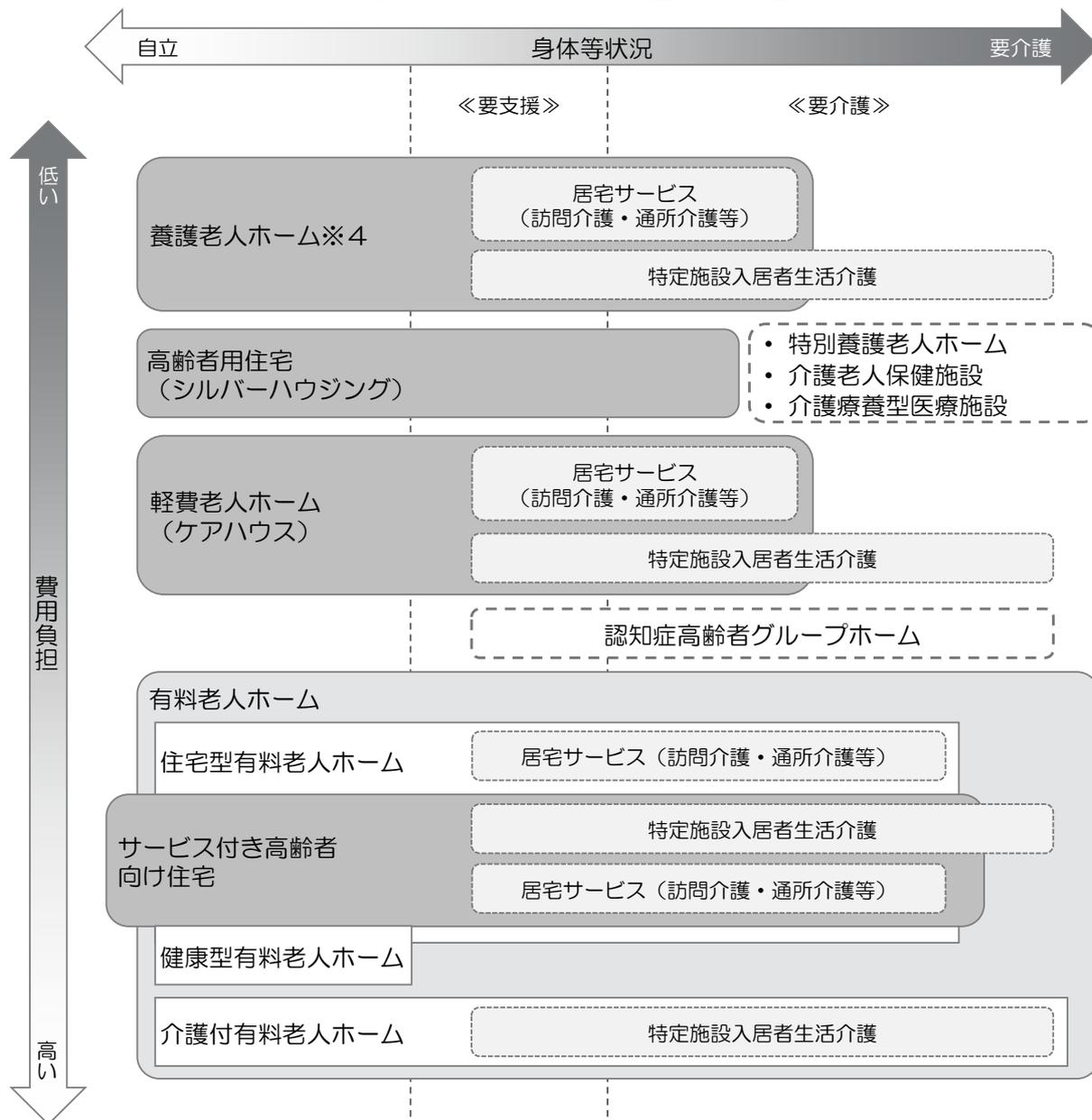
## 2 高齢者の多様な住まい方の支援

高齢者が安心して暮らせる「住まい」や「住まい方」の選択が可能となるよう、公営住宅の適切な維持・管理や、既存住宅の改修支援などに取り組みます。

### 【主な取組・事業】

| 番号          | 事業名                  | 概要   |
|-------------|----------------------|--|
| 80          | 高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施 | 65歳以上で、介護保険の要支援以上に該当する高齢者のいる世帯に、日常生活を容易にするための既存住宅の改修に要する経費の一部を補助します。               |
| 81          | 老人措置事業の実施            | 家族や住居の状況など、現在置かれている環境では、自宅での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者に対し、養護老人ホームへの入所等必要な措置を行います。         |
| 82          | 高齢者用住宅（シルバーハウジング）の整備 | 老齢に伴う身体機能の低下が認められる方のうち、自立した生活が営める程度の健康状態にあり、家族による援助を受けることが困難な満60歳以上の方が入居できる公営住宅です。 |
| 83          | 生活援助員派遣事業の実施         | 高齢者住宅（シルバーハウジング）に、生活援助員の派遣による生活指導・相談、声かけ、緊急時の対応等を実施します。                            |
| 84          | 住宅改修支援事業の実施          | 住宅改修費支給申請に必要な理由書を作成した要介護者等に、理由書作成手数料を支給します。  |
| 再掲<br>(96P) | 住宅改修等に関する相談の実施       | 地域において自立した日常生活を営むことができるように、住宅改修の利用方法などの周知を行います。                                    |
| 85          | 高齢者短期宿泊事業の実施         | 体調の調整等、生活習慣の適切な指導を受ける場合や一時的に家族等の見守りを受けることが困難となる場合に、介護保険施設等の空床を活用し、サービスを提供します。      |

図 19 高齢者向けの施設及び住まいの位置付け



- ※1 この図は、入居費用と入居者の身体的状況等の視点から、各住宅及び施設の位置付けの大まかな目安をイメージ図として表したものであり、厳密には、これに当てはまらない場合もあります。
- ※2 特定施設入居者生活介護とは、介護保険法による指定を受けた事業者が、入居する要介護者に対し、特定施設サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護等を行い、当該施設で入居者の能力に応じて自立した生活を可能とする介護サービスです。
- ※3 [Dashed box] は、介護保険の給付対象となる施設又はサービスです。
- ※4 養護老人ホームは自宅での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者が入所する施設で、入所は収入の少ない方（生活保護を受けているか市町村住民税所得割非課税）に限られ、入所判定委員会により入所の要否が判定されます。

|         |   |
|---------|---|
| 施策の方向性3 | 認知症高齢者等対策の充実  |
| 取組方針    | 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進や認知症ケア体制の構築などにより，認知症高齢者等対策の充実を図ります。 |

### 1 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進

本人や家族等ができるかぎり早く認知症（若年性認知症を含む）に気付き，適切な窓口で相談や受診ができるよう，早期段階での認知症の気付きにつなげるための取組を実施します。また，認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう，市民一人ひとりの認知症に対する理解促進に向けた周知啓発事業に取り組みます。

#### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                   | 概要   |
|----|-----------------------|--|
| 86 | 宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実 | 毎年9月に全市的な認知症啓発月間として「宇都宮市みんなで考える認知症月間」を設定し，広報紙やホームページを活用した周知のほか，認知症予防講演会の開催などを集中的に実施します。                        |
| 87 | 認知症サポーター等の養成・支援の推進    | 自治会などの地域の団体，学校，職場などに講師（認知症キャラバン・メイト）を派遣し，認知症サポーターを養成する勉強会を開催します。<br>また，認知症キャラバン・メイトの新規育成やスキルアップを図るための研修を実施します。 |
| 88 | 認知症早期発見チェックリスト等の配布    | 市民を対象とした講演会のほか，大型ショッピングセンターやスーパーなどで行う相談会において認知症早期発見チェックリスト等を配布します。   |

コラム

家族が作った「認知症」早期発見の目安（チェックリスト）

公益社団法人認知症の人と家族の会の会員の経験からまとめた認知症の早期発見の目安です。いくつか思いあたることがあれば、専門家に相談してみることがよいでしょう。

|   |                           |
|---|---------------------------|
| ✓ | もの忘れがひどい                  |
|   | 電話を今切ったばかりなのに、相手の名前を忘れる   |
|   | 同じことを何度も言う・問う・する          |
|   | しまい忘れ・置き忘れが増え、いつも探し物をしている |
|   | 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う      |
| ✓ | 判断・理解力が衰える                |
|   | 料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった   |
|   | 新しいことが覚えられない              |
|   | 話のつじつまが合わない               |
|   | テレビ番組の内容を理解できなくなった        |
| ✓ | 時間・場所がわからない               |
|   | 約束した日時や場所を間違えるようになった      |
|   | 慣れた道でも迷うことがある             |
| ✓ | 人柄が変わる                    |
|   | 些細なことで怒りっぽくなった            |
|   | 周りへの気遣いがなくなったり頑固になったりした   |
|   | 自分の失敗を人のせいにする             |
|   | 「この頃様子がおかしい」と周囲から言われた     |
| ✓ | 人柄が変わる                    |
|   | 1人になると怖がったり寂しがったりする       |
|   | 外出時、持ち物を何度も確かめる           |
|   | 「頭が変になった」と本人が訴える          |
| ✓ | 意欲がなくなる                   |
|   | 下着を変えず、身だしなみを構わなくなった      |
|   | 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった    |
|   | ふさぎ込んで何をするのもおっくうがり嫌がる     |

## 2 認知症ケア体制の構築

認知症高齢者の状態に応じた適切なケアが提供されるよう、各種サービスを総合的に調整・推進する地域包括支援センターを中心に、より一層、医療・介護・福祉が緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実を図ります。また、医療・介護従事者や地域包括支援センターなど、認知症の人やその家族を支える様々な関係機関による多職種合同研修や講演会を開催することで、認知症ケアの質的向上を図ります。

さらに、認知症になっても、尊厳を保持し、安心して暮らしていける社会を目指し、地域支え合い活動を積極的に展開していきます。

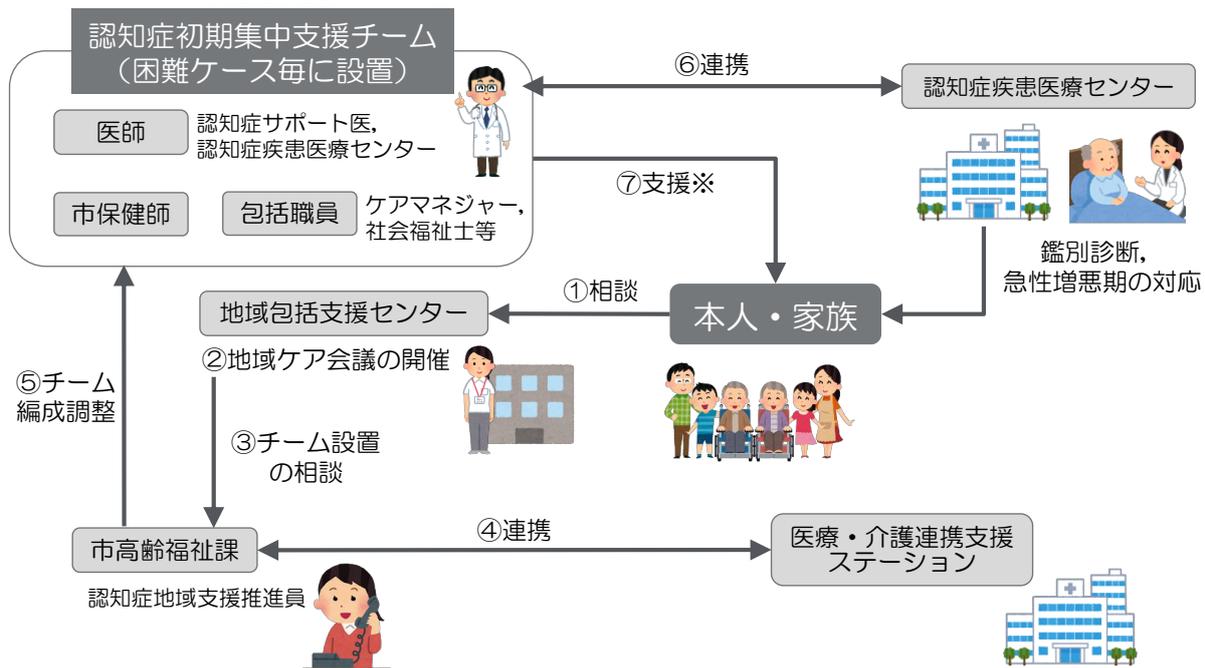
### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名                      | 事業の概要   |
|----|--------------------------|---|
| 89 | 認知症初期集中支援チーム（※）の設置・稼働    | 認知症専門医の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。                          |
| 90 | 認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援 | 認知症への対応に関する資質向上や、医療・介護従事者の連携強化を図るため、専門的分野で活躍する講師を招き研修会を実施します。   |
| 91 | 認知症ガイドブック（ケアパス）の作成・配布    | 「市医師会」や「認知症の人と家族の会」などの関係団体の協力のもとに作成した「認知症ガイドブック」を、地域包括支援センターや地区市民センターなどに配布するとともに、市民や医療・介護従事者等を対象とした研修会などにおいて、活用方法について説明します。 |
| 92 | 認知症ケアネットワーク研修の実施         | 認知症に関して医療・介護が連携して一体的なサービスが提供できるよう、医師や薬剤師、地域包括支援センター職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、ホームヘルパー等を対象とした研修会を実施します。                             |

※ 認知症初期集中支援チームとは・・・

認知症またはその疑いがあるが、医療や介護などの公的なサービスを受けていない方やそのご家族のご家庭をチーム員（看護師や介護福祉士等の専門職）が訪問し、認知症に関する情報を提供するとともに、認知症サポート医や地域包括支援センターと協力しながら、医療機関への受診や介護保険サービスなどの利用につなげるための相談や支援を行います。

図 20 認知症初期集中支援チーム  
～初期段階からの集中的な支援による自立生活のサポート～



※状況確認，アセスメント，本人・家族支援，サポート医受診などを行う。  
6か月以内に，将来に向けた対応等を方向付ける。

### 3 認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・介護・福祉の専門職が緊密に連携した切れ目のない認知症ケアと合わせ、近所の人による見守りなど、認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりを推進します。また、認知症の人を介護する家族等の精神的・身体的な負担の軽減を図り、心の通った介護が継続できるよう、介護者への支援の充実を図ります。

さらに、認知症になっても、尊厳を維持し、安心して暮らしていける社会を目指し、地域支え合い活動を積極的に展開していきます。

#### 【主な取組・事業】

| 番号          | 事業名                    | 概要  |
|-------------|------------------------|---|
| 93          | 認知症サロン<br>(オレンジサロン)の推進 | 認知症の人やその家族、地域の住民、専門職などが気軽に集い、相互の情報交換を行うほか、認知症の症状や予防法、対応する介護サービス等の情報提供、介護者の負担軽減を図る相談支援などを行います。 |
| 再掲<br>(88P) | 家族介護教室等の開催             | 要介護高齢者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術、介護・福祉サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催します。                         |
| 再掲<br>(88P) | 介護者交流会の開催              | 介護者同士の情報交換等による介護者相互の交流会を開催します。  |
| 再掲<br>(88P) | はいかい高齢者等家族<br>支援事業の実施  | はいかい行動のある方が小型専用端末機を身に着け、行方不明となった時に、その家族が携帯電話やパソコンから端末機の電波による位置情報を検索するシステムの利用料等の一部を助成します。      |

|         |  |
|---------|--|
| 施策の方向性4 | 高齢者の権利を守る制度の利用支援                                 |
| 取組方針    | 高齢者が尊厳を持って暮らせるよう、高齢者の権利を守る制度の周知と利用支援に向けた取組を行います。 |

### 1 高齢者虐待を防ぐための周知啓発や情報提供

高齢者虐待を未然に防止するための啓発や、虐待の通報や相談窓口を市民に周知するとともに、必要に応じて、一時保護などの措置を行います。

また、「宇都宮市虐待・DV対策連携会議」を通して、高齢者等の虐待防止に係る関係機関相互の連携・協力を推進し、高齢者虐待の防止・解消に努めます。

#### 【主な取組・事業】

| 番号          | 事業名       | 概要   |
|-------------|-----------|--|
| 94          | 高齢者虐待防止事業 | 市や地域包括支援センターや基幹相談支援センターに高齢者虐待の防止のため、相談窓口を設置します。                            |
| 再掲<br>(97P) | 老人措置事業の実施 | 家族や住居の状況など、現在置かれている環境では、自宅での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者に対し、養護老人ホームへの入所等必要な措置を行います。 |

## 2 成年後見制度などの高齢者の権利を擁護する制度周知・利用促進

認知症などにより判断能力の不十分な高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加が見込まれます。このため、制度が必要な高齢者の利用につながるよう成年後見制度を利用するための普及啓発や利用支援に取り組みます。

### 【主な取組・事業】

| 番号 | 事業名             | 概要   |
|----|-----------------|--|
| 95 | 成年後見制度の周知・利用促進  | 制度普及のための地域包括支援センターとの連携によるパンフレットの配布、出前講座等を開催するほか、親族等の申立者がいない場合には、市長による成年後見等開始の申立を、低所得の高齢者に対する申立に要する経費や成年後見人等の報酬に対しては、助成を行います。 |
| 96 | 日常生活自立支援事業の利用促進 | 認知症や知的障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方を対象に、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する相談・助言や利用手続き、日常的な金銭支払いなど、日常生活の支援を行います。      |



第5章  
地域包括ケアシステムの  
深化・推進に向けて

---



## 第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

### 1 地域包括ケアシステムの将来像

#### (1) 2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けた課題と取組の方向性

2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるに当たっては、人口構造の変化に伴う要支援者・要介護者や認知症患者の増加など、様々な課題に対応する必要があります。

こうした課題に対応するためには、市民一人ひとりが本市を取り巻く状況・課題について理解し、その自立した生活の実現に向けて主体的に取り組むこと、医療、介護、生活支援など、地域包括ケアシステムを構成する各分野において、2025年を見据えながら、取組を充実・強化することが重要です。

#### ア 医療・介護などの専門的な支援体制の構築と健康寿命の延伸

2025年にかけて高齢者人口の更なる増加が見込まれますが、65歳から74歳の方はほぼ横ばいである一方、75歳以上の方は2015年（平成27年）の約1.5倍に増加します。

これにより、医療・介護ニーズが一層高まります。特に、年齢が上がると発症リスクが高まる認知症について、その対応の重要性は高まります。

また、本市では在宅（自宅・施設等）で人生の最期を迎えることを希望する高齢者が6割を超えています。実際に在宅で最期を迎える方は約2割にとどまっています。

こうした中では、行政等が在宅で看取りができる体制も含め、医療・介護などの専門的な支援体制の構築を進めることに加え、市民側も、一人ひとりが健康でいられる期間を延ばすこと（健康寿命の延伸）、在宅での療養を含め、利用できるサービス・資源を把握し、活用しながら、その身体状況等に応じた自立した生活を送ることが重要となります。

#### イ 地域における支え合いの維持・充実

本市の高齢者の16.0%が単身世帯となっていますが、今後とも増加することが見込まれます。このため、高齢者の日常生活上の支援に対するニーズも高まることを見込まれます。

現在でも、家族や友人、隣近所など様々な形で、何気ない見守りや、日常生活上の困りごとに対する支え合いは行われています。

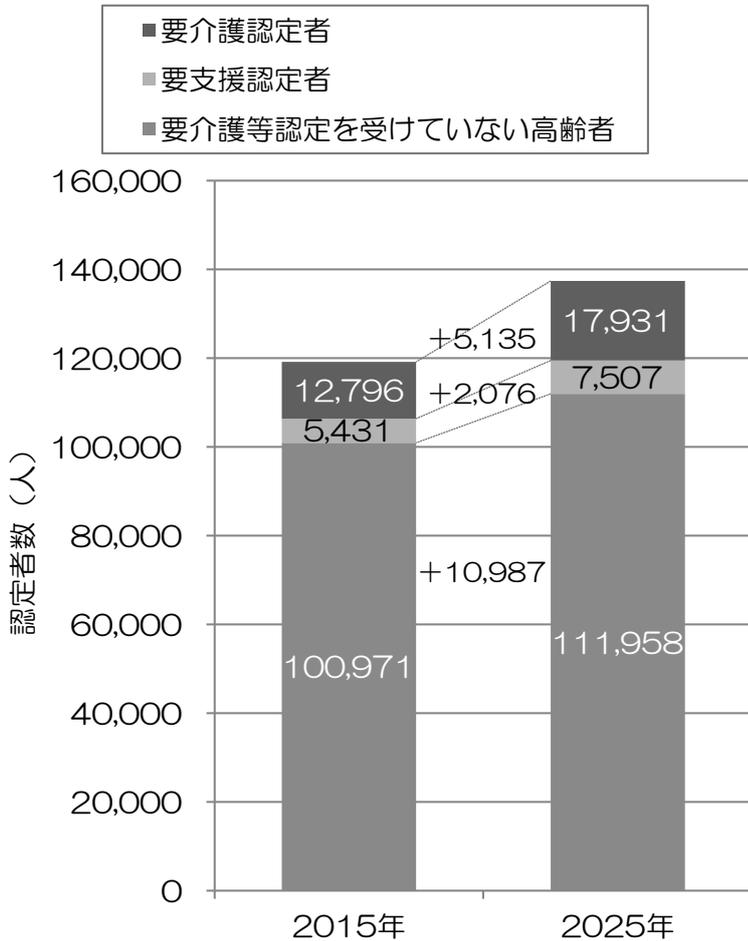
今後は、こうした地域における支え合いを維持するにとどまらず、さらに充実していくことが重要となります。

図 21 市民の身体状況等に応じた自立した生活の実現

身体状況等に応じた市民の主体的な取

本市を取り巻く課題

市民の身体状況等に



- 後期高齢者の増加を中心としたさらなる高齢化が見込まれる中、市民一人ひとりが健康で長生きすること（健康寿命の延伸）が重要。
- ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、地域の支え合いの取組の充実が重要。
- 認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症になっても自分らしい生活を続けられる環境づくりが必要。

市民は、自立した生活の実現に向け、健康寿命の延伸や、地域における支え合い、認知症になっても安心して暮らせる地域づくり等に主体的に取り組むことが求められる。

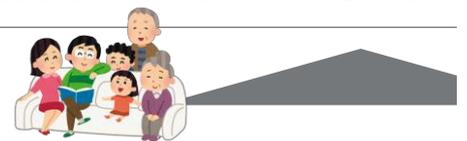
高齢期（介護が必要）

- 身体の機能低下や生活習慣病の発症ピンスなどを活用しながら生活の質を時期。自分らしい生活の実現に向けなどを的確に活用することが必要。
- 人生の最終段階の医療も見据えながら、人生の最期をどこで迎えたを整理し、家族や医療・介護従事者要。
- 認知症になっても自分らしい生活をする正しい知識・理解を持つとともにスなどを活用することが必要。



高齢期（元気高齢者）

- 地域の支え合い活動の「担い手」と地域における見守りや声かけ、居場における支え合い活動に参加すること
- 身体の機能低下が現れ、個人個人の時期。自分の健康状態やライフスタ維持していくことが必要。
- 介護予防・健康づくりや生きがいづ外出や、友人との交流、仲間とのボ活動などに積極的に取り組むことが



壮年期

- 身体的・精神的・社会的な自己の変わった自分の生活設計や健康づくりを期。普段から、自分の健康管理のた医、薬局を確保するとともに、健診より、生活習慣病の発症・重症化を
- 地域の健康づくりの取組に興味を持

組により、自立した生活の実現を目指す

応じた課題

等により、医療や介護サービス維持していくことが必要な、在宅医療や介護サービス

ら、療養生活をどこで送りいかについて、自分の意思と認識を共有することが必

続けるため、認知症に関する、利用できる資源・サービス



しての活躍が期待される。所づくりなど、身近な地域とが重要。

健康状態の差が大きくなるイルに合った運動の習慣を

くりの観点から、積極的なランティア活動、介護予防必要。



化を受け止め、高齢期に向していくことが必要な時め、かかりつけ医、歯科の受診と生活習慣の改善に防ぐことが重要。

ち、参加することも重要。

自立した生活の実現に向けた取組

住み慣れた地域で医療・介護を受けながら生活するために

- 入院から在宅医療・介護サービスの利用まで様々な支援が受けられることを理解し、希望に沿った在宅生活を送る。
- 家族と話し合いながら、延命治療に関する意思を表すリビング・ウィルカードを作成し、家族や医療・介護従事者と共有する。
- 認知症に関する相談窓口や交流の場、専門職による支援、地域における支え合いなど、利用できる資源・サービスを把握し、活用する。



「支え合い」のある安心して暮らせる地域をつくるために

- 地域の困りごとについて「我が事」と捉え、自身の持つ経験や得意分野を活かしながら、地域の様々な支え合い活動の「担い手」として積極的に参加する。



健康で生きがいのある生活を送るために

- 公共交通も利用しながら、積極的な外出や友人との交流、趣味活動など、生きがいのある活動的な生活を心がける。
- 健康づくりや介護予防に関する知識を身につけるとともに、地域における介護予防活動などに積極的に参加する。



### ウ 高齢者が安心して生活できる社会基盤の構築

高齢者が安心して生活できる社会基盤を構築するためには、これまでの取組や、高齢者のニーズを踏まえた生活支援体制の充実のほか、公共交通の再編や立地適正化などの考え方に基づく移動しやすい便利な生活環境の形成、さらには、高齢者、障がい者、子どもなど、全ての人々が地域で生きがいを持って暮らしていける地域共生社会の実現に向け、地域包括支援センターとの連携による包括的支援体制づくりの推進などに取り組む必要があります。

## (2) 市民の身体状況に応じた自立した生活の実現

市民一人ひとりが主体的に取り組むべき内容は、その身体状況等によって直面することとなる課題に応じて変わってきます。

このため、市民の身体状況等に応じた課題、その課題に対応し自立した生活の実現に向けて取り組むべき内容について、整理しています。【108ページ 図 21】

壮年期など、高齢期になる前の段階から、今後の自らが直面することが想定される課題や主体的に取り組むべき内容などについて理解し、主体的に取り組むことにより、地域包括ケアシステムの中であって、自らの自立した生活の実現につながります。

### (3) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

市民による取組と行政等による公的サービス・支援の整備を組み合わせ、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を総合的に進めます。

【112ページ 図 22】

#### ア 地域包括ケアシステムの構築に向けた7つの取組

本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組は、国が示す5つの分野（「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」）に、看取りを含めた在宅での療養生活を支える上で重要となる「医療・介護連携」と、75歳以上の高齢者の増加に伴いさらに取組の重要性が高まる「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施します。

また、行政や地域包括支援センター、関係機関等においては、各分野の取組を支える土台として、様々な支援を行います。

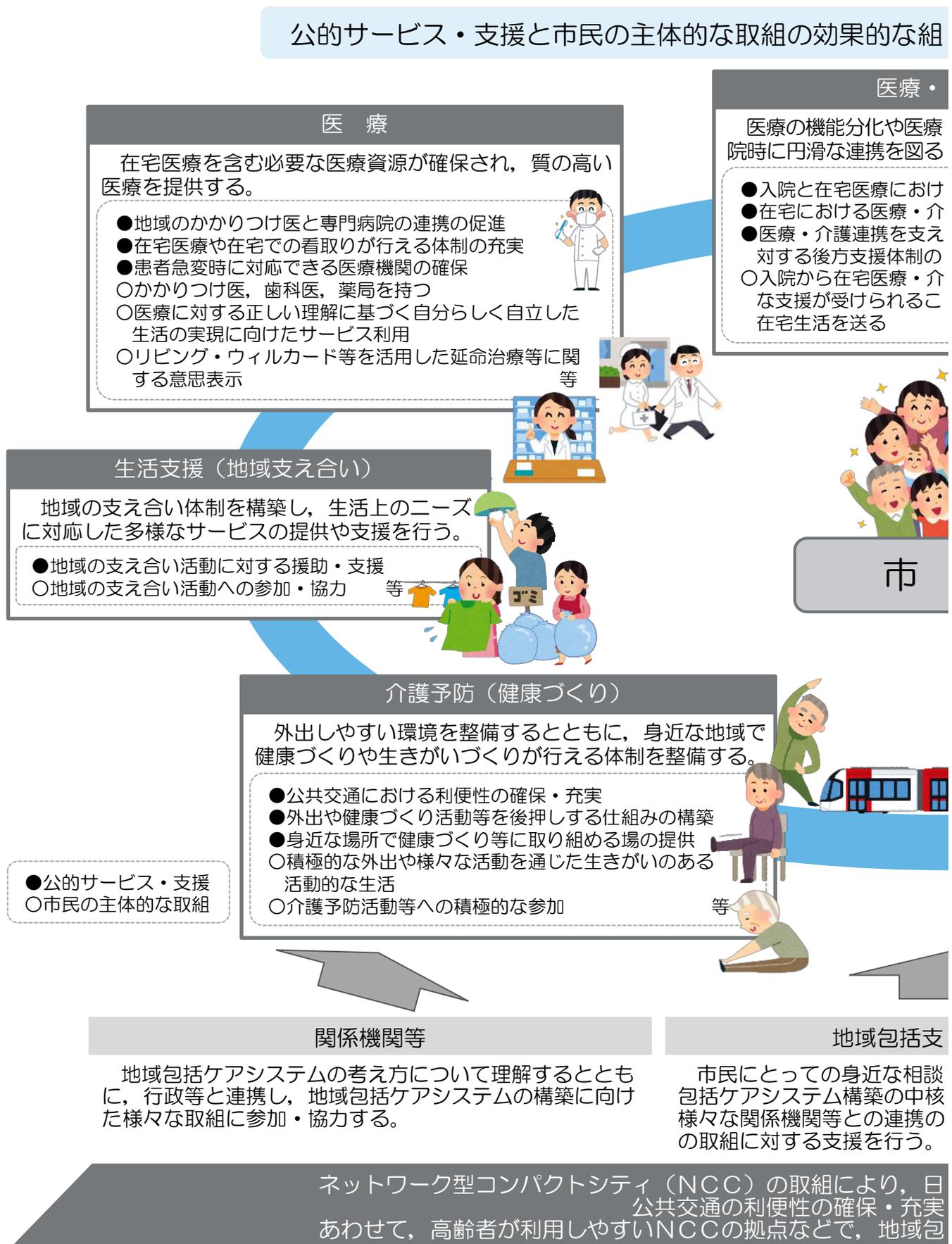
#### イ ネットワーク型コンパクトシティの推進と地域包括ケアシステムの構築

本市においては、少子・超高齢化、人口減少社会においても、将来にわたって持続的に発展できるまちを実現するため、中心部や身近な地域の拠点の働きや魅力を高め、公共交通を使いながら、行き来しやすいまちの「つくり」に変えていく「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」を目指しています。

この取組により、子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に生活できるよう、商業・医療など、活気あふれる生活を支援する日常生活に密着した都市機能の集積・集約が図られるとともに、公共交通の利便性の確保・充実などにより、外出しやすい環境が整備されることとなります。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者が利用しやすいNCCの拠点などで、地域包括支援センターや行政が中心となり、相談に応じる体制を構築するなど、高齢者が安心して身近な地域で生活できる体制の構築を目指します。

図 2.2 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組



み合わせにより、地域包括ケアシステムの構築を目指す

介護連携

・介護の連携を進め、入退

る切れ目ない医療の提供  
 介護サービスの一体的な提供  
 する地域包括支援センターに  
 整備  
 介護サービスの利用まで様々  
 とを理解し、希望に沿った  
 等

介護

利用者の自立支援に向けて適切なサービスを計画し、  
 質の高いサービスを提供する。

- 在宅・施設サービスの確保・充実
- 身体的・精神的な負担の多い介護者の負担軽減を図る環境整備
- 介護サービスに対する正しい理解に基づく自分らしい生活の実現に向けたサービス利用 等

自立した生活の実現  
 に向けて、身体状況等  
 に応じ、様々な取組に  
 主体的に取り組む。

民

認知症対策

認知症の人の意思を尊重し、住み慣れた地域の  
 良い環境で自分らしく生活できる環境をつくる。

- 認知症の方やその家族に対する支援体制の構築
- 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発
- 認知症の方やその家族のよき理解者となる 等

住まい

居住ニーズに応じた住まいを確保するとともに、  
 安心・快適な住環境を整備する。

- 住宅のバリアフリー化の推進
- 公営住宅や経費老人ホーム、有料老人ホーム等の住まいの確保 等



支援センター

窓口であると同時に、地域  
 的な機関として、市民や  
 もと、圏域内の様々な分野

行政

様々な関係者との連携のもと、地域包括ケアシステムの  
 持続・発展のための体制整備に向けた各種事業を実施する。

常生活に密着した都市機能の集積・集約が図られるとともに、  
 により外出しやすい環境を整備  
 支援センターや行政が中心となり、相談に応じる体制を構築

#### (4) 地域包括ケアシステム構築に向けた工程と主な施策・事業

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組は、これまでも、介護保険事業計画に基づき、一定の取組を行ってきました。

また、本計画は2018年度(平成30年度)からの3年間を計画期間とし、当該計画期間において取り組む事業を中心に記載していますが、次期計画以降も、2025年に向けて、その時々の取組の進捗状況などを踏まえながら、さらなる取組を積み重ねることが求められます。

地域包括ケアシステムの構築は、これまでの取組やその成果を土台としつつ、この計画及び次期計画以降の取組により、さらに「深化・推進」するものと捉えられます。【図 23】

図 23 地域包括ケアシステムの構築に向けた工程等

|                |              | 第7期介護保険事業計画<br>(2018～2020年度)   | 第8期<br>(2021～2023年度)  | 第9期<br>(2024～2027年度)   |
|----------------|--------------|--|---|--|
|                |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>2025年の本市を取り巻く状況等を踏まえ、3年間の計画期間内に取り組むべき施策・事業を計上</li> <li>地域包括ケアシステムの将来像を示すとともに、市民理解を促進</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>国の施策の動向や、取組の進捗状況等を踏まえ、必要な事業等を計上</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>国の施策の動向や、取組の進捗状況等を踏まえ、必要な事業を計上</li> </ul> |
|                |              | 2018年の<br>地域包括ケアシステム   | → 深化・推進 →   | 2025年の<br>地域包括ケアシステム構築   |
| 各分野における主な施策・事業 | 医療           | <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療等に関する体制の構築                             <ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護関係者への研修(参入促進, スキルアップ)</li> <li>在宅医や訪問看護ステーション, 病院などの連携体制の整備</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療等に関する体制の充実・強化</li> </ul>                           |  |
|                | 介護           | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービスの安定的な確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想と整合した施設等の整備</li> <li>未整備地域への地域密着型サービスの整備</li> <li>多様な主体によるサービス(基準緩和型, 住民主体型)の確保</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービスの安定的な確保</li> </ul>                             |  |
|                | 医療・介護連携      | <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護連携体制の構築                             <ul style="list-style-type: none"> <li>医療・介護従事者向け相談窓口の設置(市内5ブロック)</li> <li>医療・介護資源の情報を集約した検索サイトの運営</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護連携体制の強化</li> </ul>                              |  |
|                | 認知症対策        | <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症ケア体制の構築                             <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症初期集中支援チームの設置</li> <li>認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催</li> </ul> </li> <li>認知症の人や家族が暮らしやすい地域づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>オレンジサロンの運営</li> <li>認知症サポーター等の養成・支援の推進</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症ケア体制の強化</li> <li>認知症の人や家族が暮らしやすい地域づくりの強化</li> </ul> |  |
|                | 生活支援(地域支え合い) | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における支え合い体制の基盤づくり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>市内39地区での第2層協議体の設置, 生活支援コーディネーターの配置</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における支え合いの創出・強化</li> </ul>                            |  |
|                | 介護予防(健康づくり)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域で介護予防・健康づくりが行える環境整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者等地域活動支援ポイント事業の実施</li> <li>高齢者外出支援事業の推進(バス乗車券購入費助成)</li> <li>介護予防自主グループの育成・支援</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>身近な地域で介護予防・健康づくりが行える環境の充実</li> </ul>                   |  |
|                | 住まい          | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の自立した生活を支える住環境の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施</li> <li>高齢者用住宅(シルバーハウジング)の整備</li> </ul> </li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の自立した生活を支える住環境の整備の推進</li> </ul>                     |  |

## (5) 身近な地域から市域全体までの重層的な体制の構築

地域包括ケアシステムの構築は、様々な取組により、身近な地域から市域全体まで、重層的な体制で行われています。【116ページ 図24】

### ア 身近な地域における支援体制の構築

市民にとって身近な地域では、様々な相談を受け付ける地域包括支援センターをはじめ、「介護予防」や「生活支援」、「医療」、「介護」など、身近で通いやすい地域での確保が求められるサービス・資源の確保を進めます。

特に「介護予防」や「生活支援」の分野では、地域住民主体による取組が重要であることから、介護予防に取り組む自主グループの育成、身近な地域における生活支援の体制づくりに取り組む協議体の設置などを進めます。

また、「医療」、「介護」については、身近な地域での確保が求められるサービス（訪問看護、訪問介護など）から、市域全体で必要量の確保が求められるサービス（介護老人福祉施設など）まで様々です。

本市が2017年（平成29年）3月に策定した宇都宮市立地適正化計画では、NCCの実現に向けた取組として、都市機能を誘導する区域を定め、小規模多機能型居宅介護等のサービスを誘導することとしています。

こうした取組も踏まえながら、それぞれのサービス・資源の性質に応じ、必要とされる地域において、必要なサービスの確保を進めます。

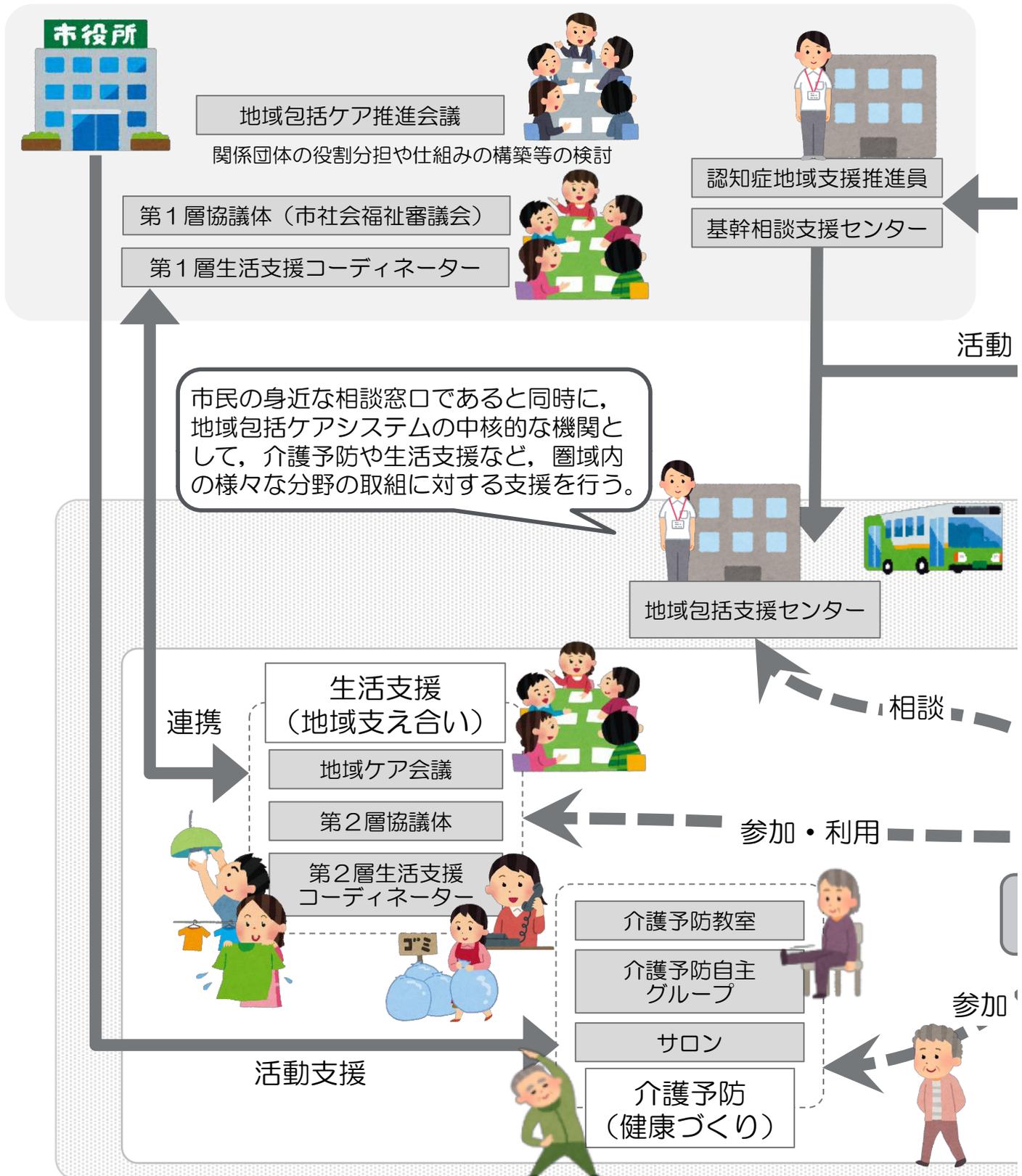
### イ 広範囲における支援体制の構築

医療・介護従事者に対する様々な支援を行う「医療・介護連携」や、市民に対して専門的な支援を行う「認知症対策」、行政から各分野におけるサービス提供主体への支援、外出しやすい環境の整備などについては、より広範囲における支援体制の構築が求められます。

こうした分野では、宇都宮市医師会等の関係機関と連携しつつ、市域全体における支援体制の構築や、市内を一定のブロックに分けての取組など、各事業の趣旨に応じた取組を実施します。

図 24 2025年の地域包括ケアシステムのイメージ

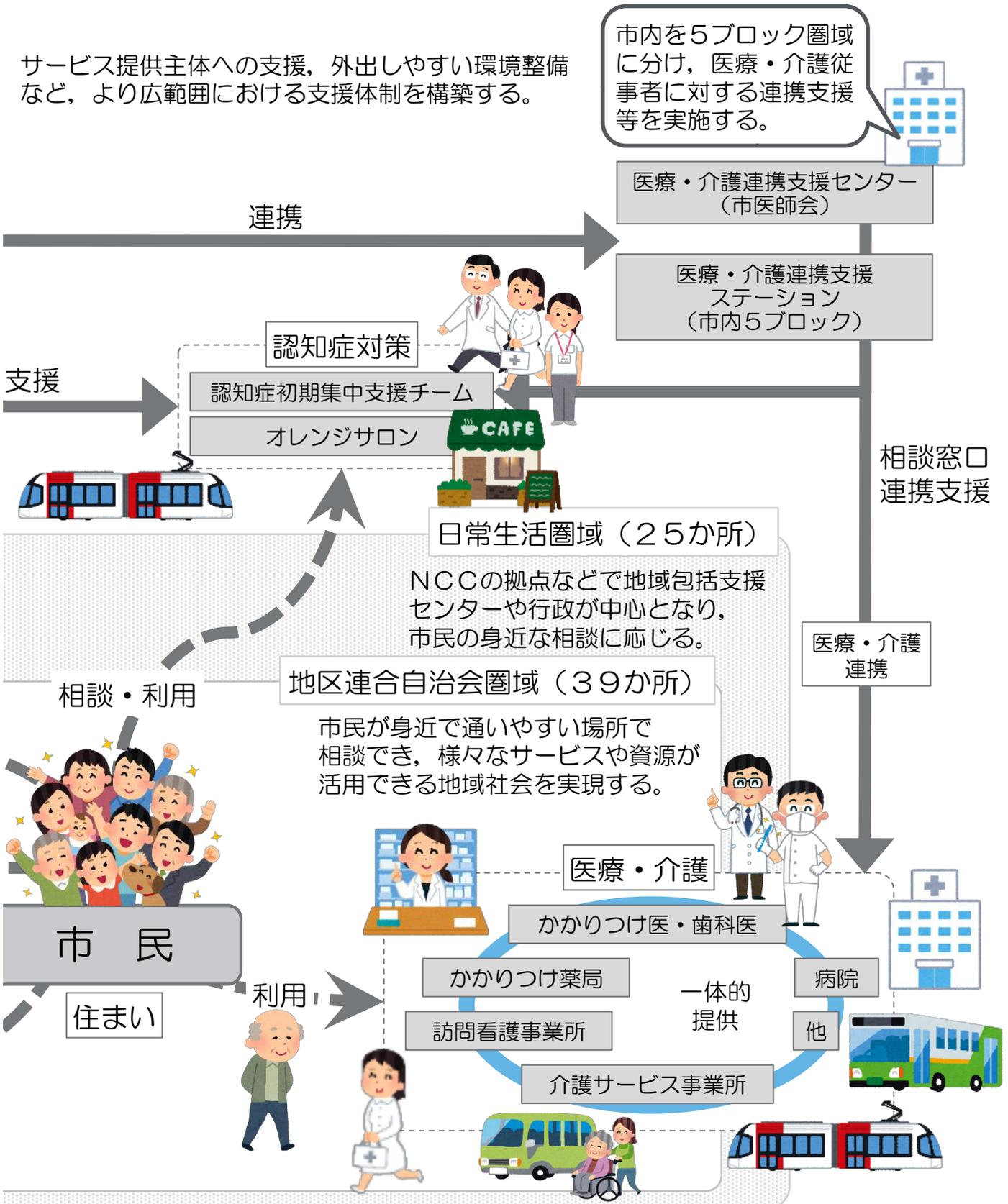
身近な地域から市域全体までの重層



的な体制の構築により，市民を支える

サービス提供主体への支援，外出しやすい環境整備など，より広範囲における支援体制を構築する。

市内を5ブロック圏域に分け，医療・介護従事者に対する連携支援等を実施する。



## 2 市民理解の促進

本市では、本計画全体と同時に、地域のサービス等の周知や市民の主体的な行動に向けた理解促進についても、広報紙、ホームページなどの媒体や市民公開講座の開催、地域包括支援センターが主催する地域ケア会議、保健・医療・福祉の関係機関・団体の会合への参加など、あらゆる機会を通じて積極的に情報発信し、市民理解の促進を図ります。

### (1) 地域のサービスや支援に関する周知

地域包括ケアシステムの構築は、例えば、「自立して生活できる元気な人は、地域で孤立することなく周囲とのつながりや生きがいを持ちながら生活している」、「自立度が低下し、支援が必要となってきた人は、各種専門職による医療や介護の一体的な提供により、日々みんなに見守られ、安心した生活を送っている」というように、地域で暮らす市民が、これまで以上に安心して安全な充実した生活を人生の最期まで送ることができる社会の実現を目指すものです。地域における人と人との支え合いや医療・介護などの公的サービスが複合化した、まさに“まちづくり”そのものです。そして、その“まちづくり”の主役は市民です。

市民が、身体の状態等に応じて、地域包括ケアシステムを構成する様々なサービスや支援を受け、充実した生活を送るためには、身近な地域にどのようなサービスや支援があり、どこに相談すれば、それらのサービス等を利用できるのかを知っておく必要があります。

本市では、サロン活動やご近所さんの助け合い活動、専門職による医療・介護サービスなどまで幅広く市民にお知らせできるよう、積極的に情報を発信していきます。

### (2) 市民の主体的な行動に向けた理解促進

地域包括ケアシステムの構築は、行政だけで実現することはできません。

特に、市民の身近な地域において必要とされる、ご近所同士のさりげない見守りや、ちょっとした困りごとへの助け合い、サロン活動などの居場所づくり、介護予防の自主活動など、それぞれの地域の住民主体の取組を充実させることが重要です。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、市民一人ひとりが、本市を取り巻く状況を知り、地域包括ケアシステム構築の必要性を考え、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の全体像や市民による主体的な取組の重要性などについて理解することが大切です。

本市では、市民自らが積極的に行動に移すことができるよう、外出しやすい環境の整備や必要な相談体制の整備を進めながら、市民の理解促進にも努めていきます。

第6章  
計画の推進に向けて

---



## 第6章 計画の推進に向けて

この計画は、高齢社会における本市の高齢者福祉・介護事業のあるべき姿の実現に向けて、取り組むべき課題と施策の方向性を示すとともに、重点的に取り組む事業については、目標を設定し、積極的な取組を実践するものです。

今後、ますます増加していく高齢者の多様なニーズに的確に対応し、総合的・計画的に施策の推進を図るため、次のとおり推進体制を整えます。

### 1 計画の周知

計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの取組や協力が重要となります。そのため、保健・医療・福祉の関係機関や団体などをはじめとした、より多くの市民に周知が図れるよう、本計画を広報紙、ホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて、積極的に周知します。

### 2 身近な地域での事業展開

計画では、それぞれの事業の内容や効果、利用者の特性を考慮し、個々のサービス提供にふさわしい単位〔中学校区（25校）・地区連合自治会（39地区）単位など〕を考慮しながら、身近な地域におけるきめ細かな施策・事業の展開を図ります。また、介護保険事業においては、介護保険事業推進上の日常生活圏域を設定し、地域生活に密着したサービスの提供を図ります。

### 3 地域・関係機関との連携

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健福祉サービスの提供や関連施策の充実のみならず、地域住民の主体的な活動が不可欠です。市や市民が互いの特性や能力を発揮し合いながら、連携・協力する「市民協働」の考え方のもと、地域住民が主体となったボランティア団体・NPOの活動や、関係機関（医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会など）との連携を強化します。

このための具体的な取組として、医療や介護をはじめとする関係団体と市が、役割分担や仕組みの構築等について検討・実施する「地域包括ケア推進会議」を新たに立ち上げ、取組を推進します。

## 4 事業者への支援

介護保険制度の施行を契機に、福祉・介護サービスの提供者として、さまざまな民間事業者・団体が参入されたことにより、効果的・弾力的なサービス提供が可能になりました。引き続き、適正なサービスの提供のための指導監査を徹底しつつ、民間事業者等の参入を促進することで、多様化する高齢者の介護・福祉ニーズに対応したサービス提供体制の確立を支援します。

## 5 計画の進行管理

市民・介護サービス利用者及びサービス提供事業者などを対象として、サービス利用意向や提供体制などの定期的な調査を行い、計画の進捗を把握します。

また、宇都宮市社会福祉審議会（市議会議員、学識経験者及び社会福祉事業の従事者により構成）において、計画の進捗状況を検証・評価していただき、その結果を十分に尊重し、市として必要な対策を講じます。

## 6 関係部局との連携

高齢者の豊かで安心できる生活を支えていくには、保健・福祉分野以外の取組も重要であることから、「まちびあ（みんなでまちづくり課）」や「ボランティアセンター（保健福祉総務課）」をはじめとする地域づくりの分野や、「宇都宮ベンチャーズ（産業政策課）」などの就業支援分野のほか、生涯学習課など幅広く庁内関係部局との連携を図り、高齢者に関わる施策を効果的に推進します。

## 7 計画の評価

本計画における主要事業を実施することにより生じる成果を意識した事業運営、事業等の評価分析に基づく施策の見直し・改善を目的に、次のとおり目標値を設定し、計画全体の進行管理に取り組みます。

| 項目  | 現状    | 目標<br>(2020年) |
|---|-------|---------------|
| ほぼ毎日外出している高齢者の割合                          | 37.3% | 40.0%         |
| 身近な相談先として地域包括支援センターを知っている高齢者の割合           | 57.3% | 67.0%         |
| 必要な介護サービスを利用しながら在宅生活を継続できている高齢者の割合（地域ケア率） | 14.6% | 16.0%         |
| 認知症の本人やその家族にとって暮らしやすいまちと感じている市民の割合        | 8.4%  | 14.0%         |

資 料 編

---



## 資料編

## 1 第7期宇都宮市介護保険事業計画の見込み

## (1) 要支援・要介護認定者数推計

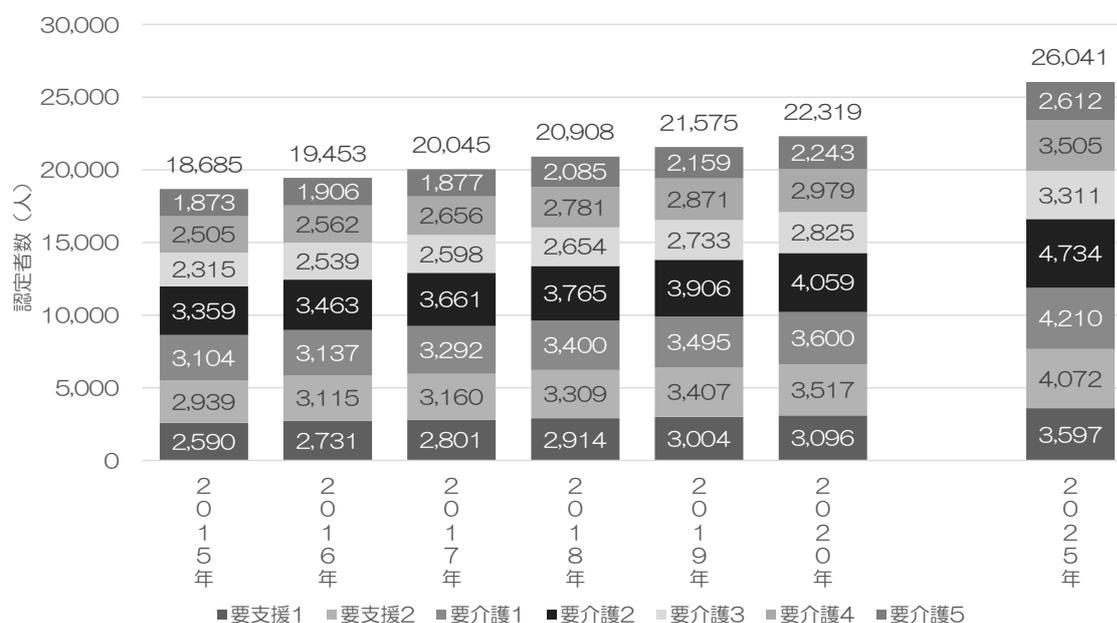
| 区分             | 第6期計画実績 |        |        | 第7期計画見込 |        |        | 第9期    |
|----------------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
|                | 2015年   | 2016年  | 2017年  | 2018年   | 2019年  | 2020年  | 2025年  |
| 1号被保険者の認定者数(人) | 18,227  | 18,994 | 19,564 | 20,405  | 21,049 | 21,771 | 25,442 |
| 認定率(%)※        | 15.3%   | 15.5%  | 15.6%  | 16.0%   | 16.2%  | 16.5%  | 18.5%  |

※ 認定率：1号被保険者に占める認定者数

| 区分       | 第6期計画実績 |        |        | 第7期計画見込 |        |        | 第9期    |
|----------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
|          | 2015年   | 2016年  | 2017年  | 2018年   | 2019年  | 2020年  | 2025年  |
| 認定者 計(人) | 18,685  | 19,453 | 20,045 | 20,908  | 21,575 | 22,319 | 26,041 |
| 要支援1     | 2,590   | 2,731  | 2,801  | 2,914   | 3,004  | 3,096  | 3,597  |
| 要支援2     | 2,939   | 3,115  | 3,160  | 3,309   | 3,407  | 3,517  | 4,072  |
| 要介護1     | 3,104   | 3,137  | 3,292  | 3,400   | 3,495  | 3,600  | 4,210  |
| 要介護2     | 3,359   | 3,463  | 3,661  | 3,765   | 3,906  | 4,059  | 4,734  |
| 要介護3     | 2,315   | 2,539  | 2,598  | 2,654   | 2,733  | 2,825  | 3,311  |
| 要介護4     | 2,505   | 2,562  | 2,656  | 2,781   | 2,871  | 2,979  | 3,505  |
| 要介護5     | 1,873   | 1,906  | 1,877  | 2,085   | 2,159  | 2,243  | 2,612  |
| 割合       |         |        |        |         |        |        |        |
| 要支援者     | 29.6%   | 30.1%  | 29.7%  | 29.8%   | 29.7%  | 29.6%  | 29.4%  |
| 要介護者     | 70.4%   | 69.9%  | 70.3%  | 70.2%   | 70.3%  | 70.4%  | 70.6%  |

※ 第1号被保険者・第2号被保険者の合計

※ 各年度10月1日現在、2017年度のみ8月末現在



## (2) サービス量推計

## ア 介護給付

|               |         | 2018年     | 2019年     | 2020年     | 2025年     |
|---------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 居宅サービス    |         |           |           |           |           |
| 訪問介護          | 給付費(千円) | 1,993,826 | 2,059,372 | 2,134,955 | 2,500,886 |
|               | 回数(回)   | 60,492.7  | 62,454.4  | 64,743.9  | 75,848.0  |
|               | 人数(人)   | 2,661     | 2,747     | 2,845     | 3,332     |
| 訪問入浴介護        | 給付費(千円) | 116,951   | 121,304   | 125,504   | 147,472   |
|               | 回数(回)   | 819.1     | 849.2     | 878.6     | 1,032.4   |
|               | 人数(人)   | 165       | 171       | 177       | 208       |
| 訪問看護          | 給付費(千円) | 635,409   | 655,920   | 679,364   | 935,467   |
|               | 回数(回)   | 8,721.2   | 8,998.1   | 9,319.4   | 12,832.5  |
|               | 人数(人)   | 1,170     | 1,207     | 1,250     | 1,721     |
| 訪問リハビリテーション   | 給付費(千円) | 63,996    | 66,268    | 68,511    | 80,358    |
|               | 回数(回)   | 1,835.0   | 1,899.3   | 1,963.6   | 2,303.2   |
|               | 人数(人)   | 141       | 146       | 151       | 177       |
| 居宅療養管理指導      | 給付費(千円) | 155,478   | 160,535   | 166,509   | 194,865   |
|               | 人数(人)   | 1,404     | 1,449     | 1,503     | 1,759     |
| 通所介護          | 給付費(千円) | 4,782,784 | 4,942,490 | 5,118,481 | 5,999,043 |
|               | 回数(回)   | 48,196.0  | 49,779.0  | 51,541.0  | 60,396.5  |
|               | 人数(人)   | 4,391     | 4,535     | 4,695     | 5,501     |
| 通所リハビリテーション   | 給付費(千円) | 723,826   | 748,613   | 775,451   | 908,698   |
|               | 回数(回)   | 6,728.7   | 6,952.1   | 7,199.9   | 8,437.5   |
|               | 人数(人)   | 843       | 871       | 902       | 1,057     |
| 短期入所生活介護      | 給付費(千円) | 1,076,815 | 1,113,192 | 1,154,002 | 1,352,754 |
|               | 日数(日)   | 10,523.6  | 10,873.7  | 11,271.0  | 13,210.8  |
|               | 人数(人)   | 1,174     | 1,213     | 1,257     | 1,473     |
| 短期入所療養介護(老健)  | 給付費(千円) | 31,308    | 33,596    | 34,435    | 39,453    |
|               | 日数(日)   | 252.6     | 269.6     | 276.7     | 316.5     |
|               | 人数(人)   | 32        | 34        | 35        | 40        |
| 短期入所療養介護(病院等) | 給付費(千円) | 0         | 0         | 0         | 0         |
|               | 日数(日)   | 0.0       | 0.0       | 0.0       | 0.0       |
|               | 人数(人)   | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 福祉用具貸与        | 給付費(千円) | 934,037   | 964,792   | 999,903   | 1,172,040 |
|               | 人数(人)   | 5,392     | 5,569     | 5,769     | 6,761     |
| 特定福祉用具購入費     | 給付費(千円) | 41,742    | 43,205    | 44,667    | 54,846    |
|               | 人数(人)   | 114       | 118       | 122       | 150       |

|                               |             | 2018年     | 2019年     | 2020年     | 2025年     |           |
|-------------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 住宅改修費                         | 給付費（千円）     | 101,545   | 105,478   | 109,410   | 134,474   |           |
|                               | 人数（人）       | 77        | 80        | 83        | 102       |           |
|                               | 特定施設入居者生活介護 | 給付費（千円）   | 1,144,881 | 1,183,376 | 1,223,476 | 1,223,476 |
|                               |             | 人数（人）     | 515       | 532       | 550       | 550       |
| （2）地域密着型サービス                  |             |           |           |           |           |           |
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護          | 給付費（千円）     | 225,481   | 225,582   | 225,582   | 225,582   |           |
|                               | 人数（人）       | 105       | 105       | 105       | 105       |           |
| 夜間対応型訪問介護                     | 給付費（千円）     | 0         | 0         | 0         | 0         |           |
|                               | 人数（人）       | 0         | 0         | 0         | 0         |           |
| 認知症対応型通所介護                    | 給付費（千円）     | 218,211   | 222,112   | 225,767   | 276,565   |           |
|                               | 回数（回）       | 1,637.5   | 1,667.9   | 1,692.8   | 2,077.2   |           |
|                               | 人数（人）       | 148       | 151       | 153       | 188       |           |
| 小規模多機能型居宅介護                   | 給付費（千円）     | 800,202   | 856,644   | 868,960   | 868,960   |           |
|                               | 人数（人）       | 359       | 387       | 393       | 393       |           |
| 認知症対応型共同生活介護                  | 給付費（千円）     | 1,176,154 | 1,250,029 | 1,288,083 | 1,581,644 |           |
|                               | 人数（人）       | 401       | 426       | 439       | 539       |           |
| 地域密着型特定施設<br>入居者生活介護          | 給付費（千円）     | 0         | 0         | 0         | 0         |           |
|                               | 人数（人）       | 0         | 0         | 0         | 0         |           |
| 地域密着型介護老人<br>福祉施設入所者生活介護      | 給付費（千円）     | 849,082   | 849,462   | 849,462   | 849,462   |           |
|                               | 人数（人）       | 271       | 271       | 271       | 271       |           |
| 看護小規模多機能型居宅介護                 | 給付費（千円）     | 0         | 0         | 0         | 0         |           |
|                               | 人数（人）       | 0         | 0         | 0         | 0         |           |
| 地域密着型通所介護                     | 給付費（千円）     | 1,201,308 | 1,240,672 | 1,283,550 | 1,506,078 |           |
|                               | 回数（回）       | 12,270.1  | 12,666.3  | 13,102.0  | 15,366.4  |           |
|                               | 人数（人）       | 1,270     | 1,311     | 1,356     | 1,590     |           |
| （3）施設サービス                     |             |           |           |           |           |           |
| 介護老人福祉施設                      | 給付費（千円）     | 5,119,392 | 5,407,006 | 5,407,006 | 6,645,526 |           |
|                               | 人数（人）       | 1,704     | 1,799     | 1,799     | 2,211     |           |
| 介護老人保健施設                      | 給付費（千円）     | 3,087,150 | 3,088,532 | 3,088,532 | 3,088,532 |           |
|                               | 人数（人）       | 973       | 973       | 973       | 973       |           |
| 介護医療院（2025年は<br>介護療養型医療施設を含む） | 給付費（千円）     | 0         | 0         | 0         | 1,132,224 |           |
|                               | 人数（人）       | 0         | 0         | 0         | 272       |           |
| 介護療養型医療施設                     | 給付費（千円）     | 1,126,640 | 1,127,145 | 1,127,145 |           |           |
|                               | 人数（人）       | 272       | 272       | 272       |           |           |
| （4）居宅介護支援                     | 給付費（千円）     | 1,356,248 | 1,401,127 | 1,450,916 | 1,700,157 |           |
|                               | 人数（人）       | 8,049     | 8,311     | 8,605     | 10,081    |           |

## イ 予防給付

|                       |         | 2018年   | 2019年   | 2020年   | 2025年   |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (1) 居宅サービス            |         |         |         |         |         |
| 介護予防訪問介護              | 給付費(千円) |         |         |         |         |
|                       | 人数(人)   |         |         |         |         |
| 介護予防訪問入浴介護            | 給付費(千円) | 0       | 0       | 0       | 0       |
|                       | 回数(回)   | 0.0     | 0.0     | 0.0     | 0.0     |
|                       | 人数(人)   | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防訪問看護              | 給付費(千円) | 57,801  | 59,954  | 61,402  | 83,800  |
|                       | 回数(回)   | 851.3   | 882.9   | 904.2   | 1,234.0 |
|                       | 人数(人)   | 160     | 166     | 170     | 232     |
| 介護予防訪問<br>リハビリテーション   | 給付費(千円) | 5,991   | 6,314   | 6,314   | 7,332   |
|                       | 回数(回)   | 178.6   | 188.1   | 188.1   | 218.5   |
|                       | 人数(人)   | 18      | 19      | 19      | 22      |
| 介護予防居宅療養管理指導          | 給付費(千円) | 11,843  | 12,218  | 12,587  | 14,684  |
|                       | 人数(人)   | 96      | 99      | 102     | 119     |
| 介護予防通所介護              | 給付費(千円) |         |         |         |         |
|                       | 人数(人)   |         |         |         |         |
| 介護予防通所<br>リハビリテーション   | 給付費(千円) | 89,752  | 92,539  | 95,519  | 110,639 |
|                       | 人数(人)   | 236     | 243     | 251     | 291     |
| 介護予防短期入所生活介護          | 給付費(千円) | 18,101  | 18,562  | 19,278  | 22,523  |
|                       | 日数(日)   | 237.6   | 243.2   | 253.2   | 295.6   |
|                       | 人数(人)   | 45      | 46      | 48      | 56      |
| 介護予防短期入所療養介護<br>(老健)  | 給付費(千円) | 0       | 0       | 0       | 0       |
|                       | 日数(日)   | 0.0     | 0.0     | 0.0     | 0.0     |
|                       | 人数(人)   | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防短期入所療養介護<br>(病院等) | 給付費(千円) | 0       | 0       | 0       | 0       |
|                       | 日数(日)   | 0.0     | 0.0     | 0.0     | 0.0     |
|                       | 人数(人)   | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防福祉用具貸与            | 給付費(千円) | 120,763 | 124,334 | 127,993 | 148,611 |
|                       | 人数(人)   | 1,353   | 1,393   | 1,434   | 1,665   |
| 介護予防特定福祉用具購入費         | 給付費(千円) | 11,673  | 12,271  | 12,870  | 15,862  |
|                       | 人数(人)   | 39      | 41      | 43      | 53      |
| 介護予防住宅改修              | 給付費(千円) | 49,844  | 52,541  | 55,237  | 68,720  |
|                       | 人数(人)   | 37      | 39      | 41      | 51      |
| 介護予防特定施設<br>入居者生活介護   | 給付費(千円) | 117,069 | 120,945 | 126,025 | 126,025 |
|                       | 人数(人)   | 120     | 124     | 129     | 129     |

|                      |         | 2018年  | 2019年  | 2020年  | 2025年   |
|----------------------|---------|--------|--------|--------|---------|
| (2) 地域密着型サービス        |         |        |        |        |         |
| 介護予防認知症対応型<br>通所介護   | 給付費(千円) | 192    | 192    | 192    | 192     |
|                      | 回数(回)   | 2.7    | 2.7    | 2.7    | 2.7     |
|                      | 人数(人)   | 1      | 1      | 1      | 1       |
| 介護予防小規模多機能型<br>居宅介護  | 給付費(千円) | 47,978 | 47,999 | 47,999 | 47,999  |
|                      | 人数(人)   | 60     | 60     | 60     | 60      |
| 介護予防認知症対応型<br>共同生活介護 | 給付費(千円) | 2,760  | 2,761  | 2,761  | 2,761   |
|                      | 人数(人)   | 1      | 1      | 1      | 1       |
| (3) 介護予防支援           | 給付費(千円) | 91,586 | 94,236 | 97,177 | 112,717 |
|                      | 人数(人)   | 1,651  | 1,698  | 1,751  | 2,031   |

## (3) 施設・居住系サービス・地域密着型サービスの整備見込み

| サービス区分                  | 第7期計画における整備数 |        |        |        |
|-------------------------|--------------|--------|--------|--------|
|                         | 年度計          | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| 施設サービス(①+②+③)           | 185床         | 185床   | —      | —      |
| ① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)   | 100床         | 100床   | —      | —      |
| ② 地域密着型介護老人福祉施設         | —            | —      | —      | —      |
| ③ 特別養護老人ホーム(ショート床からの転換) | 85床          | 85床    | —      | —      |
| 居住系サービス                 | 94床          | 54床    | —      | 40床    |
| 特定施設入居者生活介護             | 40床          | —      | —      | 40床    |
| 地域密着型サービス               |              |        |        |        |
| 小規模多機能型居宅介護             | 2事業所         | 58人    | —      | —      |
| 看護小規模多機能型居宅介護           |              | (2事業所) |        |        |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護        | 2事業所         | 2事業所   | —      | —      |
| 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)   | 54床          | 54床    | —      | —      |
| 認知症対応型通所介護              | —            | —      | —      | —      |
| (3施設)                   |              |        |        |        |

## (4) 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備状況

(2018年3月31日現在)

| 圏域区分 | 地区<br>(地区連合自治会)   | 定期巡回・<br>随時対応型<br>訪問介護看護 | 認知症対応型<br>通所介護<br>※利用定員 | 小規模多機能型<br>居宅介護<br>※登録定員 | 看護多機能型<br>居宅介護<br>※登録定員 | 認知症対応型<br>共同生活介護 | 地域密着型<br>介護老人<br>福祉施設 |
|------|-------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|------------------|-----------------------|
| 1    | 中央・築瀬・城東          | 1事業所                     | 0人<br>(0事業所)            | 29人<br>(1事業所)            | 0人<br>(0事業所)            | 0床<br>(0施設)      | 0床<br>(0施設)           |
| 2    | 陽南・宮の原・<br>西原     |                          | 24人<br>(1事業所)           | 0人<br>(0事業所)             |                         | 18床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 3    | 昭和・戸祭             |                          | 0人<br>(0事業所)            | 25人<br>(1事業所)            |                         | 18床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 4    | 今泉・錦・東            |                          | 0人<br>(0事業所)            | 0人<br>(0事業所)             |                         | 18床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 5    | 西・桜               |                          | 3人<br>(1事業所)            | 0人<br>(0事業所)             |                         | 27床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 6    | 御幸・御幸ヶ原・<br>平石    | 1事業所                     | 0人<br>(0事業所)            | 29人<br>(1事業所)            | 0人<br>(0事業所)            | 27床<br>(2施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 7    | 清原                |                          | 12人<br>(1事業所)           | 29人<br>(1事業所)            |                         | 18床<br>(1施設)     | 29床<br>(1施設)          |
| 8    | 瑞穂野               |                          | 0人<br>(0事業所)            | 29人<br>(1事業所)            |                         | 36床<br>(2施設)     | 29床<br>(1施設)          |
| 9    | 峰・泉が丘             |                          | 0人<br>(0事業所)            | 25人<br>(1事業所)            |                         | 18床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 10   | 石井・陽東             |                          | 0人<br>(0事業所)            | 0人<br>(0事業所)             |                         | 18床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 11   | 横川                | 1事業所                     | 12人<br>(1事業所)           | 29人<br>(1事業所)            | 0人<br>(0事業所)            | 36床<br>(2施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 12   | 雀宮(東)             |                          | 10人<br>(1事業所)           | 29人<br>(1事業所)            |                         | 18床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 13   | 雀宮(西)・<br>五代若松原   |                          | 12人<br>(1事業所)           | 29人<br>(1事業所)            |                         | 27床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 14   | 緑が丘・陽光            |                          | 12人<br>(1事業所)           | 24人<br>(1事業所)            |                         | 0床<br>(0施設)      | 29床<br>(1施設)          |
| 15   | 姿川(北部)・<br>富士見・明保 |                          | 12人<br>(1事業所)           | 29人<br>(1事業所)            |                         | 18床<br>(2施設)     | 29床<br>(1施設)          |
| 16   | 姿川(南部)            |                          | 0人<br>(0事業所)            | 25人<br>(1事業所)            |                         | 0床<br>(0施設)      | 39床<br>(2施設)          |
| 17   | 国本                | 0事業所                     | 0人<br>(0事業所)            | 29人<br>(1事業所)            | 0人<br>(0事業所)            | 18床<br>(1施設)     | 29床<br>(1施設)          |
| 18   | 細谷・宝木             |                          | 0人<br>(0事業所)            | 29人<br>(1事業所)            |                         | 18床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 19   | 富屋・篠井             |                          | 0人<br>(0事業所)            | 0人<br>(0事業所)             |                         | 27床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 20   | 城山                |                          | 0人<br>(0事業所)            | 29人<br>(1事業所)            |                         | 0床<br>(0施設)      | 0床<br>(0施設)           |
| 21   | 豊郷                | 0事業所                     | 12人<br>(1事業所)           | 29人<br>(1事業所)            | 29人<br>(1事業所)<br>※1     | 18床<br>(1施設)     | 29床<br>(1施設)          |
| 22   | 河内<br>(古里中学校区)    |                          | 12人<br>(1事業所)           | 0人<br>(0事業所)             |                         | 0床※2<br>(0施設)    | 0床<br>(0施設)           |
| 23   | 河内<br>(田原中学校区)    |                          | 0人<br>(0事業所)            | 0人<br>(0事業所)             |                         | 0床<br>(0施設)      | 29床<br>(1施設)          |
| 24   | 河内<br>(河内中学校区)    |                          | 0人<br>(0事業所)            | 0人<br>(0事業所)             |                         | 0床<br>(0施設)      | 29床<br>(1施設)          |
| 25   | 上河内               |                          | 0人<br>(0事業所)            | 29人<br>(1事業所)            |                         | 18床<br>(1施設)     | 0床<br>(0施設)           |
| 合計   |                   | 3事業所                     | 121人<br>(10事業所)         | 476人<br>(17事業所)          | 29人<br>(1事業所)           | 396床<br>(23施設)   | 271床<br>(10施設)        |

※1 看護多機能型居宅介護については、平成30年8月の供用開始を予定

※2 第6期に廃止した9床(1施設)については、第7期中に整備します。

※ 第7期における地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備については、被保険者のニーズ等を勘案しながら柔軟に対応します。

## (5) 地域支援事業の見込み

## ア 介護予防・日常生活支援総合事業

| 事業名                     | 単位 | 推計     |        |        |
|-------------------------|----|--------|--------|--------|
|                         |    | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業         |    |        |        |        |
| 訪問型サービス（第1号訪問事業）        |    |        |        |        |
| 訪問介護相当サービス              | 回  | 16,306 | 17,231 | 18,209 |
| 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） | 回  | 547    | 911    | 1,276  |
| 訪問型サービスB（住民主体による支援）     | 回  | 5,280  | 7,920  | 10,560 |
| 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）    | 回  | 400    | 408    | 416    |
| 通所型サービス（第1号通所事業）        |    |        |        |        |
| 通所介護相当サービス              | 回  | 22,616 | 23,899 | 25,255 |
| 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） | 回  | 4,886  | 5,164  | 5,457  |
| 通所型サービスB（住民主体による支援）     | 回  | 3,240  | 3,600  | 3,960  |
| 通所型サービスC（教室体系）          | 回  | 250    | 250    | 250    |
| 通所型サービスC（施設通所体系）        | 回  | 1,440  | 1,464  | 1,476  |
| その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）  |    |        |        |        |
| 介護予防・生活支援サービス（配食サービス）   | 食  | 22,556 | 22,720 | 22,886 |
| 一般介護予防事業                |    |        |        |        |
| 介護予防普及啓発事業              |    |        |        |        |
| 介護予防教室                  | 回  | 68     | 68     | 68     |
| 介護予防講演会                 | 回  | 1      | 1      | 1      |
| いきいき健康サッカー教室            | 回  | 3      | 3      | 3      |
| いきいき健康バスケットボール教室        | 回  | 3      | 3      | 3      |
| いきいき健康自転車教室             | 回  | 3      | 3      | 3      |
| 健康教育                    | 回  | 300    | 300    | 300    |
| 健康相談                    | 回  | 270    | 270    | 270    |
| 地域介護予防活動支援事業            |    |        |        |        |
| 高齢者等地域活動支援ポイント事業        | 人  | 14,500 | 16,200 | 18,000 |
| 自主グループ活動支援事業            | 回  | 111    | 111    | 111    |
| 地域リハビリテーション活動支援事業       | 回  | 75     | 75     | 75     |

## イ 包括的支援事業及び任意事業

| 事業名                      | 単位 | 推計     |        |        |
|--------------------------|----|--------|--------|--------|
|                          |    | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| 包括的支援事業及び任意事業            |    |        |        |        |
| 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）   | 箇所 | 25     | 25     | 25     |
| 任意事業                     |    |        |        |        |
| 介護給付等費用適正化事業             |    |        |        |        |
| ケアプラン点検                  | 件  | 360    | 360    | 360    |
| 住宅改修調査                   | 件  | 20     | 20     | 20     |
| 福祉用具購入調査                 | 件  | 20     | 20     | 20     |
| 医療情報との突合                 | 件  | 30,000 | 30,000 | 30,000 |
| 縦覧点検                     | 件  | 8,700  | 8,700  | 8,700  |
| 介護給付費通知                  | 通  | 13,500 | 14,000 | 14,700 |
| 家族介護支援事業                 |    |        |        |        |
| 家族介護教室                   | 回  | 63     | 63     | 63     |
| 認知症高齢者見守り事業（はいかい高齢者家族介護） | 回  | 15     | 15     | 15     |
| 家族介護継続支援事業（在宅高齢者家族介護慰労金） | 回  | 10     | 10     | 10     |
| その他事業                    |    |        |        |        |
| 認知症サポーター等養成事業            | 人  | 3,000  | 3,000  | 3,000  |
| 地域自立生活支援事業               |    |        |        |        |
| 生活援助員派遣関連                | 戸  | 130    | 130    | 96     |
| 配食サービス関連                 | 食  | 29,015 | 29,227 | 29,440 |

## ウ 包括的地域支援事業（社会保障充実分）

| 事業名                | 単位 | 推計     |        |        |
|--------------------|----|--------|--------|--------|
|                    |    | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| 包括的支援事業（社会保障充実分）   |    |        |        |        |
| 在宅医療・介護連携推進事業      |    |        |        |        |
| 地域包括ケア推進会議         | 回  | 18     | 18     | 18     |
| 医療・介護従事者向け研修       | 回  | 12     | 12     | 12     |
| 生活支援体制整備事業         |    |        |        |        |
| 第1層協議体             | 回  | 2      | 2      | 2      |
| 第2層協議体             | 回  | 180    | 300    | 468    |
| 第2層生活支援コーディネーター    | 人  | 15     | 25     | 39     |
| A型サービス従事者養成研修      | 回  | 4      | 4      | 4      |
| 認知症初期集中支援推進事業      |    |        |        |        |
| 認知症初期集中支援チーム       | 回  | 30     | 33     | 36     |
| 認知症初期集中支援チーム員事例検討会 | 回  | 2      | 2      | 2      |
| 認知症地域支援・ケア向上事業     |    |        |        |        |
| オレンジサロン運営業務        | 回  | 3      | 4      | 5      |
| 医療・介護従事者合同研修会      | 回  | 1      | 1      | 1      |
| 認知症地域支援推進員         | 回  | 1      | 1      | 1      |
| 地域ケア会議推進事業         |    |        |        |        |
| 地域ケア会議             | 回  | 397    | 405    | 410    |

## 2 地域包括ケア計画の主要事業と目標値

### ○ 基本目標 1 健康で生きがいのある豊かな社会の実現

| 番号 | 主要事業 | 事業名                      | 指標名               | 単位  | 目標値     |         |         |
|----|------|--------------------------|-------------------|-----|---------|---------|---------|
|    |      |                          |                   |     | 2018年   | 2019年   | 2020年   |
| 1  | ○    | 健康ポイント事業の実施              | 参加者数              | 人   | 5,000人  | 10,000人 | 14,000人 |
| 2  |      | 健康づくり実践活動の促進             | 地域での健康づくり活動回数     | 回   | 1,420回  | 1,435回  | 1,450回  |
|    |      |                          | 地域での健康づくり活動延参加者数  | 人   | 36,000人 | 36,250人 | 36,500人 |
| 3  |      | 特定健康診査（健康診査）の実施          | 特定健康診査受診率         | %   | 40%     | 45%     | 50%     |
|    |      |                          | 人間ドック受診補助件数       | 件   | 3,300件  | 3,300件  | 3,300件  |
| 4  |      | 歯科検診（歯周病検診）の実施           | —                 | —   | —       | —       |         |
| 5  |      | 日ごろからの健康管理を支える仕組みづくりの促進  | —                 | —   | —       | —       |         |
| 6  |      | 運動出前講座の実施                | —                 | —   | —       | —       |         |
| 7  |      | 食育出前講座・歯と口腔の健康づくり出前講座の実施 | —                 | —   | —       | —       |         |
| 8  |      | 健康教育・健康相談の実施             | 健康教育開催回数          | 回   | 464回    | 464回    | 464回    |
|    |      |                          | 健康相談件数            | 件   | 2,295件  | 2,295件  | 2,295件  |
| 9  |      | 歯科健康相談の実施                | —                 | —   | —       | —       |         |
| 10 |      | 健康管理に関する情報提供の推進          | —                 | —   | —       | —       |         |
| 11 | ○    | 高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進      | 事業参加者数            | 人   | 14,500人 | 16,200人 | 18,000人 |
| 12 | ○    | 高齢者外出支援事業の推進             | 高齢者専用バス乗車券等利用者数   | 人   | 27,900人 | 29,600人 | 31,200人 |
|    |      |                          | 地域内交通の運行地区数（郊外部）  | 地区  | 13地区    | 13地区    | 13地区    |
| 13 |      | みやシニア活動センター事業の推進         | みやシニア活動センター事業参加者数 | 人   | 8,200人  | 9,300人  | 10,500人 |
| 14 | ○    | 老人クラブ活動の育成・支援            | 単体老人クラブ数          | クラブ | 317クラブ  | 322クラブ  | 327クラブ  |
|    |      |                          | 老人クラブ会員数          | 人   | 18,300人 | 18,800人 | 19,300人 |
| 15 |      | ふれあい・いきいきサロン事業の推進        | ふれあい・いきいきサロン設置箇所数 | 箇所  | 280     | 300     | 320     |
| 16 |      | 高齢者向けスポーツ活動の推進           | —                 | —   | —       | —       |         |

| 番号 | 主要事業 | 事業名                                 | 指標名                | 単位 | 目標値          |              |              |
|----|------|-------------------------------------|--------------------|----|--------------|--------------|--------------|
|    |      |                                     |                    |    | 2018年        | 2019年        | 2020年        |
| 17 |      | 地域スポーツクラブの育成・活動支援                   | 地域スポーツクラブがカバーする地域数 | 地域 | 14           | 14           | 20           |
| 18 |      | 茂原健康交流センターを活用した生きがいづくりや世代間・地域間交流の促進 | 茂原健康交流センター延利用者数    | 人  | 215,000<br>人 | 215,000<br>人 | 215,000<br>人 |
| 19 |      | 人材かがやきセンター・生涯学習センター等による学習機会の提供      | 生涯学習センター等の利用者数     | 千人 | 1,780        | 1,790        | 1,800        |
| 20 |      | 老人福祉センターを活用した生きがいづくりの推進や相談機能の充実     | 老人福祉センター延利用者数      | 人  | 264,000<br>人 | 277,000<br>人 | 290,000<br>人 |
| 21 |      | シルバー大学校の運営支援                        | —                  | —  | —            | —            | —            |
| 22 |      | 保健と福祉の出前講座の実施                       | 出前保健福祉講座の実施回数      | 回  | 100回         | 100回         | 100回         |
| 23 | ○    | シルバー人材センター事業の支援                     | シルバー人材センター就業延人員    | 人  | 138,200<br>人 | 142,300<br>人 | 146,600<br>人 |
|    |      |                                     | シルバー人材センター会員数      | 人  | 1,645人       | 1,660人       | 1,675人       |
| 24 |      | 雇用促進・普及啓発事業の推進                      | —                  | —  | —            | —            | —            |
| 25 |      | 中高年齢者のための再就職支援セミナーの実施               | —                  | —  | —            | —            | —            |

※ 番号に○がついている事業は主要事業

## ○ 基本目標2 地域で支え合う社会の実現

| 番号 | 主要事業 | 事業名                          | 指標名   | 単位   | 目標値            |          |          |
|----|------|------------------------------|---|------|----------------|----------|----------|
|    |      |                              |   |      | 2018年          | 2019年    | 2020年    |
| 26 |      | 地域包括支援センターの運営及び機能強化          | 事業評価において実施状況が全ての項目において「おおむねできている」以上であるセンターの数                              | センター | 25 センター        | 25 センター  | 25 センター  |
| 27 | ○    | 地域ケア会議の推進                    | 地域ケア会議開催回数  | 回    | 397 回          | 405 回    | 410 回    |
| 28 | ○    | 生活支援体制の整備                    | 第2層協議体の設置数<br>(累計)  | 地区   | 15 地区          | 25 地区    | 39 地区    |
| 29 | ○    | 介護予防・日常生活支援総合事業の推進           | 生活支援サービス提供事業者・団体数(累計)   | 団体   | 210 団体         | 215 団体   | 220 団体   |
| 30 |      | ボランティアセンターやまちづくりセンターの運営      | ボランティアセンター登録団体数   | 団体   | 345            | 348      | 351      |
|    |      |                              | ボランティアセンター登録個人数   | 人    | 12,630         | 12,675   | 12,720   |
|    |      |                              | まちづくりセンター登録団体数  | 団体   | 280 団体         | 285 団体   | 290 団体   |
| 31 |      | ボランティア養成講座等の充実               | 講座数   | 講座   | 6 講座           | 6 講座     | 6 講座     |
| 32 |      | 敬老会の開催支援など<br>敬老のこころを育む取組の推進 | 敬老会招待者数   | 人    | 62,700 人       | 64,100 人 | 65,200 人 |
|    |      |                              | 祝金対象者数  | 人    | 5,980 人        | 6,070 人  | 6,250 人  |
| 33 |      | 学校における福祉教育の充実                | 「学習と生活についてのアンケート」(市内児童・生徒対象)における設問「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」の中学3年生の肯定的回答の割合 | %    | 92.7%          | 93.8%    | 94.9%    |
| 34 |      | ベンチのあるまちづくりの推進               | —   | —    | —              | —        | —        |
| 35 |      | 市有施設等のバリアフリーの推進              | 公園整備数   | か所   | 157 か所         | 167 か所   | 177 か所   |
| 36 |      | 公共的施設等のバリアフリーの推進             | ノンステップバスの導入率  | %    | 52.0~<br>60.5% | —        | —        |
| 37 |      | 広報手段や公共掲示物のバリアフリーの推進         | —   | —    | —              | —        | —        |

| 番号 | 主要事業 | 事業名                                      | 指標名                | 単位 | 目標値     |         |        |
|----|------|--|--------------------|----|---------|---------|--------|
|    |      |  |                    |    | 2018年   | 2019年   | 2020年  |
| 38 |      | 拠点への生活利便施設等の<br>充実と快適にアクセス<br>できる移動環境の形成 | —                  | —  | —       | —       |        |
| 39 | ○    | ひとり暮らし高齢者等安心<br>ネットワークシステムの<br>推進        | 安否確認人数             | 人  | 91人     | 82人     | 74人    |
| 40 |      | 災害時要援護者<br>支援事業の推進                       | 災害時要援護者台帳<br>共有地区数 | 地区 | 33地区    | 35地区    | 37地区   |
| 41 |      | 地域における<br>自主防災組織の育成・強化                   | 自主防災組織の訓練指導数       | 回  | 39回     | 39回     | 39回    |
| 42 |      | 防犯教育の推進                                  | 防犯講習会受講者数          | 人  | 11,000人 | 12,000人 | —      |
| 43 |      | 高齢者に対する<br>交通安全教育の実施                     | 交通安全教室受講者数         | 人  | 3,400人  | 3,600人  | 3,800人 |
| 44 |      | 消費者教育・啓発の推進                              | 消費生活出前講座受講者数       | 人  | 4,300人  | 4,350人  | 4,400人 |

※ 番号に○がついている事業は主要事業

## ○ 基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現

| 番号 | 主要事業 | 事業名                           | 指標名          | 単位   | 目標値         |             |             |
|----|------|-------------------------------|--------------|------|-------------|-------------|-------------|
|    |      |                               |              |      | 2018年       | 2019年       | 2020年       |
| 45 |      | 介護予防把握事業                      | —            | —    | —           | —           |             |
| 46 |      | 介護予防普及啓発事業                    | はつらつ教室参加者数   | 人    | 1,020人      | 1,020人      | 1,020人      |
| 47 | ○    | 地域介護予防活動支援事業                  | 自主グループ数      | グループ | 210<br>グループ | 230<br>グループ | 250<br>グループ |
|    |      |                               | 自主グループ登録者    | 人    | 2,860人      | 3,140人      | 3,420人      |
| 48 |      | 介護予防・生活支援サービス事業（通所型・訪問型サービスC） | 通所型サービスC利用者数 | 人    | 495人        | 497人        | 498人        |
|    |      |                               | 訪問型サービスC利用者数 | 人    | 50人         | 51人         | 52人         |
| 49 |      | 地域リハビリテーション活動支援事業             | リハビリ専門職派遣回数  | 回    | 75回         | 75回         | 75回         |
| 50 |      | 一般介護予防事業評価事業                  | —            | —    | —           | —           |             |
| 51 |      | 認定調査内容の点検等の実施                 | 調査票の点検       | %    | 100%        | 100%        | 100%        |
| 52 |      | 認定審査会委員・認定調査員を対象とした研修の実施      | 認定審査会委員研修出席率 | %    | 80%         | 80%         | 80%         |
|    |      |                               | 認定調査員研修出席率   | %    | 95%         | 95%         | 95%         |
| 53 | ○    | ケアプランに対する助言・指導の実施             | ケアプラン点検      | 件    | 360件        | 360件        | 360件        |
| 54 |      | 介護給付費通知の送付                    | 介護給付費通知送付通数  | 通    | 13,500通     | 14,000通     | 14,700通     |
| 55 |      | 住宅改修等の点検                      | 住宅改修調査件数     | 件    | 20件         | 20件         | 20件         |
|    |      |                               | 福祉用具購入調査件数   | 件    | 20件         | 20件         | 20件         |
| 56 |      | 縦覧点検・医療情報との突合                 | 縦覧点検         | 件    | 8,700件      | 8,700件      | 8,700件      |
|    |      |                               | 医療情報との突合     | 件    | 30,000件     | 30,000件     | 30,000件     |
| 57 |      | 介護従事者等の資質の向上                  | 介護支援専門員等研修会  | 回    | 9回          | 9回          | 9回          |
| 58 | ○    | 家族介護教室の開催                     | 家族介護教室回数     | 回    | 63回         | 63回         | 63回         |
| 59 |      | 介護者交流会の開催                     | —            | —    | —           | —           |             |
| 60 |      | 在宅高齢者家族介護慰労金の支給               | 受給者数         | 人    | 10人         | 10人         | 10人         |
| 61 |      | はいかい高齢者等家族支援事業の実施             | 利用者数         | 人    | 15人         | 15人         | 15人         |
| 62 |      | 認知症に関する身近な相談窓口の運営             | —            | —    | —           | —           |             |
| 63 |      | 「介護保険相談窓口」の充実                 | —            | —    | —           | —           |             |

| 番号 | 主要事業 | 事業名                             | 指標名                       | 単位 | 目標値     |         |         |
|----|------|---------------------------------|---------------------------|----|---------|---------|---------|
|    |      |                                 |                           |    | 2018年   | 2019年   | 2020年   |
| 64 |      | パンフレットやホームページ等を活用した介護保険制度の周知・啓発 | 「介護保険の手引き」作成部数            | 部  | 13,400部 | 13,800部 | 14,000部 |
| 65 |      | 介護保険サービス利用者の権利擁護                | —                         | —  | —       | —       | —       |
| 66 | ○    | 在宅医療・介護連携に関する従事者相談支援窓口の設置       | —                         | —  | —       | —       | —       |
| 67 |      | 地域療養支援体制の推進                     | 人生の最期を在宅（医療機関以外）で迎える市民の割合 | %  | 22.2%   | 23.2%   | 24.2%   |
| 68 |      | 24時間365日在宅医療提供体制の充実             | —                         | —  | —       | —       | —       |
| 69 |      | 医療・介護関係者の研修                     | 医療・介護従事者向け研修参加人数（累計）      | 人  | 1,400人  | 1,700人  | 2,000人  |
| 70 |      | 訪問看護ステーションの設置促進                 | 訪問看護ステーション施設数             | 施設 | 27施設    | 29施設    | 31施設    |
| 71 |      | 在宅医療や介護に関する市民への普及啓発             | 在宅療養に関する講座の参加者数（累計）       | 人  | 850人    | 1,200人  | 1,550人  |

※ 番号に○がついている事業は主要事業

## ○ 基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち自立した生活の実現

| 番号 | 主要事業 | 事業名                    | 指標名                      | 単位 | 目標値     |         |         |
|----|------|------------------------|--------------------------|----|---------|---------|---------|
|    |      |                        |                          |    | 2018年   | 2019年   | 2020年   |
| 72 | ○    | 高齢者等ホームサポート事業の実施       | 事業登録者数                   | 人  | 670人    | 680人    | 690人    |
| 73 |      | 高齢者無料入浴券交付事業の実施        | 助成交付者数                   | 人  | 83人     | 87人     | 90人     |
| 74 |      | 老人福祉補聴器交付事業の実施         | 補聴器交付人数                  | 人  | 17人     | 17人     | 18人     |
| 75 |      | 緊急通報システム事業の実施          | 延利用人数                    | 人  | 1,020人  | 1,030人  | 1,050人  |
| 76 |      | 食の自立支援事業（配食サービス）の実施    | 配食サービス提供食数               | 食  | 29,015食 | 29,227食 | 29,440食 |
| 77 |      | はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業の実施 | 助成交付者数                   | 人  | 7,400人  | 7,700人  | 8,000人  |
| 78 |      | 高齢者向け住宅の普及促進           | 登録戸数                     | 戸  | 136戸    | 136戸    | 137戸    |
| 79 |      | 住宅改修等に関する相談の実施         | —                        | —  | —       | —       | —       |
| 80 |      | 高齢者にやさしい住環境整備補助事業の実施   | 高齢者にやさしい住環境整備補助件数        | 件  | 44件     | 45件     | 45件     |
| 81 |      | 老人措置事業の実施              | 養護老人ホーム整備数               | 床  | 110床    | 110床    | 110床    |
|    |      |                        | 被措置者数                    | 人  | 85人     | 91人     | 97人     |
| 82 |      | 高齢者用住宅（シルバーハウジング）の整備   | 整備戸数                     | 戸  | 130戸    | 130戸    | 96戸     |
| 83 |      | 生活援助員派遣事業の実施           | 派遣対象住宅戸数                 | 戸  | 130戸    | 130戸    | 96戸     |
| 84 |      | 住宅改修支援事業の実施            | —                        | —  | —       | —       | —       |
| 85 |      | 高齢者短期宿泊事業の実施           | 短期宿泊受入施設数                | か所 | 2か所     | 2か所     | 2か所     |
| 86 |      | 宇都宮市みんなで考える認知症月間事業の充実  | 世界アルツハイマーデー記念講演会参加者数（累計） | 人  | 450人    | 675人    | 900人    |
| 87 | ○    | 認知症サポーター等の養成・支援の推進     | 認知症サポーター養成講座受講者数（累計）     | 人  | 34,000人 | 37,000人 | 40,000人 |
| 88 |      | 認知症早期発見チェックリスト等の配布     | 認知症早期発見チェックリスト配布部数（累計）   | 部  | 20,000部 | 30,000部 | 40,000部 |
| 89 | ○    | 認知症初期集中支援チームの設置・稼働     | 認知症初期集中支援チーム員研修受講者数（累計）  | 人  | 100人    | 125人    | 150人    |

| 番号 | 主要事業 | 事業名                          | 指標名                         | 単位 | 目標値    |        |        |
|----|------|------------------------------|-----------------------------|----|--------|--------|--------|
|    |      |                              |                             |    | 2018年  | 2019年  | 2020年  |
| 90 |      | 認知症支援医療・介護従事者<br>合同研修会の開催・支援 | 医療・介護従事者合同研修会<br>参加者数（累計）   | 人  | 340人   | 510人   | 680人   |
| 91 |      | 認知症ガイドブック<br>（ケアパス）の作成・配布    | 認知症ガイドブック（ケ<br>アパス）配布部数（累計） | 部  | 2,200部 | 4,200部 | 6,200部 |
| 92 |      | 認知症ケアネットワーク<br>研修の実施         | 認知症ケアネットワーク<br>研修受講者数（累計）   | 人  | 560人   | 840人   | 1,120人 |
| 93 | ○    | 認知症サロン（オレンジ<br>サロン）の推進       | 認知症サロン（オレンジ<br>サロン）利用者数（累計） | 人  | 4,500人 | 6,750人 | 9,000人 |
| 94 |      | 高齢者虐待防止事業                    | 地域における虐待防止の<br>ための普及啓発活動回数  | 回  | 39回    | 39回    | 39回    |
| 95 |      | 成年後見制度の<br>周知・利用促進           | 市長申立件数                      | 件  | 6件     | 7件     | 8件     |
|    |      |                              | 成年後見人報酬助成件数                 | 件  | 2件     | 3件     | 4件     |
| 96 |      | 日常生活自立支援事業の<br>利用促進          | —                           | —  | —      | —      | —      |

※ 番号に○がついている事業は主要事業

### 3 前期計画（第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画）の評価

前期計画の評価にあたっては、基本目標ごとに設定した「成果指標対象事業」「主要事業」及び「施策の方向性」の単位ごとの達成状況について、本市の「行政評価」の考え方と同様に、下記の基準により評価を実施しています。

（参考）評価基準について

| 評価区分  | A            | B                  | C                 |
|-------|--------------|--------------------|-------------------|
| 施策・事業 | 達成度 90%超     | 達成度 70~90%         | 達成度 70%未満         |
| 総合評価  | 順調<br>(Aが2つ) | おおむね順調<br>(主にBが2つ) | やや遅れている<br>(Cが2つ) |

## ■ 基本目標1 「みんながつながり、支えあう地域社会の実現」

○ 基本目標に対する評価

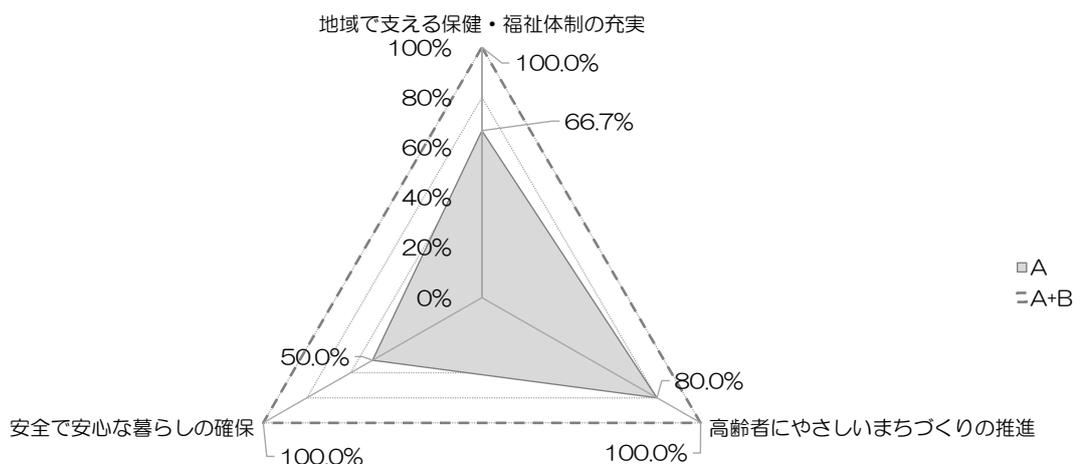
◎：成果指標対象事業

| No.                    | 施策の方向性                                    |                  | 2015年            |                  | 2016年       |       | 2017年       |  | 総合評価 |
|------------------------|---|------------------|------------------|------------------|-------------|-------|-------------|--|------|
|                        | 施策  |                  | 目標               | 評価               | 目標          | 評価    | 目標          |  |      |
|                        | 事業・取組名                                    |                  | 実績<br>(達成率)      |                  | 実績<br>(達成率) |       | 実績<br>(達成率) |  |      |
| 1. 地域で支える保健・福祉体制の充実    |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
| (1) 地域の総合的なネットワーク機能の充実 |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
| 1                      | ◎地域会議などを活用した地域ネットワークの充実                   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
|                        | 地域包括支援センターの認知度 (%)                        | 80.0             | -                | 80.0             | -           | 80.0  | B           |  |      |
|                        |   | -                |                  | -                |             | 64.3  |             |  |      |
|                        |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
| (2) ボランティア活動・市民活動の促進   |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
| 3                      | ボランティア養成講座等の充実                            |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
|                        | ボランティア養成講座等参加者数 (人)                       | 1,905            | B                | 2,190            | C           | 2,355 | B           |  |      |
|                        |   | 1,347<br>(70.7%) |                  | 1,790<br>(64.2%) |             | -     |             |  |      |
|                        |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
| 3. 安心で安全な暮らしの確保        |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
| (1) 安全で安心な地域生活の確保      |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
| 19                     | 消費生活情報の提供の充実 (地域包括支援センターなどと連携した消費生活情報の提供) |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
|                        | 出前講座開催数 (回)                               | 110              | A                | 115              | A           | 120   | A           |  |      |
|                        |   | 111<br>(100.9%)  |                  | 108<br>(93.9%)   |             | -     |             |  |      |
| 出前講座出席者数 (人)           | 4,300                                     | A                | 4,400            | A                | 4,500       |       |             |  |      |
|                        | 4,302<br>(100.0%)                         |                  | 4,162<br>(94.6%) |                  | -           |       |             |  |      |
| (2) 地域の見守りと支援体制の充実     |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
| 20                     | ひとり暮らし高齢者等安心ネットワークシステムの推進                 |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
|                        | 見守り活動会議を開催した単位自治会の割合 (%)                  | 69.4             | A                | 71.2             | A           | 73    | A           |  |      |
|                        |   | 71<br>(102.3%)   |                  | 74<br>(103.9%)   |             | -     |             |  |      |
| 安否確認実施回数 (回)           | 1,020                                     | A                | 1,000            | A                | 980         |       |             |  |      |
|                        | 960<br>(94.1%)                            |                  | 805<br>(80.5%)   |                  | -           |       |             |  |      |
| (2) 地域の見守りと支援体制の充実     |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
| 21                     | 災害時要援護者支援事業の推進                            |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |
|                        | 支援班設置地区における台帳共有化率 (%)                     | 93.3             | B                | 96.6             | B           | 100   | B           |  |      |
|                        |   | 80.0<br>(80.0%)  |                  | 77.7<br>(77.7%)  |             | -     |             |  |      |
|                        |   |                  |                  |                  |             |       |             |  |      |

## ○ 基本目標の達成状況

| 施策の方向性              | 施策                        | 事業の評価 (%) |       |     |       |
|---------------------|---------------------------|-----------|-------|-----|-------|
|                     |                           | A         | B     | C   | 計     |
| 1. 地域で支える保健・福祉体制の充実 |                           | 66.7      | 33.3  | -   | 100.0 |
|                     | (1) 地域ケアの総合的なネットワーク機能の充実  | -         | 100.0 | -   | 100.0 |
|                     | (2) ボランティア活動・市民活動の推進      | 66.7      | 33.3  | -   | 100.0 |
|                     | (3) 多様なサービスの担い手となる地域人材の育成 | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
| 2. 高齢者にやさしいまちづくりの推進 |                           | 80.0      | 20.0  | -   | 100.0 |
|                     | (1) 意識のバリアフリーの推進          | 66.7      | 33.3  | -   | 100.0 |
|                     | (2) 公共施設などのバリアフリー化の推進     | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
| 3. 安全で安心な暮らしの確保     |                           | 50.0      | 50.0  | -   | 100.0 |
|                     | (1) 安全で安心な地域生活の確保         | 25.0      | 75.0  | -   | 100.0 |
|                     | (2) 地域の見守りと支援体制の充実        | 33.3      | 66.7  | -   | 100.0 |
|                     | (3) 高齢者の多様な住まいの支援         | 71.4      | 28.6  | -   | 100.0 |
| 全体平均                |                           | 65.6      | 34.4  | 0.0 | 100.0 |

## 1. みんながつながり、支え合う地域社会の実現



## ■ 基本目標2 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」

○ 基本目標に対する評価

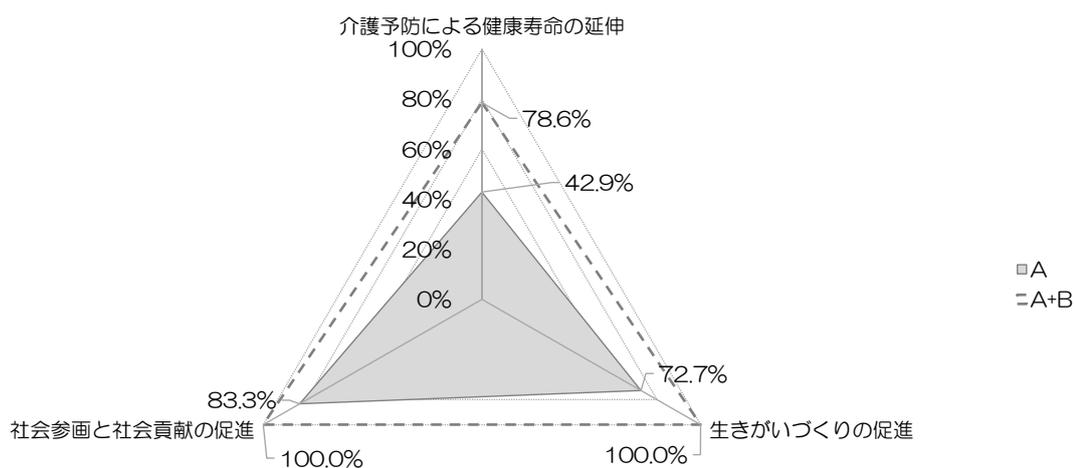
◎：成果指標対象事業

| No.               | 施策の方向性  | 2015年             |                   | 2016年              |        | 2017年  |             | 総合評価 |
|-------------------|---|-------------------|-------------------|--------------------|--------|--------|-------------|------|
|                   | 施策  | 目標                | 評価                | 目標                 | 評価     | 目標     | 実績<br>(達成率) |      |
|                   | 事業・取組名  | 実績<br>(達成率)       |                   | 実績<br>(達成率)        |        |        |             |      |
| 1. 介護予防による健康寿命の延伸 |   |                   |                   |                    |        |        |             |      |
| (1) 健康づくり事業の推進    |   |                   |                   |                    |        |        |             |      |
| 29                | 健康づくり実践活動の促進（健康づくり推進員・食生活改善推進員と連携した地域主体の健康づくりの促進） |                   |                   |                    |        |        |             |      |
|                   | 健康づくり推進員養成者数（人）                                   | 1,390             | A                 | 1,470              | A      | 1,550  | -           | A    |
|                   |   | 1,353<br>(97.3%)  |                   | 1,404<br>(95.5%)   |        | -      |             |      |
| (2) 地域主体の介護予防の展開  |   |                   |                   |                    |        |        |             |      |
| 40                | ◎地域での介護予防活動への支援（介護予防の自主活動グループに対する専門職の派遣による支援）     |                   |                   |                    |        |        |             |      |
|                   | 自主活動グループ数（グループ）                                   | 150               | A                 | 170                | A      | 190    | -           | A    |
|                   |   | 148<br>(98.7%)    |                   | 164<br>(96.5%)     |        | -      |             |      |
| 2. 生きがいづくりの促進     |   |                   |                   |                    |        |        |             |      |
| (1) 交流の場、交流機会の提供  |   |                   |                   |                    |        |        |             |      |
| 43                | 老人クラブ活動の育成・支援                                     |                   |                   |                    |        |        |             |      |
|                   | 単位老人クラブ数（クラブ）                                     | 339               | A                 | 341                | A      | 343    | -           | A    |
|                   |   | 324<br>(95.6%)    |                   | 325<br>(95.3%)     |        | -      |             |      |
| 老人クラブ会員数（人）       | 19,500  | A                 | 19,700            | A                  | 19,900 | -      | -           |      |
|                   | 18,739<br>(96.1%)                                 |                   | 18,506<br>(93.9%) |                    |        |        |             |      |
| 44                | ◎高齢者等地域活動支援ポイント事業の本格実施                            |                   |                   |                    |        |        |             |      |
|                   | 参加者数（人）   | 7,000             | A                 | 8,500              | A      | 10,000 | -           | A    |
|                   |   | 8,795<br>(125.6%) |                   | 11,133<br>(131.0%) |        | -      |             |      |
| 3. 社会参画と社会貢献の促進   |   |                   |                   |                    |        |        |             |      |
| (1) 社会参加活動の環境整備   |   |                   |                   |                    |        |        |             |      |
| 52                | みやシニア活動センター事業の推進（高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実）     |                   |                   |                    |        |        |             |      |
|                   | みやシニア活動センター利用者数（人）                                | 5,000             | A                 | 6,000              | A      | 7,200  | -           | A    |
|                   |   | 5,663<br>(113.3%) |                   | 6,596<br>(109.9%)  |        | -      |             |      |

## ○ 基本目標の達成状況

| 施策の方向性<br>施策           | 事業の評価 (%) |      |      |       |
|------------------------|-----------|------|------|-------|
|                        | A         | B    | C    | 計     |
| 1. 介護予防による健康寿命の延伸      | 42.9      | 35.7 | 21.1 | 100.0 |
| (1) 健康づくり事業の推進         | 57.1      | 28.6 | 14.3 | 100.0 |
| (2) 地域主体の介護予防の展開       | 28.6      | 42.9 | 28.6 | 100.0 |
| 2. 生きがいづくりの促進          | 72.7      | 27.3 | -    | 100.0 |
| (1) 交流の場、交流機会の提供       | 100.0     | -    | -    | 100.0 |
| (2) 学習・スポーツ・芸術の場や機会の提供 | 57.1      | 42.9 | -    | 100.0 |
| 3. 社会参画と社会貢献の促進        | 83.3      | 16.7 | -    | 100.0 |
| (1) 社会参加活動の環境整備        | 100.0     | -    | -    | 100.0 |
| (2) 高齢者の就業支援           | 66.7      | 33.3 | -    | 100.0 |
| (3) 高齢者の外出支援の充実        | 100.0     | -    | -    | 100.0 |
| 全体平均                   | 66.3      | 26.6 | 7.1  | 100.0 |

## 2 健康で生きがいのある豊かな生活の実現



## ■ 基本目標3 「いつまでも自分らしさを持ち, 自立した生活の実現」

○ 基本目標に対する評価

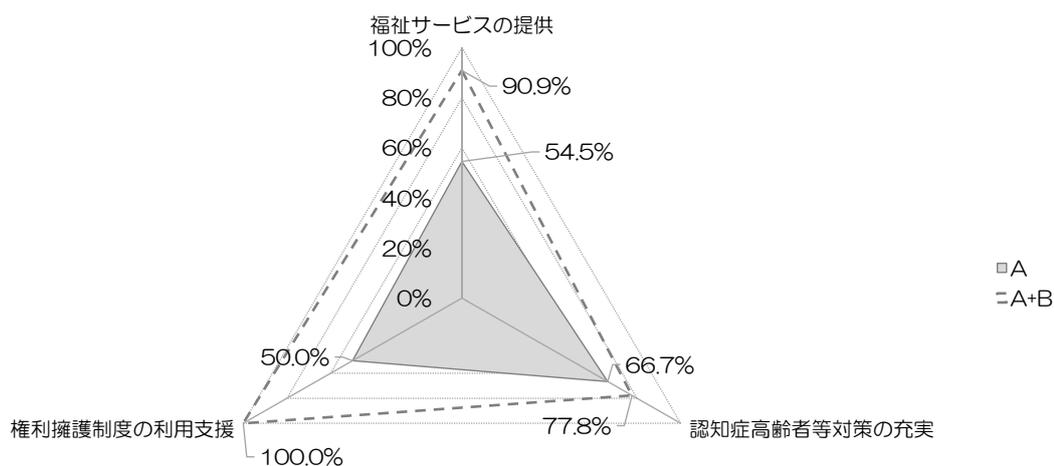
◎：成果指標対象事業

| No.                            | 施策の方向性  | 2015年              |    | 2016年              |    | 2017年       |             | 総合評価 |
|--------------------------------|---|--------------------|----|--------------------|----|-------------|-------------|------|
|                                | 施策  | 目標                 | 評価 | 目標                 | 評価 | 目標          | 実績<br>(達成率) |      |
|                                | 事業・取組名  | 実績<br>(達成率)        |    | 実績<br>(達成率)        |    | 実績<br>(達成率) |             |      |
| 1. 福祉サービスの提供                   |   |                    |    |                    |    |             |             |      |
| (2) 介護者への支援                    |   |                    |    |                    |    |             |             |      |
| 66                             | 家族介護教室の開催                                     |                    |    |                    |    |             |             | A    |
|                                | 開催回数(回)                                       | 58                 | A  | 58                 | A  | 58          | -           |      |
|                                |   | 55<br>(94.8%)      |    | 58<br>(100.0%)     |    | -           |             |      |
| 2. 認知症高齢者等対策の充実                |   |                    |    |                    |    |             |             |      |
| (1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進       |   |                    |    |                    |    |             |             |      |
| 70                             | ◎認知症サポーター等の養成・支援の推進(企業や小・中学校など多様な場での講座の実施)    |                    |    |                    |    |             |             | A    |
|                                | 認知症サポーター数(累計)(人)                              | 21,000             | A  | 23,000             | A  | 25,000      | -           |      |
|                                |   | 24,900<br>(118.6%) |    | 28,600<br>(124.3%) |    | -           |             |      |
| (2) 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実       |   |                    |    |                    |    |             |             |      |
| 71                             | 認知症初期集中支援チームの設置に向けた取組(「認知症疾患医療センター」との連携による検討) |                    |    |                    |    |             |             | A    |
|                                | 認知症初期集中支援チーム数(チーム)                            | 0                  | -  | 0                  | -  | 1           | -           |      |
|                                |   | 0<br>-             |    | 0<br>-             |    | -           |             |      |
| 72                             | 認知症支援医療・介護従事者合同研修会の開催・支援                      |                    |    |                    |    |             |             | C    |
|                                | 参加者数(人)                                       | 200                | C  | 200                | C  | 200         | -           |      |
|                                |   | 87<br>(43.5%)      |    | 75<br>(37.5%)      |    | -           |             |      |
| (3) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進 |   |                    |    |                    |    |             |             |      |
| 77                             | 認知症サロン(オレンジサロン)の推進                            |                    |    |                    |    |             |             | A    |
|                                | 認知症サロン設置箇所数(か所)                               | 3                  | A  | 3                  | A  | 3           | -           |      |
|                                |   | 3<br>(100.0%)      |    | 3<br>(100.0%)      |    | -           |             |      |
| 3. 権利擁護制度の利用支援                 |   |                    |    |                    |    |             |             |      |
| (1) 成年後見制度などの利用支援              |   |                    |    |                    |    |             |             |      |
| 79                             | 権利擁護事業の推進(法人後見の推進, 担い手の育成)                    |                    |    |                    |    |             |             | A    |
|                                | 地域における虐待防止のための普及啓発活動(回)                       | 39                 | A  | 39                 | A  | 39          | -           |      |
|                                |   | 39<br>(100.0%)     |    | 39<br>(100.0%)     |    | -           |             |      |

## ○ 基本目標の達成状況

| 施策の方向性          | 施策                             | 事業の評価 (%) |      |      |       |
|-----------------|--------------------------------|-----------|------|------|-------|
|                 |                                | A         | B    | C    | 計     |
| 1. 福祉サービスの提供    |                                | 54.5      | 36.4 | 9.1  | 100.0 |
|                 | (1) 高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供       | 62.5      | 37.5 | -    | 100.0 |
|                 | (2) 介護者への支援                    | 33.3      | 33.3 | 33.3 | 100.0 |
| 2. 認知症高齢者等対策の充実 |                                | 66.7      | 11.1 | 22.2 | 100.0 |
|                 | (1) 認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進       | 100.0     | -    | -    | 100.0 |
|                 | (2) 医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実       | 50.0      | 16.7 | 33.3 | 100.0 |
|                 | (3) 認知症高齢者やその家族が暮らしやすい地域づくりの推進 | 100.0     | -    | -    | 100.0 |
| 3. 権利擁護制度の利用支援  |                                | 50.0      | 50.0 | -    | 100.0 |
|                 | (1) 成年後見制度などの利用支援              | 50.0      | 50.0 | -    | 100.0 |
| 全体平均            |                                | 57.1      | 32.5 | 10.4 | 100.0 |

## 3 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現



## ■ 基本目標4 「介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現」

○ 基本目標に対する評価

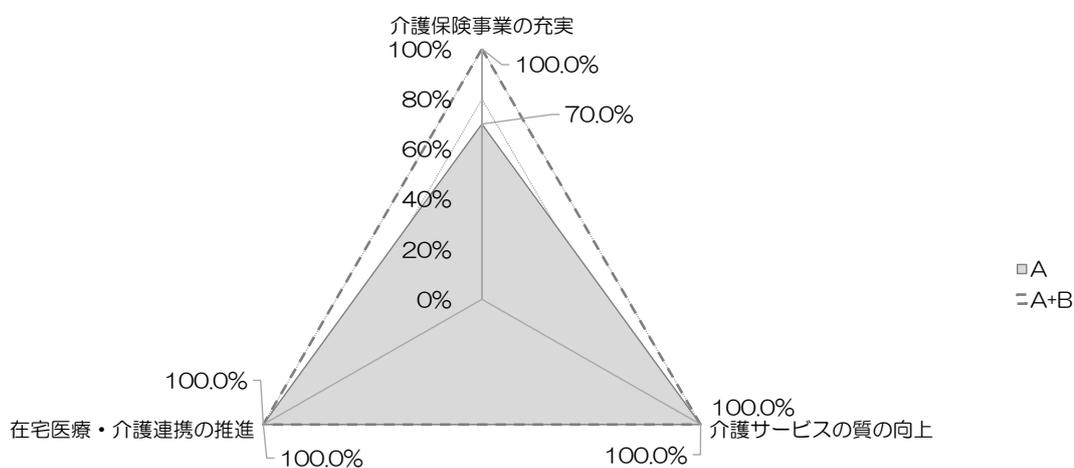
◎：成果指標対象事業

| No.              | 施策の方向性   | 2015年              |    | 2016年              |    | 2017年       |   | 総合評価 |
|------------------|--|--------------------|----|--------------------|----|-------------|---|------|
|                  | 施策   | 目標                 | 評価 | 目標                 | 評価 | 目標          |   |      |
|                  | 事業・取組名   | 実績<br>(達成率)        |    | 実績<br>(達成率)        |    | 実績<br>(達成率) |   |      |
| 2. 介護サービスの質の向上   |  |                    |    |                    |    |             |   |      |
| (1) サービスの質の確保・向上 |  |                    |    |                    |    |             |   |      |
| 83               | ◎ケアプランに対する助言・指導の実施   |                    |    |                    |    |             |   |      |
|                  | ケアプラン点検件数(件)   | 360                | A  | 360                | A  | 360         | A |      |
|                  |  | 362<br>(100.6%)    |    | 367<br>(101.9%)    |    | -<br>-      |   |      |
| 84               | ◎介護従事者等の資質の向上  |                    |    |                    |    |             |   |      |
|                  | 開催回数(回)  | 9                  | A  | 9                  | A  | 9           | A |      |
|                  |  | 9<br>(100.0%)      |    | 9<br>(100.0%)      |    | -<br>-      |   |      |
| (3) 市民への積極的な情報提供 |  |                    |    |                    |    |             |   |      |
| 87               | 介護保険事業の情報提供  |                    |    |                    |    |             |   |      |
|                  | 介護保険の手引き作成部数   | 12,000             | A  | 12,000             | A  | 13,000      | A |      |
|                  |  | 12,000<br>(100.0%) |    | 12,000<br>(100.0%) |    | -<br>-      |   |      |
| 3. 在宅医療・介護連携の推進  |  |                    |    |                    |    |             |   |      |
| (1) 地域療養支援体制の整備  |  |                    |    |                    |    |             |   |      |
| 91               | 地域療養支援体制の整備(「地域療養支援体制検討会議」を活用した「退院支援」や「24時間365日の在宅療養支援」に向けた検討) |                    |    |                    |    |             |   |      |
|                  | 在宅医療提供体制の構築に向けた検討  | 6                  | A  | 7                  | A  | 7           | A |      |
|                  | 組織の設置数(組織)   | 6<br>(100.0%)      |    | 7<br>(100.0%)      |    | -<br>-      |   |      |

## ○ 基本目標の達成状況

| 施策の方向性          | 施策                      | 事業の評価 (%) |       |     |       |
|-----------------|-------------------------|-----------|-------|-----|-------|
|                 |                         | A         | B     | C   | 計     |
| 1. 介護保険事業の充実    |                         | 70.0      | 30.0  | -   | 100.0 |
|                 | (1) 介護サービスの提供           | 70.0      | 30.0  | -   | 100.0 |
|                 | 居宅サービス                  | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
|                 | 地域密着型サービス               | 50.0      | 50.0  | -   | 100.0 |
|                 | 施設サービス                  | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
|                 | 介護予防サービス                | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
|                 | 地域密着型介護予防サービス           | -         | 100.0 | -   | 100.0 |
| 2. 介護サービスの質の向上  |                         | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
|                 | (1) サービスの質の確保・向上        | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
|                 | (2) 介護人材の育成・支援          | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
|                 | (3) 市民への積極的な情報提供        | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
| 3. 在宅医療・介護連携の推進 |                         | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
|                 | (1) 地域療養支援体制の整備         | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
|                 | (2) 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援 | 100.0     | -     | -   | 100.0 |
| 全体平均            |                         | 90.0      | 10.0  | 0.0 | 100.0 |

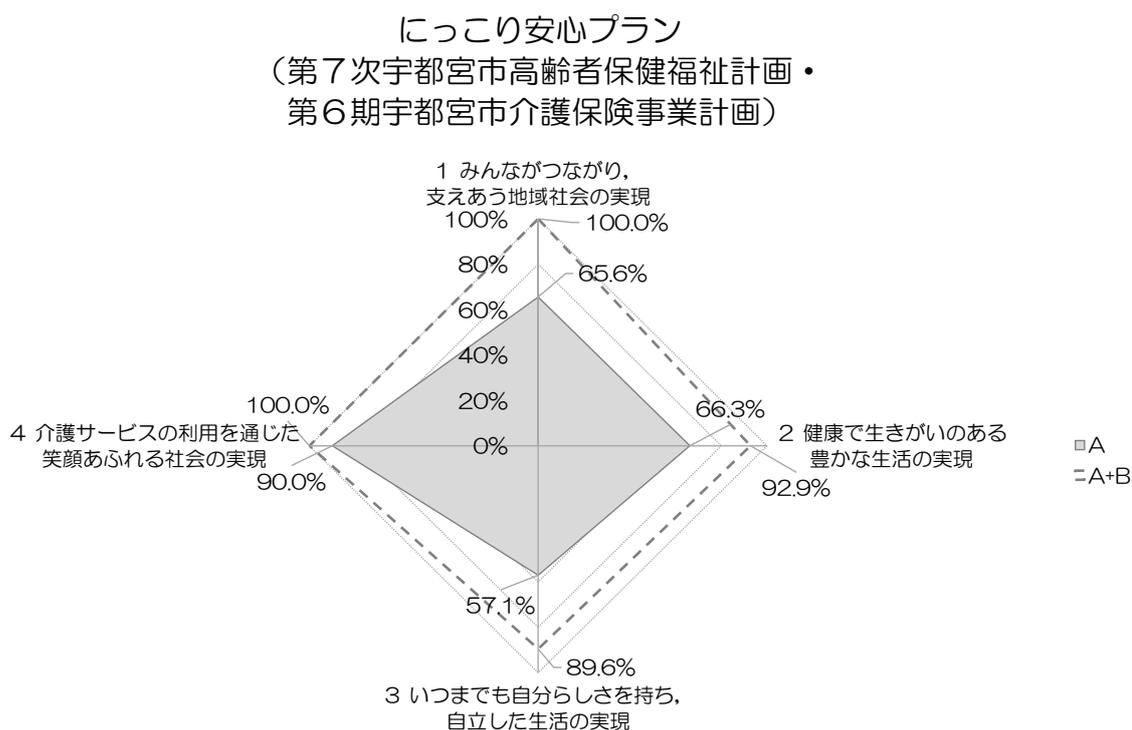
## 4 介護サービスの利用を通じた笑顔あふれる社会の実現



## ■ 全体評価と課題の総括

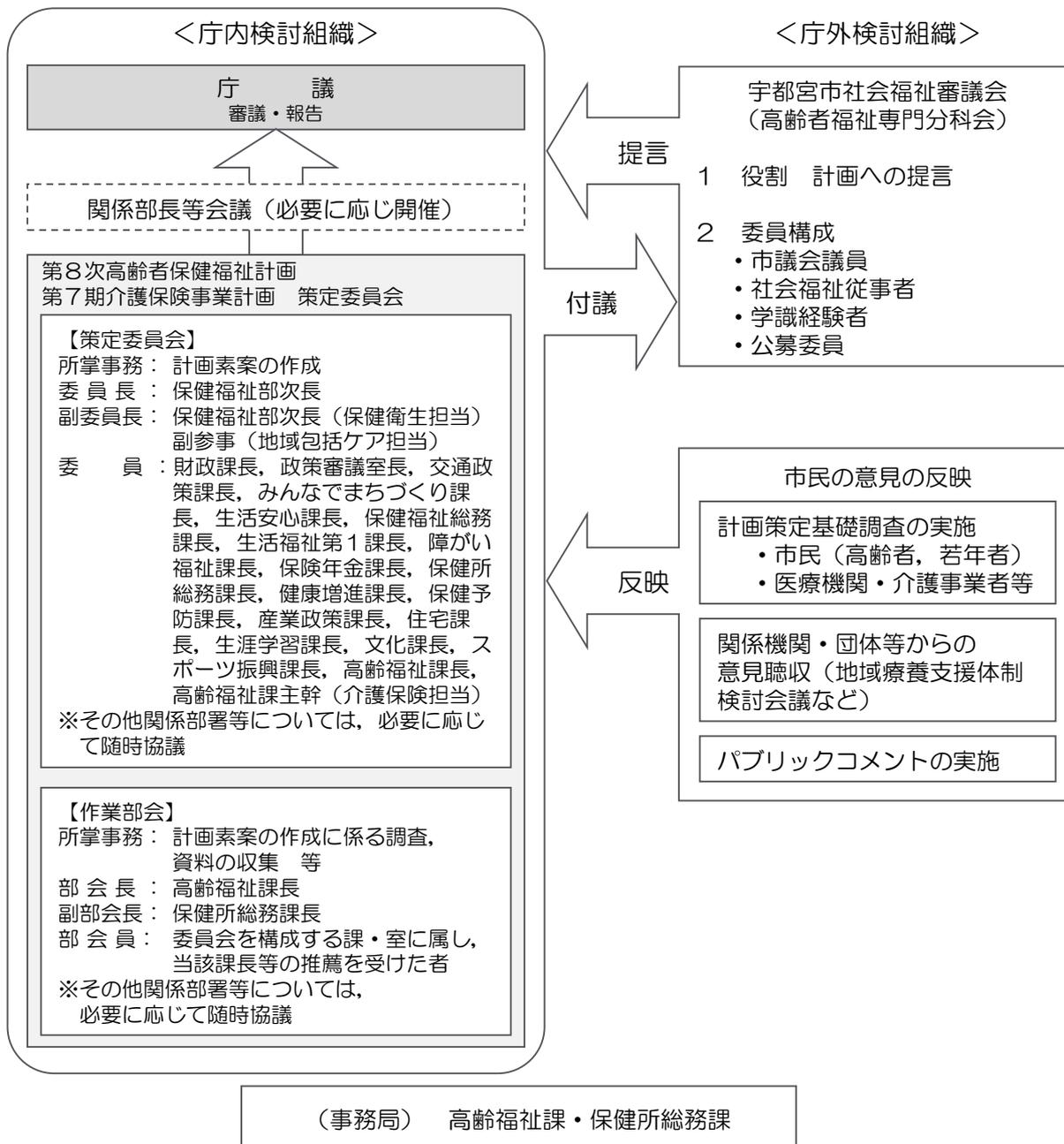
前期計画を支える4つの基本目標の進捗状況に対する評価については、基本目標2・4が順調な進捗となっており、基本目標1・3がおおむね順調な進捗となっています。

基本目標ごとの施策・事業の達成状況については、下表のとおりであり、福祉サービスや認知症対策、高齢者の権利擁護を含む基本目標3の達成状況は57.1%となっているものの、計画全体としてはおおむね順調な達成状況となっています。



## 4 策定過程

### 1 策定体制



## 2 策定スケジュール

### ○ 2017年（平成29年）

7月 3日 厚生労働省 全国介護保険担当課長会議

8月 7日 第1回 「(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」策定委員会作業部会（以下、「作業部会」という。）

- ・ 「(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の策定について
- ・ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について
- ・ 「にっこり安心プラン（第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画）」の取組状況等をふまえた「(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の骨子（案）について

8月22日 第1回 「(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」策定委員会（以下、「委員会」という。）

8月30日 第1回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

10月10日 第2回 作業部会

- ・ 「(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」における基本理念・基本目標の設定と施策の方向性等について

10月20日 第2回 委員会

11月 7日 第2回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

11月30日 第3回 作業部会

- ・ 「(仮称) 第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の素案について

12月 4日 第3回 委員会

12月12日 関係部長会議

12月26日 第3回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

---

○ 2018年（平成30年）

1月 5日～1月28日 パブリックコメントの実施

2月13日 第4回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会

- ・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（素案）に係るパブリックコメントについて
- ・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」策定に係る提言（案）について
- ・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（案）の変更点について

3月14日 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）

3月22日 宇都宮市社会福祉審議会から市への提言書の提出

3月28日 庁議部長会議

### 3 宇都宮市社会福祉審議会に係る関係法令等

#### (1) 社会福祉法

昭和二十六年法律第四十五号

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

## (2) 宇都宮市社会福祉審議会条例

平成 12 年 3 月 24 日

条例第 19 号

宇都宮市社会福祉審議会条例（平成 7 年条例第 47 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会として、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平 12 条例 43・平 26 条例 10・一部改正）

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項のほか、精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

（平 28 条例 47・追加）

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

（平 26 条例 10・全改，平 28 条例 47・旧第 2 条線下）

（任期）

第 4 条 審議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平 28 条例 47・旧第 3 条線下）

（委員長の職務を行う委員）

第 5 条 審議会の委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（平 28 条例 47・旧第 4 条線下）

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

- 5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平28条例47・旧第5条線下)

(専門分科会)

第7条 審議会の専門分科会(この項において民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会のそれぞれの専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては委員)の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては委員)が、その職務を代理する。

(平28条例47・旧第6条線下)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

(平28条例47・旧第7条線下)

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月27日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則(平成28年9月27日条例第47号)

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

---

(3) 宇都宮市社会福祉審議会規則

平成12年3月24日

規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市社会福祉審議会条例（平成12年条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、審議会について必要な事項を定めるものとする。

（平28規則51・一部改正）

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日規則第51号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

#### (4) 宇都宮市社会福祉審議会規程

##### (趣旨)

第1条 この規程は、宇都宮市社会福祉審議会規則（平成12年規則第14号）第3条の規定に基づき、宇都宮市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

##### (専門分科会)

第2条 高齢者福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に高齢者福祉専門分科会を置く。

2 地域福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第11条第2項の規定に基づき、審議会に地域福祉専門分科会を置く。

3 次に掲げる専門分科会は、当該各号に定める数の委員をもって組織する。

(1) 民生委員審査専門分科会 10人以内

(2) 障害者福祉専門分科会 15人以内

(3) 高齢者福祉専門分科会 20人以内

(4) 地域福祉専門分科会 18人以内

4 専門分科会は、専門分科会長が招集する。

5 専門分科会は、その専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

6 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で可決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

7 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

（平成14年・一部改正）

（平成15年・一部改正）

（平成17年・一部改正）

（平成26年・一部改正）

##### (専門分科会の決議)

第2条の2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、重要又は異例な事項を除き、これをもって審議会の決議とする。

（平成17年・追加）

##### (審査部会)

第3条 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 2 審査部会長は、その審査部会の事務を掌理する。
- 3 審査部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。
- 4 第2条第4項から第7項までの規定は、審査部会の議事について準用する。この場合において「専門分科会」とあるのは「審査部会」と、「専門分科会長」とあるのは「審査部会長」と読み替えるものとする。

(平成17年・一部改正)

(審査部会の答申及び決議)

第4条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、諮問を受けたときは、審査部会で審査し、答申するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定による医師の指定
- (2) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条の規定による医師の指定の取消し
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）  
第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定
- (4) 法第60条の規定による指定医療機関の指定の更新
- (5) 法第67条第1項の規定による指定医療機関の開設者に対する勧告
- (6) 法第67条第3項の規定による指定医療機関の開設者に対する措置命令
- (7) 法第68条第1項の規定による指定医療機関の指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (8) その他指定医師及び指定医療機関に関する事項

2 審議会は、前項第1号、第3号及び第4号の事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平成17年・一部改正)

(平成18年・一部改正)

(平成30年・一部改正)

(回覧審査)

第5条 専門分科会長又は審査部会長において、緊急で会議を招集する暇がないと認める場合は、会議の議事を回覧審査に付することができる。

(報告)

第6条 専門分科会又は審査部会において議決をしたときは、専門分科会にあっては当該専門分科会長が、審査部会にあってはその審査部会の属する専門分科会に報

告したうえで当該審査部会長が、それぞれ委員長に報告するものとする。  
(平成17年・一部改正)

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年7月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

---

## 4 庁内検討組織

宇都宮市高齢者保健福祉計画・宇都宮市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

### （設置）

第1条 宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画を策定するため、宇都宮市高齢者保健福祉計画及び宇都宮市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定。
- （2） その他、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部次長、副委員長には保健福祉部次長（保健衛生担当）、保健福祉部副参事（地域包括ケア担当）をもって充てる。
- 3 委員には別表1に掲げる者をもって充てる。
- 4 委員長は委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### （会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係する課長等による委員会を開催することができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### （策定作業部会）

第5条 第2条に規定する所掌事務について調査研究し、関係各課の連絡調整を行うため、委員会に策定作業部会を置く。

- 2 策定作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長には高齢福祉課長、副部会長には保健所総務課長をもって充てる。
- 4 部会員には別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 部会長は策定作業部会を総理する。
- 6 第4条第3項の規定は、策定作業部会について準用する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

|  |
|--|
| 財政課長、政策審議室長、交通政策課長、みんなでまちづくり課長、生活安心課長、保健福祉総務課長、生活福祉第1課長、高齢福祉課長、高齢福祉課主幹(介護保険担当)、障がい福祉課長、保険年金課長、保健所総務課長、健康増進課長、保健予防課長、産業政策課長、住宅課長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長 |
|--|

別表2 (第5条関係)

|  |
|--|
| 財政課、政策審議室、交通政策課、みんなでまちづくり課、生活安心課、保健福祉総務課、生活福祉第1課、障がい福祉課、保険年金課、保健所総務課、健康増進課、保健予防課、産業政策課、住宅課、生涯学習課、文化課、スポーツ振興課 |
|--|

5 社会福祉審議会からの提言

にっこり安心プラン  
第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画  
第7期宇都宮市介護保険事業計画  
(地域包括ケア計画)  
策定に係る提言

平成30年3月22日  
宇都宮市社会福祉審議会

## はじめに

宇都宮市の総人口は2018年をピークに減少する一方で、高齢者人口は2010年の10万人から、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、3万人増えて13万人になると見込まれ、医療や介護の必要性が高まると言われる75歳以上の人口についても、2025年には、総人口の7人に1人が75歳以上の高齢者となります。また、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしや認知症の高齢者についても大幅に増加することが見込まれ、これまで他のどの国も経験したことのない社会を経験することと推測されます。

こうした状況に対し、国においては「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険財政の安定的な運営はもとより、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、医療・介護の更なる連携の推進や、地域の課題を我が事ととらえる「我が事・丸ごと」の考え方に基づく地域共生社会の実現に向けた取組などを進めることにより「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指すとしており、宇都宮市においても、これらの動向も背景に、地域の支え合いを効果的に活用した高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた、一層の取組が求められております。

本審議会は、このような認識のもと、「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画」の策定にあたり、平成29年8月30日の第1回高齢者福祉専門分科会以降、4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきたところであり、本提言は、これまでの議論・検討の結果を踏まえこの計画において対応すべき課題や、取り上げるべき施策・事業についてまとめたものであります。

宇都宮市におかれましてはこの計画の策定にあたり、この提言の趣旨を本計画に十分に反映するとともに、計画の推進にあたっては、この計画が本市の高齢者施策の基本指針となることを念頭に置き、市民、関係諸機関及び行政が連携しながら、各種施策・事業を総合的・効果的に推進していくことを期待いたします。

平成30年3月

宇都宮市社会福祉審議会  
委員長 大森 健一

## 目 次

### I 宇都宮市が目指すべき高齢社会像について

#### 1 基本的な考え方

#### 2 将来の高齢社会像

### II 対応すべき課題と必要となる施策・事業等について

#### 1 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて

#### 2 「地域で支え合う社会の実現」に向けて

#### 3 「介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に向けて

#### 4 「いつまでも自分らしさを持ち、自立した社会の実現」に向けて

### III 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

### IV 計画の推進にあたって

### V 宇都宮市社会福祉審議会での審議経過

## I 宇都宮市が目指すべき高齢社会像について

### 1 基本的な考え方

- 今後宇都宮市においても、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年にかけてのより一層の高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や認知症患者など、日常生活上の支援や医療、介護を必要とする高齢者の増加が想定されるなか、本人の希望に沿って、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における支え合い体制の整備や、医療・介護の関係機関の連携強化を図り、包括的かつ継続的な支援を受けることができる体制を作っていくことが喫緊の課題となっています。
- 一方で、高齢者に必要な支援やサービスを医療や介護をはじめとする社会保障制度のみで賄うことは困難であり、社会全体、地域全体で支え合うシステムを構築しなければならず、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を内容とする「地域包括ケアシステム」の構築は、まさに、社会づくり、地域づくりそのものであり、それぞれの地域の状況にあった形で作り上げていくことが極めて重要となります。
- 「地域包括ケアシステム」を構築するうえで、地域包括支援センターは要となる機関であり、高齢者を支える地域ネットワークの中心としての役割を果たせるよう、体制を整備する必要があります。
- さらに、平成29年の国の制度改正においては、「地域包括ケアシステム」を深化・推進していく観点からの見直しが行われ「地域共生社会の実現に向けた取組」などが推進されることとなっており、宇都宮市においても、こうした制度改正の趣旨を踏まえ、健康・医療と介護の切れ目のない連携に、まちづくりの視点なども加えた分野横断的な連携、協力体制のもと、着実に取組を進める必要があります。
- 宇都宮市においては、未だかつて誰も経験したことのない少子高齢社会を経験することになりますが、そのなかにあっても、まちが持続的に発展し、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活ができるよう、これらの考え方を踏まえ、適宜、計画の進捗状況を検証、評価しながら、笑顔あふれる長寿社会の実現に向け、必要な対策を不断に講じていく必要があります。

## 2 将来の高齢社会像

1の基本的な考え方を踏まえ、高齢者が望む暮らしの確保に向け、本市が目指すべき将来の高齢社会像については次のとおり取りまとめました。

- 高齢者が健康づくり・介護予防に主体的に取り組んでおり、これまで培った知識や経験を生かしながら、趣味の活動や地域活動などにも積極的に参加することで、生きがいある生活を送っています。
- 多様化する高齢者の生活ニーズに的確に対応できるよう、地域自らが課題の把握を行いながら、地域での日頃の声かけや見守りから、ボランティアや住民組織での活動まで、日常生活の様々な場面で、住民同士で互いに助け合い、支え合いながら、住み慣れた地域での安心した暮らしが確保されています。
- 高齢者本人の意思や状況に応じて、介護保険制度や医療保険制度などを活用し、介護サービスや医療サービスなど様々な保険サービスを受けながら、心もからだも健やかに過ごすことができます。
- 認知症予防や早期発見・早期対応の重要性や社会全体で支えることの必要性など認知症に対する理解が広がるとともに、認知症の本人が持つ力を最大限に活かせる環境整備が進んでおり、認知症の人を介護する家族への支援が充実しています。
- 高齢者本人の経済的・身体的・環境的状况などに応じて、行政が行う様々な福祉事業・サービスなどの公的な支援を受けられるほか、個人の尊厳を守るため権利擁護に関する取組が進んでいます。
- 高齢者や障がい者、生活困窮者等あらゆる人々が地域で共生できるよう、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核機関として、多職種連携や相談機能の充実など、日常生活圏域のなかで、その役割を十分に果たしています。

## II 対応すべき課題と必要となる施策・事業等について

Iの目指すべき高齢社会像を踏まえ「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる笑顔あふれる長寿社会」の実現に向け、計画において対応すべき課題と必要となる施策・事業等について、次のとおり取りまとめました。

### 1 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて

- ・ 高齢者がライフステージのどの段階になっても、継続して自ら健康づくりに取り組むことができるよう、外出機会を増やす支援や、身近な場所での健康づくり活動の機会を充実していく必要があります。
- ・ 高齢者が培ってきた豊富な知識や経験を活かしながら地域の中で活躍できるよう、老人クラブ活動の充実や、意欲ある高齢者が働き続けられるよう、シルバー人材センターなどに対する支援に加え、高齢者の社会参加のきっかけとなるよう、介護予防・日常生活支援総合事業や高齢者等地域活動支援ポイント事業など、社会参加活動を通じた生きがいづくりの促進に取り組む必要があります。

### 2 「地域で支え合う社会の実現」に向けて

- ・ 高齢化の進展に伴い、地域の中で支援を必要とする高齢者の増加が見込まれるなか、今後、多様化する高齢者のニーズに応えるためには、公的なサービス・支援と市民の主体的な取組を組み合わせながら、地域全体で支え合うことがますます重要となります。このため、高齢者を支える地域ネットワークの中心となる地域包括支援センターがその役割を果たせるよう、人員・運営体制の整備など機能強化を図る必要があります。また、地域包括支援センター、医師、歯科医師、看護師、ケアマネジャーなどの多職種が既に協働して活動している事例は多く、さらに、ボランティア団体などによる活動や支援とも連携した体制の確保に向け、地域ケア会議を充実していく必要があります。
- ・ 高齢期に誰もが安心して幸せに日々の暮らしを送るためには、地域における多世代間の理解や助け合いを行える地域づくりが重要となります。このため、地域の様々な関係者が参加する第2層協議体の設置や、地域ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを行う生活支援コーディネーターの配置を進める必要があります。また、高齢者にもやさしいまちづくりが必要であることから、日常生活環境のバリアフリー化など、公共交通での移動が容易で、かつ、福祉のこころの醸成が進み、生活上の困りごとをお互いに支え助け合える地域をつくる必要があります。

### 3 「介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に向けて

- ・ 高齢者の多くが、在宅での生活を望んでいることから、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要となる介護サービスの確保に努める必要があります。また、必要な介護サービスの確保に向けては、介護従事者の確保と資質向上、職場への定着が不可欠となるため、介護事業所における従事者の処遇改善や人材育成のための研修など、働きやすい職場環境とするための支援の充実に図る必要があります。
- ・ 介護をしている方やこれから介護を始める方が負担を感じることなく、上手に介護と向き合っていくことができるよう、家族介護教室などの相談・話し合いができる場や、状況に応じた多様なサービスの利用・選択を可能とする情報提供などに取り組む必要があります。
- ・ 医療や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で人生の最後まで暮らし続けることができるよう、宇都宮市では、これまで先駆的に「地域療養支援体制の整備」に取り組んできたところではありますが、今後は、さらに発展、充実させていくための取組を進めていく必要があります。

### 4 「いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」に向けて

- ・ 認知症の人やその家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症に対する理解を深めるための周知啓発に向けた取組は重要であり、その一助となる「認知症サポーター」の養成をさらに進めていく必要があります。今後は、小・中学生などの若い世代や、これから介護に向かう就労世代も含め、より広い市民を対象に取り組んでいく必要があります。
- ・ 認知症の症状や進行の程度、身体状態等に応じた適切な医療・介護サービスを提供するためには体制強化も必要となります。このため、早期に専門職が関わることで認知症の早期診断・早期対応を目指す「認知症初期集中支援チーム」の平成30年度からの円滑な稼働に向け、チーム員や認知症地域支援推進員の質を確保するための研修に取り組む必要があります。また、若年性認知症や軽度の認知障害の方であっても、認知症の状態に応じた社会参加ができるよう、地域の多様な関係者等の理解・協力のもと、認知症の本人や家族が集える認知症サロンの運営など安心して暮らせる地域づくりに取り組む必要があります。
- ・ 地域包括ケアシステムの構成要素のひとつである「住まい」については、市民が年齢を重ねても、希望に応じた住まい方が可能となるよう、住宅情報を横でつないで的確に提供される仕組みをつくる必要があるほか、低所得で支援の必要な高齢者が安心して暮らせる住まいの在り方についても、今後、検討を進める必要があります。

### Ⅲ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

本計画は、地域包括ケア計画としての位置付けを有していることから、宇都宮市の「地域包括ケアシステム」がより一層、充実したものとなるよう、重視すべき点について、次のとおり取りまとめました。

- 地域包括ケアシステムの深化、推進に向けては、宇都宮市自身が中心的な役割を担うべき立場にあることを十分認識したうえで、医療・介護従事者などの地域の関係者と一体となって、速やかにシステムの充実、強化に取り組む必要があります。
- 地域包括支援センターについては、高齢者を支える地域ネットワークの中心としてその役割や機能を十分に果たすことができるよう、人材の育成等に取り組む必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、市民一人ひとりによる健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現に向けて、より多くの市民の参加を得ながら取組を進めていく必要があることから、市民に地域包括ケアシステムについて、よりよく理解し、取組みに参画してもらえよう、あらゆる機会を捉え理解促進を図る必要があります。
- 地域包括ケアシステムは、医療や介護サービスを提供するだけでなく、住まいや移動、見守りなど地域のもつ生活支援の機能全般を高め、「地域づくり」や「コミュニティづくり」に繋げていく考え方が必要となります。  
このため、今後、宇都宮市がどのような地域やコミュニティを創っていくかという視点を持ちながら、高齢者だけを対象とするのではなく、全世代を包括した「地域づくり」という考えのもと、2025年を見据えた取組を進めることを望みます。

---

#### IV 計画の推進にあたって

本計画を着実に推進するため、次の点に留意して取り組むことが必要です。

- 本計画の基本理念である、「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会」を実現するために、行政内部の連携を深めて、総合的・一体的に高齢者対策を推進すること。また、本計画を推進していくため、宇都宮市は、福祉団体、地域団体、介護サービス事業者、保健・医療等の様々な主体と連携強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制整備を図ること。
- 本計画の周知にあたっては、高齢者のみならず、広く市民に対して周知を図る必要があることから、市ホームページや広報紙、パンフレットのほか、情報が届きにくい市民も居ることも理解したうえで、必要に応じ地域の関係機関、団体などと連携した情報提供などにも取り組みながら、十分に周知を図るとともに、市民に分かりやすい表現・内容となるよう工夫すること。
- 地域包括ケアシステムが円滑に機能するためには、医療、介護サービス等の提供基盤の整備や連携強化に向けた取組が重要であり、新たに対応すべき課題についても、的確に対応すること。
- 第7期介護保険料については、医療、介護サービス等が安定して提供できるよう、必要となるサービス量の推計のもと、また、国が取り組む介護人材の処遇改善なども反映したものとして適切に算出されたもので、施策・事業を充実するために必要となる経費として、適正なもの判断する。

介護保険制度は高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核であり、その財源は、保険料と公費で支えられていることから、介護に要する額や介護保険料は制度創設時より大きく増加していることを踏まえ、保険者である宇都宮市は介護予防や自立支援・重度化防止に取り組み、保険料負担の軽減を目指すとともに、費用負担者への説明責任を果たし、制度への納得感を高めていくこと。

## V 宇都宮市社会福祉審議会での審査経過

### ○ 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）での審議経過

#### 【第1回】

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 平成29年7月18日（火）14:00～15:00   |
| 審議内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長選出，職務代理者指名，専門分科会委員指名</li> <li>・ 平成29年度専門分科会調査審議案件（年間予定）</li> </ul> |

#### 【第2回】

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 開催日時 | 平成30年3月14日（水）15:30～16:30   |
| 審議内容 | 平成29年度専門分科会の調査審議結果等について ほか |

### ○ 高齢者福祉専門分科会での審議経過

#### 【第1回】

|      |   |
|------|---|
| 開催日時 | 平成29年8月30日（水）13:30～15:22  |
| 審議内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の概要について</li> <li>・ 地域包括ケアシステム構築に向けた本市の取組について</li> <li>・ 「にっこり安心プラン（第7次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第6期宇都宮市介護保険事業計画）」の取組状況等を踏まえた「(仮称)第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の骨子（案）について</li> </ul> |

#### 【第2回】

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 平成29年11月7日（火）14:00～15:48   |
| 審議内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1回宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の振り返り</li> <li>・ 「(仮称)第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」における基本理念・基本目標の設定と施策の方向性等（案）について</li> </ul> |

#### 【第3回】

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 平成29年12月26日（火）13:30～15:04  |
| 審議内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（素案）について</li> </ul> |

#### 【第4回】

|      |   |
|------|---|
| 開催日時 | 平成30年2月13日（火）14:00～15:34  |
| 審議内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（素案）に係るパブリックコメントについて</li> <li>・ 「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」（案）について</li> <li>・ 「にっこり安心プランー第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」策定に係る提言（案）について</li> </ul> |

## 宇都宮市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会委員

|       |           |
|-------|-----------|
| 分科会長  | 大 森 健 一   |
| 職務代理者 | 檜 山 和 子   |
| 委 員   | 大 山 知 子   |
| 委 員   | 唐 木 成 仁   |
| 委 員   | 三 條 安 子   |
| 委 員   | 塩 澤 達 俊   |
| 委 員   | 田 野 實 和 夫 |
| 委 員   | 束 原 勸     |
| 委 員   | 長 野 洋     |
| 委 員   | 生 井 俊 一   |
| 委 員   | 浜 野 修     |
| 委 員   | 福 田 智 恵   |
| 委 員   | 松 本 力 ネ 子 |
| 委 員   | 松 本 順 子   |
| 委 員   | 横 松 薫     |
| 委 員   | 依 田 祐 輔   |
| 委 員   | 渡 邊 力 ヨ 子 |

(委員 五十音順)

## 5 用語解説

### 〔あ〕

- 悪性新生物  
悪性腫瘍，ガンのこと

### 〔い〕

- 医療・介護連携支援ステーション  
地域の医療・介護関係者，地域包括支援センターを対象に，入院患者の円滑な在宅療養移行などに向け，相互の連携を支援するための相談窓口。市内を5つのブロックに分けて設置する。
- 医療・介護連携支援センター  
医療・介護連携支援ステーション間の情報共有や地域の医療・介護の情報を集約した「地域包括資源検索サイト」の管理・運用など，医療・介護連携ステーションの活動を支援するもの

### 〔う〕

- 宇都宮市みんなで考える認知症月間  
市民への認知症の理解を広げるため，世界アルツハイマーデー（9月21日）を含む週から1か月，広報紙やホームページの活用のほか，認知症予防講演会や認知症サポーター養成講座の開催などを集中的に実施する事業

### 〔え〕

- NPO  
non-profit organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない，民間非営利組織

## ■ LRT

LRTは、「ネットワーク型コンパクトシティ」を支える総合的な公共交通ネットワークの要として位置付けられており、その中心を担う東西基幹公共交通に求められる高い輸送力や定時性などを備え、人や環境にやさしく、産業の振興や沿線地域の活性化、さらには、鉄道との連携による広域的なネットワークの形成など、将来のまちづくりに多くの効果が期待できるもの

※ LRT（次世代型路面電車システム）とは、「Light Rail Transit（ライト・レール・トランジット）」の略称で、各種交通との連携や低床式車両（LRV）の活用、軌道・停留場の改良による乗降の容易性などの面で優れた特徴がある次世代の交通システム

## 〔か〕

### ■ 介護サービス計画（通称：ケアプラン）

要介護認定を受けた高齢者が介護サービスを受ける場合に、受けるサービスの内容や本人の負担額などを定めたもの。要介護認定者は市区町村に作成依頼の届出を行い、それを受けて、主に介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人や家族等と相談しながら作成する。

### ■ 介護支援専門員（通称：ケアマネジャー）

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービス計画（ケアプラン）の作成のほか、利用者等へのアドバイスやサービス事業者との連絡調整なども行う。

### ■ 介護相談員

利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けをする専門家

### ■ 介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること

### ■ 介護予防教室（通称：はつらつ教室）

地区市民センター、地域コミュニティーセンター、公民館など、地域の身近な場所で、運動やレクリエーション、脳トレ、口腔ケアなど介護予防に役立つ内容について、半年から1年かけて学ぶ教室

### ■ 介護療養型医療施設

療養型病床を持つ病院・診療所で、介護保険適用の療養病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理・看護や、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う。

■ 介護老人福祉施設

常時介護が必要で過程での生活が困難な場合に入所する施設で、入所者に対し、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

■ 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、入所者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練、その他の必要な医療等を行う。

■ 家族介護教室

介護をしている家族を対象に、介護技術の習得や介護者同士の交流会を行う教室

〔き〕

■ 基幹相談支援センター

市が、地域包括支援センターの設置主体として、地域包括支援センター間の総合調整、地域包括支援センターの後方支援など、地域包括支援センターをバックアップする機能を有するもの

■ 協議体

高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など地域の多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発を行う場で、地域住民が主体となって高齢者の生活を支える資源開発を行うことを目的としたもの。

市域全体を対象とする第1層と、日常生活圏域（本市においては、地区連合自治会圏域）を対象とする第2層の、重層的な取組が想定されている。

本市における第1層協議体は、市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会がその役割を担い、第2層協議体は、地域包括支援センターを必須とし、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会などの保健福祉関係団体を核として、地区連合自治会やまちづくり推進協議会など、地域の実情に応じて様々な団体が参画することとしている。

■ 緊急通報システム事業

おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者等が、急病等緊急の際に、緊急通報装置を押すことにより、受信センターに通報され、必要に応じて協力員が状況を確認するとともに、消防局に連絡し、救急車を要請する。また、日常時は受信センターが健康・生活相談を行う事業

## 〔く〕

- グループホーム  
「認知症対応型共同生活介護」に同じ

## 〔け〕

- ケアプラン  
「介護サービス計画」に同じ
- ケアマネジャー  
「介護支援専門員」に同じ
- 軽費老人ホーム（ケアハウス）  
老人福祉法における、「無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設」で、本市ではケアハウスと呼ばれる施設が13施設ある。（2015年3月末日現在）
- 健康相談  
保健師や栄養士等が行う、介護予防のための健康や栄養に関する相談
- 健康づくり実践活動  
地域での健康づくりの核となる健康づくり推進員が、健康づくりを身近な地域の中に広めていく活動
- 健康づくり推進員  
栄養・運動・休養のバランスの取れた生活習慣を自ら実践するとともに、健康づくりを身近な地域の中に広めていく活動を行う市独自のボランティア。地区連合自治会単位で組織化され、現在までに39地区中、37地区で健康づくり推進組織が活動している。

## 〔こ〕

- 高齢化率  
総人口に占める高齢者人口の割合。国連の定義では、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」と呼ばれる。
- 高齢者外出支援事業  
70歳以上の高齢者を対象に、年度に1回、本人負担1,000円（定期券は、2,000円）で、5,000円相当のバス乗車券等の交付又は、購入費を助成する事業

■ 高齢者短期宿泊事業

介護保険の認定を受けていない高齢者を対象に、体調の調整等、生活習慣の適切な指導を受ける場合や一時的に家族等の見守りを受けることが困難となる場合に、介護保険施設等の空床を活用し、サービスを提供する事業

■ 高齢者等地域活動支援ポイント事業

「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対してポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や市の施設利用券などの活動奨励物品等に交換できる事業

■ 高齢者等ホームサポート事業

65歳以上で介護保険の要支援以上の高齢者等を対象に、軽易な日常生活上での支援（家の周りの手入れ、軽微な修繕など）を行う事業

■ 高齢者にやさしい住環境整備補助事業

65歳以上で介護保険の要支援以上に該当する高齢者の世帯に、日常生活を容易にするための住宅の改修に要する経費の一部を補助する事業

■ 高齢者無料入浴券交付事業

70歳以上で、自宅に入浴設備がない高齢者を対象に、公衆浴場の入浴券を交付する事業

〔さ〕

■ 在宅医療

年齢に関わらず、病気になっても障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、入院医療や外来医療、介護、福祉サービスと相互に補完し合いながら、自宅やサービス付き高齢者向け住宅などで患者の生活を支える医療

■ サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供する住宅。国土交通省、厚生労働省の共管として創設され、登録は都道府県・政令指定都市・中核市が行い、事業者に対する指導・監督を行う。

■ 災害時要援護者

風水害や地震等の自然災害が発生した場合に支援を必要とする、高齢者（おおむね65歳以上）、障がい者等

---

**■ 在宅高齢者家族介護慰労金**

介護を必要とする在宅の高齢者を、一定期間、介護サービスを受けずに、日常的に介護している家族に対し、慰労金を支給する事業

**〔し〕****■ 市街化調整区域の整備及び保全の方針**

市街化調整区域において、地域拠点への生活に便利な機能（施設）の充実などにより、良好な居住環境を維持・確保していくため、将来の土地利用の方向性と都市計画制度の運用方針を明らかにするもの

**■ 自主グループ**

介護予防教室などを受講したおおむね65歳以上の方が地域で自主的に介護予防を行うグループ

**■ 施設・居住系サービス**

介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護、介護専用型特定施設入居者生活介護の総称

**■ 食生活改善推進員**

食を通じた健康づくり活動を行う、全国組織のボランティア団体。家族や近隣住民など仲間とのふれ合いを通じ、地域ぐるみの良い食習慣づくり、健康づくり活動を広める。

**■ 食の自立支援事業（配食サービス）**

栄養改善が必要な方に対し、「食」の自立の観点から食関連サービスの利用調整を行った上で、訪問による食事サービスの提供を行い、食生活の改善及び健康の増進を図るもの

**■ シルバー人材センター**

健康で働く意欲のある高齢者（おおむね60歳以上）の方を対象に、臨時的就業かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて、生きがいの充実・社会参加の促進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている公益法人

**■ シルバーハウジング**

高齢者世帯（満60歳以上の単身、夫婦、2名の親族による世帯）が、より安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅生活の支援を目的とした住宅

〔せ〕

■ 生活援助員派遣事業

公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する事業

■ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者に対する生活支援等サービスの体制整備に向けて、協議体とともに、地域における資源開発や生活支援の担い手の育成、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を行うもの。

協議体と同様、市域全体と対象とする第1層と、日常生活圏域（本市においては、地区連合自治会圏域）を対象とする第2層の、重層的な取組が想定されている。

本市における第1層生活支援コーディネーターは、市高齢福祉課がその役割を担い、第2層生活支援コーディネーターは、それぞれの第2層協議体において、地域における支え合い活動の経験があるなどの適任者を選出することとしている。

■ 生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、病気の発症や進行に關与する疾患群のこと。例えば、がんや脳卒中、心臓病、高血圧症、糖尿病などの病気がある。

■ 成年後見制度

認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方々が、財産管理や福祉サービスの利用についての契約などの法律行為を自分で行うことが困難であるような場合に、判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度

〔た〕

■ 団塊の世代

第二次世界大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）頃までに生まれた人々のことをさす。

## 〔ち〕

## ■ 地域ケア会議

介護保険法に位置付けられ、介護福祉専門員、保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議。会議では、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。

## ■ 地域スポーツクラブ

地域住民自らが設立・運営を行うクラブで、スポーツを楽しむ活動を行う。世代の異なる住民がスポーツを通して交流することができる。

## ■ 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「自立した日常生活の支援（生活支援）」の5つの分野が包括的に確保される体制をいう。

本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組は、国が示す上記の5つの分野に、看取りを含めた在宅での療養生活を送る上で重要となる「医療・介護連携」と、75歳以上の高齢者の増加に伴いさらに重要性が高まる「認知症対策」を加えた7つの分野において重点的に実施する。

## ■ 地域包括ケア推進会議

地域包括ケアシステムの構築及び円滑な運用、更には深化・推進に向け、医療・介護・福祉などの関係団体が集まり、医療・介護連携や、認知症対策、生活支援体制の整備などの取組について、課題の抽出や対応策の検討を行う会議

## ■ 地域包括支援センター

被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関

## ■ 地域密着型サービス

認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、2006年（平成18年）4月に創設され、日常生活圏域の中で多様で柔軟な介護サービスを提供する。市区町村が事業者指定の権限を持ち、原則として当該市区町村の住民のみが利用できる。

〔て〕

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、2012年（平成24年）4月に創設された地域密着型サービスの一つで、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うもの

〔と〕

■ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、ケアハウス等で要介護者等が一定の計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能等訓練、療養上の世話等を受ける介護サービス

■ 特別養護老人ホーム

「介護老人福祉施設」に同じ

〔に〕

■ 日常生活自立度

介護保険制度の要介護認定に用いられる指標のことで、「障害者の日常生活自立度（寝たきり度）」と「認知症高齢者の日常生活自立度」の2つがある。認知症高齢者の日常生活自立度は7段階（ランクⅠ～ランクⅣ）にランク分けすることで評価し、ランクⅡ以上は日常生活に支障をきたすような症状、行動、意思疎通の困難さが見られる。

■ 認知症

「痴呆」に対する誤解や偏見の解消を図る一環として、2004年（平成16年）から「痴呆」に替わる用語として使用されている用語。誰にでも起こりうる脳の病気によるものであり、認知機能が低下することが原因で、生活に支障が出ている状態のこと

■ 認知症ガイドブック（ケアパス）

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを分かりやすく示した冊子

---

**■ 認知症キャラバン・メイト**

「認知症サポーター養成講座」の講師役。キャラバン・メイトになるには、医療従事者や介護従事者など一定の要件を満たす人が、キャラバン・メイト養成講座を受講する必要がある。

**■ 認知症サポーター**

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。認知症サポーターは、「認知症サポーター養成講座」を受講することにより、誰でもなることができる。

**■ 認知症サロン（オレンジサロン）**

認知症の人とその家族が地域住民や専門職などと相互に情報を共有し、お互いを理解しあう場。本市では、公益社団法人認知症の人と家族の会栃木県支部の協力のもと、道場宿町に「オレンジサロン石蔵」、田下町に「オレンジサロンあん」、宝木町1丁目に「オレンジサロンえん」を開設し、誰もが集える交流の場を提供するとともに、認知症に関する相談への対応を行っている。

**■ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）**

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、厚生労働省や関係府省庁が共同で策定した計画で、今後推進すべき認知症施策が示されたもの（2015年1月27日策定，2017年7月5日改定）

**■ 認知症疾患医療センター**

認知症疾患における鑑別診断，地域における医療機関等の紹介，問題行動への対応についての相談や，もの忘れ等の自覚症状がある高齢者に関する相談の受付などを行う専門医療機関。都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するものであり，本市では，皆藤病院及び済生会宇都宮病院が県の指定を受けている。

**■ 認知症初期集中支援チーム**

複数の専門職が家族の訴えなどにより，認知症またはその疑いがあるが，医療や介護などの公的なサービスを受けていない方やその家族を訪問し，アセスメント，家族支援などの初期の支援を包括的，集中的（おおむね6か月）に行い，自立生活のサポートを行うチーム

**■ 認知症対応型共同生活介護**

比較的安定した認知症の状態にある要介護者が，共同生活を営む住居において，家庭的な環境の下で，入浴，排泄，食事の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を受ける介護サービス

■ 認知症地域支援推進員

市町村ごとに、地域包括支援センター、市町村、認知症疾患医療センター等に配置され、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行うもの。

本市では、市高齢福祉課に配置している。

■ 認定率

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）に対する要支援・要介護認定者の出現率

〔ね〕

■ ネットワーク

網の目状に人や機関が連携し、ある問題の解決に向けて意識や情報、知恵を共有しながら、ひとつの有機体のように共通目標に向かって活動を行うこと。狭義では、情報交換のための組織や連絡網を指すこともある。

■ ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）

市内の各地域を維持し、発展させていくため、病院や買い物施設など都市の機能や人口を各地域の拠点に集め、それらを鉄道やLRT、バスなど交通のネットワークでつないだ都市の姿

〔は〕

■ はいかい高齢者等家族支援事業

はいかい行動のある方が、小型専用端末機を身につけ、行方不明になった時に、家族が携帯電話やパソコンから、位置情報を検索するシステムの利用料等の一部を助成する事業

■ バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、心理的な障壁、情報面など全ての障壁を除去するという考え方

■ はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業

在宅の70歳以上の高齢者、65歳以上の寝たきりの高齢者などが保険の適用外で、はり・きゅう・マッサージの施術を受けるときに料金の一部を助成する事業

## 〔ふ〕

## ■ ふれあいいいきサロン

高齢者、障がい者及び子どもなどが身近な場所に気軽に集い、ふれあいを通して仲間づくりや生きがいくりの輪を広げ、また、参加者の悩みや不安の解消を図り、安心して暮らし続けることができるよう、お互いに支えあい助けあう、地域の居場所

## 〔ほ〕

## ■ ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談やボランティア活動に関する情報の収集・提供、ボランティアグループの紹介等のほか、ボランティア活動に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座や、ボランティア育成のための講座等を開催している。本市社会福祉協議会が運営している。

## 〔ま〕

## ■ まちづくりセンター

市民によるまちづくり活動がより一層活性化されるよう、非営利活動法人や地域活動団体、企業などの様々な主体の連携促進やボランティア団体、NPO法人といった市民活動団体の組織基盤強化など、多様な支援を行うまちづくり活動の拠点施設。愛称「まちびあ」

## 〔も〕

## ■ 茂原健康交流センター

高齢者や障がい者等の健康づくりや生きがいくりの場を提供するとともに、市民の健康増進や世代間、地域間の交流を促進することにより、市民福祉の向上に寄与することを目的として整備した健康づくりのできる施設。愛称「蝶寿コ・デ・ランネ」

## 〔や〕

## ■ 夜間対応型訪問介護

在宅の要介護者等に対し、夜間に介護福祉士等が定期的な訪問や緊急通報による随時訪問を行い、排泄、入浴、食事などの日常生活上の世話をを行う介護サービス

■ やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画（地域福祉計画）

「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」第7条に定める福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であるとともに、「社会福祉法」第107条に定める地域住民，事業者及び行政等が相互に協力して地域福祉の課題や生活課題の解決を図り地域福祉を推進するための計画

〔ゆ〕

■ 有料老人ホーム

老人福祉法第29条に定める、「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないもの」

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考えのもと、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念でもある。

〔よ〕

■ 要介護・要支援認定

高齢者等からの申請に基づき、介護保険の保険者である市区町村が、訪問調査によりその心身の状況を調査するとともに、主治医意見書との総合的な判定により、介護の必要性の程度を要支援1・2・要介護1～5の7段階に区分で認定する。介護保険の給付を受けるためには、認定を受ける必要がある。

## 〔り〕

## ■ 立地適正化計画

人口減少や超高齢社会が到来する中で、公共交通ネットワークの構築と連携を図りながら、居住や都市機能（医療・福祉、商業等）の誘導を図る区域と、その区域内への誘導策等を定めることにより、安心して便利に暮らせるコンパクトなまちづくりを推進するため、2014年（平成26年）8月の改正都市再生特別措置法により創設された計画制度

## ■ リビング・ウィル（生前の意思表示）

突然の事故で植物状態になった場合やがんの末期等、現在の医療では死が避けられない状況になったときなどに、自分はどのような医療を受けたいのか、あるいは受けたくないのかを、あらかじめ意思表示すること

## 〔ろ〕

## ■ 老人福祉センター

高齢者が健康で明るい生活を営むために必要な各種の相談や健康の維持増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に図ることを目的とした施設で、市内に5か所設置されている。

## ■ 老人福祉補聴器交付事業

65歳以上の高齢者で、身体障がい者に該当せず、一定の聴力レベルに該当し、専門医師により補聴器の使用が認められた方に対し、高度難聴用補聴器を交付する事業



宇都宮市第8次高齢者保健福祉計画  
宇都宮市第7期介護保険事業計画  
(2018年度～2020年度)

2018年3月

発行者／宇都宮市

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>

編集／宇都宮市保健福祉部高齢福祉課

TEL：028（632）2903

FAX：028（632）3040

E-mail:u1903@city.utsunomiya.tochigi.jp

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、  
思いやりの心や人と人とのふれあいが、  
ますます大切になってきています。

宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、  
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、  
ここに『福祉都市』を宣言します。

## 福祉都市宣言

宇都宮市は  
赤ちゃんからお年寄り  
ハンディキャップを  
持った人々など  
すべての市民が  
笑顔でことばを交わし  
健康でいきいきと暮らせる  
心ふれあう福祉のまちを  
つくります